

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和3年 3月 10日・11日・12日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	福 祉 課	2～24
2	住民環境課	24～36
3	健康推進課	36～58
4	子ども未来課	58～71
5	文化スポーツ課	71～84
6	学校教育課	84～111

議事のでんまつ

午前10時30分 開会

1 日目

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから3月定例会の福祉文教常任委員会の審査をこれから始めたいと思います。最初は今日福祉課からということでありますので、よろしく願いいたします。それでは見えておりますので審査を始めます。

①福祉課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 まず最初に議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の福祉課に係わる分について審査を行います。担当課の説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)のうち福祉課に係わる部分につきまして担当の係長の方からご説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長

○林社会福祉係長 それでは補正予算書の支出の方からご説明いたしますので21ページをお願いいたします。一般会計補正予算書21ページ、3款の民生費でございます。まず事務事業コード0301社会福祉総務費でございますが、こちらにつきましては上伊那広域連合の負担金の増額及び要支援者のシステムの関係で年度途中での導入になりましたのでそちらに関する経費の減、また複合施設等の会議費につきましては担当課が企画振興課の方で庁舎内での会議になりましたので、委員報酬の減等をさせていただいております。積立金につきましては寄附等いただいたものを福祉基金の方に積み立てるということでそちらの予算を計上させていただいております。

○北條福祉課長 0323についてご説明させていただきたいと思います。高齢者のタクシー助成券でございますけれどもこちらの方、申請者が思ったほど伸びなかったということで200万円を減とさせていただきました。

○林社会福祉係長 0333介護保険事業の運営費になりますが、こちらは介護保険特別会計への繰出金になります。特別会計の方でのご説明をさせていただきますがそちらの特別会計の減額に伴う繰出金の減でございます。

○唐澤障がい者福祉係長 22ページの方説明をさせていただきます。359地域活動支援センター事業費です。こちら需用費の消耗品、それから備品購入費、あと補助金ということで補正をさせていただいております。こちらですが新型コロナウイルスの地域活動支援センターについての体制強化補助金という国の補助金の方を活用するというので補正をさせていただきます。内容としては消耗品はアクリルの遮蔽版ですとか、アルコールといったものになります。それから備品の方はみのわ〜れの方にサーモカメラ、タブレットで顔の温度分かるサーモカメラを入れたいというふうに考えております。それから補助金の部分です

けれども、みのわ〜れの方でアルコールの方を購入している分が3万2,000円ほどありまして、その半分をですね、町を通じてみのわ〜れの（聴取不能）の方に補助金ということで支払うということでもっております。歳出については以上です。引き続きまして資料の12ページの方をお願いいたします。収入の方ですけれども12ページの真ん中のあたりに民生費国庫補助金ということでございまして自立支援事業費補助金で新型コロナウイルス地域活動支援センター体制強化事業補助金ということで10万2,000円となっておりますけれども、こちら先ほど申し上げました国庫補助金の方の収入ということになります。

○林社会福祉係長 続きまして15ページをお願いいたします。15ページの19款 寄附金でございます。こちらにつきましては遺志金ですとか寄附をいただいた分の収入になりますけれども、支出との差額につきましては既に補正で収入の方は1回100万円を増額させていただいておりますので寄附等いただいた後半の分ですかね、年度末までに寄附をいただいた分の増額をさせていただいております。説明については以上です。☆（聴取不能）

○8番 松本委員 21ページの高齢者タクシー券のことですが、あんまり伸びなかったと、なんか原因が分かっているでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの方、申請は162人ございまして該当者は134名でございました。今年度のタクシー券の助成券は非課税世帯ということになっておりまして、車を持たない非課税世帯で高齢者のお家ということになってますので民生委員さんを通じまして地域の中の掘り起こしをいたしましたが、134名に留まったということでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか、松本委員他にありませんか。ないですね。ちょっと私の方からですけどさっきの寄附金の25万でない前に100万円あるっていうことですか。係長

○林社会福祉係長 歳入につきましては企業さんの方でいただいた100万円という寄附金が既に補正で対応させていただいております、今度基金の方に積み立てるに当たって、歳入の方はそちらの100万円も加えて福祉基金の方に積み立てるということでちょっと金額の差が出ておりますけれども、お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 その補正のときに使っちゃったんじゃないの、100万円を。

○林社会福祉係長 使ってはいません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 そのときにはどういう補正、100万円を何にするっていつて盛ったの。

○北條福祉課長 調べてもう一度お答えさせていただきますのでお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。釜屋委員

○4番 釜屋委員 0301の社会福祉総務費の複合施設の検討会、この出席者謝礼減ですけど、庁舎内でやる予定、やったのでかからなかったということで25万円ですけど、これはもし（聴取不能）じゃなければどういうことに使う予定だったんでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの方ですけれども福祉課の予算の方に計上させていただいたけれども、話し合いの結果、企画の方で担当することになっておりました。コロナの前は若い方たちのご意見等をいただくということで会議の方も予定しておりましたけれども、コロナの関係でできなかつたということでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。令和2年度 箕輪町一般会計補正予算(第13号)についての福祉課に係わる部分について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしで可決するものと決しました。本会議で報告をさせていただきます。

それでは次に議案第6号 令和2年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)について議題といたします。説明お願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは議案第6号 令和2年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして担当の係長からご説明をさせていただきますので、お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長

○林社会福祉係長 介護保険の特別会計について歳出の方からご説明をいたしますので補正予算書の介護12ページをお願いいたします。補正予算書、介護12ページ、歳出でございます。まず1款の総務費でございますけれども事務事業3100一般管理費につきましては上伊那広域連合の負担金の減額になります。同じく3107の認定審査会の共同設置負担金につきましても上伊那広域連合のシステムに関する負担金の減額になります。続きまして2款、13ページですけれども2款の保険給付費になります。こちらは今年度の歳出の実績に基づきまして3111の介護サービス費につきましては減額、また審査手数料、高額介護サービス費につきましてはそれぞれ増額をお願いするものでございます。

○北條福祉課長 では5款の地域支援事業費についてご説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。3151の介護予防生活支援サービス事業費でございますけれども、こちらの方通所A2というのはいきいき塾それからコロナの関係で出来なかつた部分があるということで減額をさせていただいてございます。訪問A・通所A1サービス、こちらの方につきましてもコロナの関係で利用が上がりなかつたということで減額をお願いしてございます。3152介護予防ケアマネジメント事業費ですが、こちら介護予防に係わるケアマネジメントの委託料ですが、各事業所、居宅の事業所の方にケアマネジメントを委託してお

りますけれども、こちらの方は増額をお願いいたします。3153の報償費等ですけれどもこちらの方ですが、より有利な補助金をいただくっていうこともございまして組替をさせていただいてございますのでお願いいたします。3154からの組替でございます。報酬の方ですけれども介護予防事業の講師ということでこちらの方コロナの関係でできなかったということで減額をお願いいたします。また民間職員の受入負担金の増でございますけれども、こちらの方、生協病院の方から作業療法士の方をお願いしておりますけれども本年度につきましては週4回ということになってございます。ですのですが、こちらの方もより有利な補助金をいただくということで3153の方に組替をさせていただきまして3154の方で減額というふうにさせていただいてございます。包括的支援事業費につきましては先ほど申しました予算の組替と職員の月給分をこちらの方で3ヶ月分もつようになりました。3155ですけれども認知症のサポート養成講座等、こちらコロナの関係でやはりできなかったということで減額をさせていただいております。また成年後見制度の利用支援事業費でございますが、こちら町長申立費用になりますけれども、こちらも今回で減額をさせていただいております。1枚おめくりいただきまして3156在宅医療・介護連携推進事業でございますけれどもこちらの方もコロナの関係で医療介護連携の講習会ができなかったということでそれぞれ委託料と報酬費の方を減額をさせていただいております。それから3157、3158、3159につきましては財源組替でございましてより有利に補助金をいただくために財源を組替させていただいております。

○林社会福祉係長 続きまして介護17ページ、10款の予備費でございますがこちらは収入と支出を予備費で調整をさせていただいております。歳出の説明は以上になりまして、歳入の説明になりますので6ページをお願いいたします。歳入、介護6ページ、1款の保険料でございます。こちらは第1号の被保険者の保険料になりますけれども収入見込みに基づきまして減額をさせていただいております。続きまして介護7ページの4款でございます。こちらが目の01の介護給付費負担金でございますが、歳出2款の介護サービス費の増額減額に伴うものでございますので法定分を減額させていただいております。続きまして国庫補助金の目01調整交付金でございますが、こちらにつきましても介護サービスの給付の減額に伴う減額でございます。

○北條福祉課長 続きまして02地域支援事業交付金のこちら介護予防事業・日常生活支援総合事業に係わる分につきましても、実績に伴う減額でございます。03も同じものでございます。04の保健者機能強化推進交付金、それから05の介護保険の保険者努力交付金につきましてはこちらの方介護予防、重症化予防に係わる保険者の取り組みにつきまして交付されるものでございましてそれぞれ交付決定に基づくものでございます。保険料等に充てられるということでその部分も充てさせていただきました。

○林社会福祉係長 介護8ページをお願いいたします。8ページの4款 国庫支出金のその他補助金でございますが、こちらは国庫分の介護保険のシステムの改修に伴う国庫補助金の増額と、災害等の臨時特例補助金ということで新型コロナウイルスによる保険料の減

免を申請された方の保険料額が減額になる分に対しまして国からの補助がございますのでそちらの分がその他の補助金ということで増額になっております。続きまして介護 9 ページ、5 款の支払基金交付金でございます。目 1 の介護給付費の交付金につきましては歳出 2 款の介護サービスに伴う交付金の減額になります。

○北條福祉課長 地域支援事業交付金、こちらの方もサービスの提供に対しましての減額、法定内の減額ということでございます。

○林社会福祉係長 介護 10 ページをお願いいたします。介護 10 ページの 6 款 県支出金、目 01 の介護給付費負担金になりますが、こちらは歳出支出の方の介護給付サービスの減額に伴う県の負担金の減額でございます。

○北條福祉課長 同じく 03 県補助金でございますけれどもこちらサービス、それぞれの事業に係わる率で減額をさせていただいてございます。

○林社会福祉係長 介護 11 ページをお願いいたします。介護 11 ページの 10 款 繰入金になります。一般会計の繰入金になりますけれども、目の 01 介護給付費の繰入金につきましては、給付に対する町の法定分の減額になります。また目 2 から 3～5 につきましてはそれぞれ歳出の方の減額に伴いまして一般会計の繰入分を減額するものでございます。説明は以上になります。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは今説明が終わりましたので、質疑、ご意見がありましたら出していただきたいと思っております。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。令和 2 年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、可決すべきものと決定しました。本会議でその旨報告させていただきます。

次ですが、議案第 8 号 箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会設置条例制定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは議案第 8 号 箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会設置条例制定についてお願いをいたします。この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきまして高齢者や障がい者等が受ける虐待その他の権利侵害の防止、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援を推進するため、権利擁護ネットワーク連携協議会を設置するものでございます。詳細につきましては、担当の係長の方からご説明をいたしますので、お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤障がい者福祉係長 説明の方をさせていただきます。資料ですけれども条例の方の文書と、あと権利擁護ネットワーク連携協議会という図になっている資料の方がございますのでこちらの方に基づいて説明をさせていただきます。こちらの権利擁護ネットワーク連携協議会ですが、こちらの図になっているものでございます。すみません、条例の方で説明をさせていただきます。権利擁護ですけれども、権利を擁護する守るということで高齢者、障がい者などの社会的な弱者と言われる方の権利を守るために養護者や代弁者の方がその方の支援を行うということになります。こちらですけれども協議会の目的といたしましては高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安全・安心に自分らしく暮らせるということを目的としておりまして、条文の方の第2条ということをご覧いただきたいと思っておりますけれども、具体的に何をやるかということですが、まず高齢者の権利擁護の普及啓発に関する事項、それからこういった高齢者の権利擁護及び成年後見制度の利用に係る相談及び支援に係る事項、それから高齢者等への虐待それから消費者被害の防止に関する事項、それから町が策定する権利擁護についての計画ですがこの度総合福祉計画ということの中で成年後見制度の利用促進基本計画というのを立てているというところですがけれどもこちらの評価等々を行うということで協議会の方をやっていきたいというところを考えております。こちらの条文の方の第3条をご覧いただきたいと思っております。委員については次に掲げる者のうちから町長が委嘱するということが司法ですとか福祉、医療及び保険関係者、こういった方の中から町長が任命をいたしましてこういった多くの方の参加で協議会の方組織をしていきたいということですが、こちらの協議会ですけれどもこの中に検討・専門判断部会というのを置きます。こちらの第7条のところにあります、協議会は必要に応じて部会を置くことができるということになっておりまして検討・専門判断という会というのを置きまして個別支援等の支援の必要性、支援内容の検討の方を行うということですが、この図をお持ちの方ですと、その組織図の右手の方に検討・専門判断部会ということがあります。国は権利擁護するために中核機関置くことということをしておりまして、この中核機関については上伊那の後見センター、市町村の方で置くということを考えております。こちらの図の方の下の方に中核機関ということがございます。この条例の施行については令和3年度4月1日からということになります。説明については以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは、今の説明がありました質疑、ご意見がありましたら出して下さい。寺平委員

○13番 寺平委員 協議会の開催頻度についてお尋ねしたいんですけども、これは年間何回というふうに決めて開催するのか、それともいわゆる要はなんて言いましょうか、権利擁護に関する案件が出た都度開催するものなのか、それともまとめて開催するものなのか、こういった計画になりますでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの方ですけれども、連携協議会の方は年2回ぐらいというふうに

思っておりますが、検討・専門部会につきましてはそれぞれ事例等出た場合に必要な場合に設置するというふうに考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 第3条の(3)に前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者とありますけれど、今の段階ではどういった方が予想されるのか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの方でございますけれども、今金融機関等を考えてございましてやはり成年後見に係わることで金融機関と連携を取っていくということが大きい部分がございますのでそういうような方たちもこの協議会に入っていただけであればというふうに考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 基本的なところをお尋ねしたいんですけども、この協議会を設置することによって従来の対応とどういった変化があるのかというところをお尋ねしたいんですけど。金融機関が入る部分が大きく変わるのかなと思うんですけども、こういったところが改善されるというところがあれば教えていただきたいんですけども。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 今まではですね、例えば弁護士さんにすぐに町が相談できるかっていうとなかなか難しい部分がありました。それから司法書士さんですとか行政書士さんですとか、やはりそういう方たちとチームで話をしますと色々な方法が出てくるということがございますのでやはりこの協議会を持つことによってそういう司法の方たちと連携が強化できるのかなというふうに思っております。その部分が今まで福祉という、保険という部分では話し合いの場はありましたけれども、そこに司法ですとか先ほど申しました金融機関ですとか、そういうところが入ることによってより強固なネットワークができるんじゃないかと考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。それでは議案第8号 箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会設置条例制定について採決を行います。この議案第8号について原案とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは異議ありませんので原案のとおり決することにいたします。その旨本会議で報告をいたします。

それでは次に議案第16号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてお伺いいたします。説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは議案第16号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。この条例は令和3年度から令和5年度の第8期保険料を定めるとともに平成30年の税制改正に伴い介護保険料に不利益を生じさせないために条例の改正を行うものでございます。細部につきまして担当の係長の方からご説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長

○林社会福祉係長 それでは3ページの新旧対照表議案第16号の資料の方の3ページ、3ページをご覧くださいと思います。まずはじめに第3条 保険料の率につきましてですけれどもこちらは保険料の対象年度を令和3年度から令和5年度としまして(聴取不能)の保険料を定めるものでございます。(6)とありますけれども第6号の改正につきましては租税特別措置法の方の改正に伴うその適用を受ける場合の合計所得金額に不利益が生じないようにそちらの文言を改正するものでございます。同じく3条の下段の方ですけれども第2項になります。こちらの(4)とありますが第4号につきましては令和3年度の保険料を定めるものでございまして、現在11段階ある段階のうち、第1段階から第3段階、低所得者の方の保険料の軽減後の保険料を定めるものでございます。保険料の金額につきましては令和2年度と変更はございません。続きましてめくっていただきまして4ページ以降になります。附則の方の改正になりますけれどもこちらは新型コロナウイルスの感染症をより具体化するということで新型インフルエンザ等の対策特別措置法の改正に伴う改正でございます。また附則の第9条につきましては先ほどと同じような所得税法に規定される所得の合計額につきまして10万円を控除することによりまして介護保険料の段階が不利益にならないようにするための改正でございます。主な説明は以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明がありました。質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出してください。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を打ちきります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第16号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、原案どおりに可決することに決しました。その旨本会議で報告をさせていただきます。

次に議案第20号 箕輪町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。説明をお願いいたします課長

○北條福祉課長 それでは議案第20号 箕輪町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定についてお願いをいたします。この条例は介護に関する相談・支援につきましては現在、

箕輪町地域包括支援センターにおいて実施しておりますことからこの条例を廃止するものでございます。この条例の施行日は交付の日とするものでございます。以上で説明を終わります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出してください。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第20号 箕輪町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、原案どおり決することに決定いたしました。その旨本会議で報告をさせていただきます。

それでは次に議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の福祉課に係わる分について審議をいたします。説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算のうち、福祉課に係わる分につきまして担当の係長の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長

○林社会福祉係長 予算に関する説明書の歳出の方からご説明をさせていただきますので一般の74ページをお願いいたします。一般74ページ、3款の民生費から説明をさせていただきます。まず社会福祉費のうち0301社会福祉総務費でございます。こちらは人件費、事務費等に係る経費でございます。また民生委員会に関する経費、各種団体の負担金、補助金、また昨年度導入しました要支援者の支援システムのリース料等が主なものでございます。前年比との比較で減額が850万ほどありますけれどもそちらにつきましては昨年ゆとり荘の方のボイラーとキュービクルの工事をさせていただきましたのでその分の工事費の減額が主なものでございます。続きまして75ページ、事務事業0302の福祉センター管理費でございます。こちらにつきましては社会福祉総合センターの修繕料、また指定管理をシルバー人材センターの方に委託しておりますのでそちらの指定管理の委託料になります。続きまして0304町社会福祉協議会補助金になります。こちらにつきましては町の社協の方へ委託しております事業分と人件費、事務費等の補助金になります。続きまして75ページ一番下のところから次のページになりますが、0306の医療費給付事業費になります。こちらは福祉医療費の関係の給付の関係で扶助費ですとかあとは事務費に関する支出、また貸付金としまして、現在9人の方が福祉医療の貸付ということで利用されておりますけど、

そちらの経費、また繰出金につきましては30年の8月から乳幼児、児童の関係が現物給付になりましてそれによる国保の調整交付金が減額される分を国保特別会計の方に繰り出しを行うものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 312 町単独社会福祉事業費について説明させていただきます。こちらは県や国の制度以外の町単独の福祉医療について計上しております。真ん中の12の委託料ですけれども、パラリンピック聖火リレー採火式手筒花火委託料とございます。こちら昨年延期ということになってしまいましたけれどもパラリンピックの聖火の採火を各市町村で行うということで箕輪町は手筒花火の残り火から障がい児が採火をするということ考えておりました、まだできるかどうかわかりませんが、こちらの花火の方もしたいと予定しております、その委託料ということになっております。続いて扶助費ですけれども一番上の方にあります障がい者住宅家賃補助金ということになりますけれども、こちらの障がい者の住民税非課税の障がい者の方への家賃補助ですが今まで身体障がい1、2級のみだったんですが、こちらを知的障害の方、あと精神障害の1、2級の方にも範囲を広げまして実施をするというものでございます。続いて77ページの方いっていただきたいと思えます。317 心身障害児者支援事業費ということでございまして、こちらはタイムケア利用料ということで家族の方に代わって介護を行うための事業、それから子どもの障がい児のための日常生活用具ですとか補聴器、それから障がい者のための住宅改修事業といったことを盛っております。

○林社会福祉係長 続きまして0320の町単独老人福祉事業費になります。こちらについては長寿者の祝金、また祝金事業、上伊那福祉協会の施設の建設費の債務分、シルバー人材センターの補助金、老人クラブの加入者に対するマレットゴルフの年間使用料の補助、また介護福祉券等が主な歳出になります。事務事業0321につきましては健康推進課になりますので健康推進課の方でご説明させていただきます。ページをめくっていただきまして78ページをお願いいたします。0322の老人クラブ活動助成事業費になります。こちらは町内にあります老人クラブの活動に対する補助になります。

○北條福祉課長 続きまして0323 高齢者等生活支援事業費でございますが、介護保険以外のサービス等を使っていただくものになります。今回の事業の中で新しくしたものでございますけれども、まず高齢者のタクシー助成券ですけれども今年度は非課税世帯ということで実施いたしました、来年度は課税世帯にも拡大をして高齢者の方の足の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。また、11の役務費の中にあります保険料として認知症の損害賠償保険料というものがあるかと思えますけれども、こちらの方認知症の方が電車を止めてしまったり物を壊してしまうなどの損害を与えた場合に対する保険でございまして、すまいるサポート事業へ登録を促す一つの方法としてこちらの事業を新たに導入をさせていただきます。それ以外につきましては今までと事業については変わりはないのでお願いをいたします。

○林社会福祉係長 79 ページの0325 家族介護等支援事業費でございます。こちらは在宅

で介護をされている方を対象にした介護に対する支援でございます。やすらぎチケットですとか高齢者の介護手当等の費用になります。

○北條福祉課長 続きまして 0329 高齢者生活支援ハウスの運営費でございますが上古田にありますグレイスフル箕輪に委託しております生活支援ハウスの運営事業費でございます。

○林社会福祉係長 続きまして一般の 80 ページ、事務事業 0332 老人福祉施設入所措置事業費でございます。こちらは身寄りがなかったり、虐待等により措置入所が必要な方に関する経費でございますが、現在二つの施設に 3 人の方が入所をされております。そちらにかかる措置入所の費用になります。また 0333 介護保険事業の運営費になりますが、こちらは介護保険の特別会計への町負担分の繰出金と 19 の扶助費につきましては社会福祉法人等による利用者の軽減負担の補助と、また新しく令和 3 年度から地域密着型サービス事業所の居住費の助成ということで地域密着型サービスの利用に関する住居費の部分を補助をする制度を新たに設けまして、そちらの補助を扶助ということで支出を予定しております。あと繰出金のところなんですけれども、一番下のところの低所得者保険料の軽減分につきましては今まで特別会計の方へ繰り入れをさせていただいたものを一旦全部国庫とか県の分も含めて一般会計繰り入れをしましてそれを特別会計の方へ町負担分を含めて繰り出すというふうに指導がありましたので、そのようにさせていただいております。一番下のところの事務事業が入っておりませんが、地域医療介護総合確保基金につきましては、昨年度生協病院さんの方の看護小規模多機能の建設費の方等の補助がありましたが、今年度は現時点でございませんので 0 となっております。

○唐澤障がい者福祉係長 資料の方、80 ページの下の方です。351 障がい支援区分認定等事務費ということでございましてこちらは障がい福祉サービスを利用する前に区分認定というのを行いますけれどもこちらの調査ですとか判定にかかる費用でございます。続いて 81 ページの方をお願いいたします。353 介護給付費、こちらについては障がい福祉サービス全般に係る費用ということになります。今年は 4 億 6,600 万ぐらいになっております。それから 355 自立支援医療費等事業費ということでございますけれども、こちらは障がい者、障がい児に関する医療費部分について一部補助を行うものです。それから 356 補装具等の交付事業費ですけれども、こちらは車いす、補聴器といった補装具というものについての費用ということになります。それから 357 地域生活支援事業費ということでございましてこちらの方、81 ページ、82 ページと続いておりますけれども手話通訳者の関係の補助ですとか、あと 82 ページの方へいついていただきたいと思っておりますけれども上伊那成年後見センターですとか、あと上伊那の障がい者総合支援センターきらりあというのがありますけれどもこちらの現役でやっているものの委託料、それから扶助費の方ですけれども障がい者の方が外出をしたりして余暇活動を過ごすことで社会参加を促すといった移動支援という事業ありますけれども、こういった事業について国や県の地域生活支援事業ということで 2 分の 1 補助となっておりますがこちらの方に関する事業ということで計上してございます。

それから 82 ページの 359 地域活動支援センター事業費ということですが、こちらの方は地域活動支援センターみのわ〜れとみのあ〜るに関する事業ということになっております。

○林社会福祉係長 一般の 93 ページへお願いいたします。93 ページから 94 ページのところですが、0409 献血推進費でございます。こちらは郡の献血の推進協議会の負担金でございます。昨年と同様な額の計上になります。福祉課に関する歳出の説明は以上になります。続きまして歳入の説明をさせていただきますので 15 ページの方へお願いいたします。一般 15 ページの 14 款です。分担金及び負担金、そちらの目 03 の民生費負担金、まず老人福祉施設の入所装置の事業負担金でございますが、そちらにつきましては措置入所で入所されている方の入所者からの利用料というか負担金になりますのでお願いいたします。

○北條福祉課長 次の 05 の高齢者生活支援サービスの負担金でございますが、こちらの方、ベッド等の利用料ということで本人負担をいただくものでございます。10 の町単独老人福祉事業利用者の負担金でございますが、こちらの方はショートステイにつきまして本人負担分をいただくものでございます。おめくりいただきまして 17 ページをお願いいたします。15 款の使用料及び手数料のうち 3 目の民生費の使用料でございます。生活支援ハウスの使用料ということで先ほどご説明いたしましたグレイスフル箕輪の生活支援ハウスの本人負担分でございます。

○林社会福祉係長 ページですと一般の 20 ページをお願いいたします。一般の 20 ページ 16 款の国庫支出金でございます。そのうち目 03 の民生費国庫負担金、節 01 の社会福祉費負担金でございます。こちらは低所得者の保険料の介護保険の低所得者保険料の軽減負担金でございますけれども、国庫の負担分として 2 分の 1 分になりますけれども、一般会計の方へ収入いたしまして介護特別会計の方に繰り出しを行うものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 04 の自立支援事業費負担金という部分ですけれども、こちら障がい福祉サービスの費用、補装具費、それから障がい者医療費の国の国からの負担金ということになります。

○北條福祉課長 20 ページの 02 の総務費国庫補助金の中に地方創生の臨時交付金につきまして 312、321、323 と福祉に係わる部分がございますけれどもこちらの方地方創生の臨時交付金をそれぞれに充てるというものでございます。

○林社会福祉係長 一般 21 ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども国庫支出金の国庫補助金のうち目 03 民生費国庫補助金でございます。節 01 の社会福祉費補助金です。こちらの 01 生活困窮者就労準備支援事業等補助金になりますけれども、町の社会福祉協議会の方に委託をしている事業で生活困窮者に対する相談事業を委託しておりますけれども、そちらのうち、これは町村で福祉事務所を持たない町村に対しまして基準額 700 万になりますけれどもその分の 4 分の 3 が国から補助が出るものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 同じ部分の下の方ですが、03 自立支援事業費補助金ということございまして、こちらの方は障がい福祉の地域生活支援事業の国からの補助金ということになります。おめくりいただきまして 23 ページです。23 ページの 03 民生費委託金という

ことで04とありますけれども特別児童扶養手当事務取扱交付金ということで特別指導扶養手当はこれ県で進めているんですけれども一部町の方でも事務を進めておりますのでこちらの方取り扱う交付金ということでこの金額を見込んでおります。

○林社会福祉係長 ページをめくっていただきまして一般24ページお願いいたします。17款の県支出金でございます。項01県負担金のうち目03民生費県負担金でございます。節01の社会福祉費負担金でございますが、こちらにつきましては先ほどの国の方のご説明と同じように介護保険の低所得者の保険料の軽減負担分の県の負担分でございます。一般会計歳入となりましたものを特別会計の方に繰出を行うものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 同じ部分の04自立支援事業費負担金ということでございますが、こちらは障害福祉サービス、それから医療費の県からの負担金ということになります。同じその24ページの一番下の方ですけれども03民生費県補助金という部分のですね、01社会福祉費補助金の一番右のところの地域福祉総合助成金というのございます。こちら県の事業でいろんな障害福祉サービス等々の事業の補助ということになっております。

○林社会福祉係長 24ページ一番下から25ページに係る部分になります。民生費補助金のうち02の福祉医療給付費補助金、給付に関する事業の補助金になります。こちらは児童、障がい者、高齢者等の福祉医療の給付に対しまして県の区分に該当する部分の県補助分になります。合わせて事務費等の補助もございます。続きまして07の介護保険事業補助金になります。こちらは社会福祉法人の利用者で軽減を受けている方の軽減分に対する4分の3が県からの補助になります。続きまして11の介護予防・生活支援事業補助金になります。こちらは町が老人クラブに対しまして補助をした分に対して県からの補助がありますのでそちらの金額を計上してあります。

○北條福祉課長 引き続きまして13の老人福祉総合対策助成事業補助金でございますけれども、こちら介護保険とは別に高齢者にやさしい住宅改良促進事業というものがございましてその2分の1が県からくるものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 資料おめくりいただきまして26ページをお願いいたします。一番上の方の部分ですけれども03自立支援事業費補助金とございます。こちら地域生活支援事業の県からの補助金ということになります。

○林社会福祉係長 ページの方が一般の28ページ17款 県支出金のうち一番上のところですけど、節01の社会福祉費委託金になります。こちらは民生委員会の活動費の経費として県から委託金として交付されるものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 続いて32ページ、ちょっと飛びますけれども32ページをお願いいたします。真ん中のあたりですけれども18目 ふるさと応援基金繰入金ということでございまして、右側の方ですけれどもちょうどずらっと並んでる中の真ん中の辺りよりちょっと上の辺りですが、359地域活動支援センター事業費ということございまして、ふるさと応援基金繰入金の方からこちらの方へ活用ということになっております。

○林社会福祉係長 ページをめくっていただきまして一般の35ページの22款 諸収入で

ございます。このうちの項 03 目 03 の福祉医療の給付金貸付金元利収入ということですが、こちらは福祉医療の貸付を利用している方の貸付金の収入ということで貸付額と同額を計上させていただいております。

○唐澤障がい者福祉係長 37 ページですけれども一番右下のところですが、雑入というところでございます。特別障害者手当受給資格者所得状況調査委託料ということでこちらの方、県の方から取扱料ということでこのような形で入ってきます。

○林社会福祉係長 37 ページの一番下のところですがけれどもゆとり荘デイサービス事業使用料ということで町の施設であるゆとり荘で社会福祉協議会が行っておりますデイサービスの事業とがございまして、そちらその収益事業で使用する部分に対しまして施設の使用料というものと、あと令和 2 年度に行いましたボイラーとキュービクルの工事に対する事業所の負担分ということで 170 万円合わせて計上させていただいております。

○北條福祉課長 続きまして 39 ページをお願いいたします。諸収入の中の真ん中より少し上のところに 0323 高齢者の生活支援事業費、こちら認知症の損害賠償の保険料の個人負担金というものがございましてけれども先ほどご説明いたしました認知症の損害賠償保険のうち 2 分の 1 を本人負担とするものでございまして、こちらの保険の方、介護者についての損害補償もするという保険になっておりますので、その分を個人負担していただくというものでございます。説明は以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出して下さい。松本委員

○8番 松本委員 78 ページの高齢者タクシー助成券なんですけど、さっき非課税はあれだったんですけど、今度は課税になったということでどのくらいの金額までになりますか、教えていただきたいんですが。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 先ほどご説明しましたがけれども、課税世帯の方たちがどのくらいいるかというのはちょっと把握し切れておりませんが、今年度、今回は当てはまりませんよっていうふうにいった方たち等も含めるということになっておりますので、含めて外出タクシー券として 240 万円を盛ってございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 (聴取不能)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの方は 4 部屋が今使われております。

○8番 松本委員 スイッチが入ってなかった。やり直しでいいですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 生活支援ハウスの入居者今何人ですか、で答えいただきました。それで 6 部屋空いているということですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 10部屋持っておりますので6部屋空いているということでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 完全無料の方は何人、今。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 今資料持ち合わせておりませんので後ほどお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 2点ほど聞きたいんですけど、まず第1点ですけど、75ページのですね、社協の方の補助金ですけれども、260万減額ということですけど、この辺どういう経緯の中で来年度の予算減額されるのかお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの方ですけれども今まで相談事業ですとかそれから希望の旅に係わる事業を委託をしておりました。相談事業につきましては介護保険の方に移させていただいて今後も実施していくということでございます。ただ、やり方につきましては今までとは少し変えさせていただいてこちらの方も弁護士等の費用も盛っておりましたので、こちらの介護保険の事業の方に变えさせていただきました。それから希望の旅の事業でございますけれども今年度はコロナの関係でできませんでした。本来は希望の旅、今年度の事業そのものが障がい者の生きがいサービスの普及というかそういうことになってきておまして、今まで希望の旅が固定化された人しかなかなか利用がなかったという実情がございます。社協とも何回も話し合いをいたしました、今もう一度障がい者の皆さんにとっての生きがいとは何かというところが果たして旅なのかというところに至りまして、例えばですけど今町が委託もこれもしてるんですけどもふれあい広場とかあいうものをもう少し、もっと障がい者の方たちが充実して入ってきていただくようなそういうものにしていかなければいけないのではないかという結論に達しまして、今回は希望の旅の事業をといたしますか、障がい者の生きがいづくり事業というものを委託から外させていただいております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 認知症損害賠償保険の方に入ることについての経緯はどうだったんでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 今年度ですけれども、認知症の方が行方不明になるという事例が何件か発生をいたしました。社協の方にすまいるサポート事業、見守り事業というのを委託してるんですけども、そちらの方の登録者が2名くらいという今状況でございまして、なかなか周知ができていないという課題を持っております。今後認知症の方が増加していくことは議員の皆様もご承知のとおりだと思いますのでそういう意味でやはりすまいるサポート事業等に登録をしていただけてことが重要ではないかというふうに考えております。一つのその誘導事業としてこちらの保険というものを新たに導入をさせていた

できればいいのではないかという結論に達しまして今回この事業を導入させていただくことになりました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 前にですね、お願いしたところがこれで入るということであれなんです、いいことだと思うんですけど、39ページの方ですね、個人負担金ですけどこれ予定されてるのは個人あたりいくらで何件を予定されてこういうふうな計上されているんでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの保険ですけれども、1人約2,000円という保険になります。急に登録者が増えるっていうふうに思っておりませんので、10人くらいを盛らせていただいている状況でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 そのことで私も今後監視があるんですけど、すまいるサポーターへの登録を促すということですけども、電車を止めたとか物を壊したっていうこの要するに日常の中でのそういうことですね、行方不明になったときの捜査把握隊が出たりするでしょう。そういうときのそのお宅の負担金というのは何かあります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 こちらの保険ですけれども、そういうものもつけている保険も実はございます。ただ、この町の場合には消防団等が出ておりますけれどもそこが有償ってことは今のところございませんので今のところは都会ではどうもそういうものつけて皆さんにお礼をするときの保険にしているというものもあるようですけども、今はそこまでは考えてございません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 南信交通災害共済ですか、それのときに中学生まで伸ばしていただいたという町の重層的な手当になったんですけども、この高齢者へのなんですか、保険が加入、有利な保険を加入してくださるということで南箕輪なんかは行方不明のね、障がい者に対して障がい者じゃない、認知症の方に対する行方不明の方の保険に入ってくださいということがあったんですけど、そういう村町があるということで箕輪町でも認知症の高齢者の行方不明に対する捜索とかそういうものに対して保険が町として入っていただけるかどうかとか、そういうことは検討はなしですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 先ほど申しましたけれども、こちらの保険は行方不明のときに捜索費用として出るものもございますけれども、今、町の場合には捜索費用が請求されるってことは今ないと思いますので、それについて保険もありますけれども今のところは請求がなければ保険は支払われないのではないかというふうに思います。

○4番 釜屋委員 分かりました。

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。松本委員
- 8番 松本委員 82 ページの手話通訳の手数料の関係なんですが、委託料なんですが、これは何人に払ってるとか、1人幾らで何人で計算してるとかそういうふうになってるんですか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 唐澤障がい者福祉係長 手元にちょっと資料の方詳しいのはいないんですけども、手話通訳を行った時間の長さですとかそういったものに応じて計算をしております。またちょっとそういうことになります。あとで資料の方というか、調べてお知らせします。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。入杉委員
- 6番 入杉委員 確認ですけども80ページの地域密着型サービス事業、これは看多機でよろしかったんでしょうか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 林社会福祉係長 地域密着型サービスいくつかメニューがございますけれども、一般会計の方に計上しておりますのは看護小規模多機能の施設に入居されている方あと地域密着型サービス、認知症のグループホームの施設がございますがそちらの方の対象の補助は介護保険の方で計上させていただいておりますのでお願いいたします。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員
- 6番 入杉委員 続きまして難病患者、76ページの難病患者福祉金というのがございます。今これを支援を受けている方が何人くらいでどのようなレベルのご病気といたしますか、もし提示できる範囲で結構です。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤係長
- 唐澤障がい者福祉係長 難病患者福祉金ですけども、1人2万5,000円ということになっておりまして、大体236人ということでこれ昨年令和元年の実績ベースで出しているかと思っておりますけれどもそういった人数になっています。内容としては特定疾患認定患者、ウイルス肝炎患者、小児慢性特定疾患認定者及び人工透析を行っている患者の方に対して福祉金ということでお出ししているということになります。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。釜屋委員
- 4番 釜屋委員 80ページですね、障がい者の支援の区分認定医師の意見書作成手数料というのはこれは全額町から補助が出ているのか、この認定調査の委託料ですね。そしてこれ医師に対してかな。そして何年に一遍とかそういう提出する年がどのくらいになるのかお聞きしたいんですけど。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤係長
- 唐澤障がい者福祉係長 区分認定に関しての医師の意見書については全額市町村の方で見っております。それで区分認定がですね、3年に一遍という形になりますのでそういった形でのペースになるかと思っております。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。なければ一つお願いですけれ

ども一般 75 ページのところにある社協の運営費の補助金という、4,600 万ここにあるんですけれども、これの内訳というのがあります。作ってはない。

○北條福祉課長 運営費の内訳ってということになりますと、人件費とかそういうものの一覧表で（聴取不能）ということですか。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 予算のときにはこの中にはないってことだね。そういうのは作ってない。この予算の見積もりの中で。どういう事業という委託とかいろいろあると思うんだけど、なければいいです。

○北條福祉課長 ものすごい細かいです。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 ものすごいと思いますけど。分かりました。他にありませんか。なればこれで質疑を終了いたします。

（「なし」の声あり）

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第 21 号 令和 3 年度箕輪町一般会計予算について採決を行います。原案どおり可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで議案第 21 号 令和 3 年度箕輪町一般会計予算の福祉課に係わる分については可決すべきものと決定いたしました。その旨本会議で報告をさせていただきます。会議の途中ですけれども、ここで昼食のため暫時休憩とさせていただきます。再開を午後 1 時ということでお願いいたします。それでは会議を再開をいたします。

次は議案第 24 号ですけど、その前に先ほどの一般会計の予算の説明の中で少し訂正があるようですので先に説明をしていただきます。お願いいたします。課長

○北條福祉課長 先ほど生活支援ハウスの運営委託料の中で現在の利用者の人数ですけれども 5 名でございます。そのうち無料で利用されている方が 1 名ということですのでお願いいたします。それから先ほど寄附金の補正のところでは寄附金のことについてご説明させていただいたところですが、寄附金につきましては 4 月に行いました補正第 1 号で 100 万円の入りがございます。0301 の福祉医療応援交付金のところにそのときは充てさせていただいておりましたけれども、今回基金の方に充てさせていただくということになりましたのでお願いいたします。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 分かりました。表面上にはあそこに出てこないけど、財源の組替をしたってことだね。

○北條福祉課長 そのようでお願いたします。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に追加でというか後でって言ったのあります。唐澤係長

○唐澤障がい者福祉係長 先ほど松本委員さんの方からご質問ありました手話通訳派遣の報酬というかその件なんですけれども、実際に派遣の最中の時給がですね、2,000円ということで実際に行った時間掛ける2,000ということで計算をしております、あと移動時間については時給1,000円というようなことで計算をしています。あと交通費については公共交通機関の場合実費なんですけれども自家用車の場合はキロ30円というような形で計算をしているということになります。令和2年度については今のところ13件ということになっています。昨年度の令和元年度は17件とというようなことになっています。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 委員長さんの方からご質問ありました社協の社会福祉協議会の運営費の補助金4,673万7,000円の内訳でございますけれども、内容といたしましては役員報酬、それから職員の人件費、光熱水費、その他車の賃借料等社会福祉法人を運営する方の部分についての人件費等でございます。また人件費につきましてはそれぞれ委託料の方にも載せさせていただいておりますので、またそちらの方でも人件費を見ているというふうに、とか車、燃料代等もそちらで見っております。ただ、介護保険で運営している部分につきましては当然社協の方で独自でやっておりますので、そちらの方は補助事業ではございませんのでお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にはなかったですね。それでは再開いたします。議案第24号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計予算について審議をいたします。説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは議案第24号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計予算につきましてご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長

○林社会福祉係長 それでは説明書の方の介護の歳出から説明をします。介護14ページをお願いいたします。介護14ページ、1款の総務費でございます。3100の一般管理費につきましては介護保険事業に係る人件費ですとか事務費等になります。金額な大きなものは上伊那広域連合の負担金が大きなものでございます。続きまして15ページの3102賦課徴収費でございますが、こちらは保険料の徴収に係る経費になります。続きまして3106の認定調査等費でございますが、こちらは介護認定調査に係る経費になります。ページをめくっていただきまして、介護の16ページになります。こちらが3107認定審査会の共同設置負担金になりますけれども、上伊那広域連合の方で審査会を実施しておりますけれども審査会の負担金になります。続きまして3109の趣旨普及費になりますが、こちらは介護保険の制度等に関するパンフレットの印刷代の経費になります。続いて3110の包括支援センター運営委員会費でございますが、こちらは地域包括支援センターの運営協議会の委員出席報酬になります。続きまして介護17ページ2款の保険給付費になります。事務事業3111につきましては要介護1から5のサービスに対する給付になります。続きまして3119介護予防サービス等諸費ですけれども、こちらは要支援の方のサービス費の給付になります。3125

の審査支払手数料については国保連合会の方へ支払いを行うものでございます。続きまして17ページから18ページにかけてですけれども、同じく2款の保険給付費の3127でございまして。こちらは高額介護サービス等費になりまして、上限額を超えた方の高額に対する給付になります。3128の高額医療合算介護サービス等費になりますけれども、こちらは医療と介護の年間合算が限度額を超えた場合に支給になるものでございます。3150の特定入所者介護サービス等費につきましては低所得者の方が施設等で入居した場合の居住費、食費が上限額を超えた場合に給付になるものでございます。

○北條福祉課長 5款の地域支援事業費についてご説明をさせていただきます。3151介護予防・生活支援サービス事業費でございましてこちらのの方は訪問リハビリ、またいきいき塾、訪問Bサービス等の介護予防に係わるサービスにつきましての給付事業でございまして。次に3152でございましてこちらの方は介護予防ケアマネジメント事業費ということで包括支援センターの方が行っております介護予防事業、また介護予防に係わるケアマネジメントの委託事業を行っておりますのでそちらの委託事業費が主なものでございます。3153一般介護予防事業でございましてこちらの方は介護予防に係わる事業になります。今年度から実施しておりますアクティブシニア教室等の事業運営費等でございます。3154包括的支援事業費でございましてこちらの包括支援センターに係わる業務のものでございます。この中で報酬費のところですがこちらの先ほどお願いいたしました権利擁護ネットワーク委員の報酬等を盛らせていただいております。22ページでございまして3155任意事業費になります。こちらの方が認知症に係わる事業等を載せてございまして。また成年後見に係わる事業も載せてございまして。19の扶助費のところをご覧いただきたいと思っておりますけれども、認知症対応型共同生活介護事業費の居住費等の助成事業というがございまして、先ほど一般会計の方でご説明いたしました地域密着型のサービスのうち認知症対応型のグループホームに関しましてはこちらの方が補助事業になりますのでこちらの方に盛らせていただいております。3156の在宅医療・介護連携推進事業でございまして医療と介護の連携ということで委員報酬、また会計年度職員等の報酬等を盛らせていただいております。来年度はお薬手帳等の医療介護の事業を講師を招いて実施する予定でございまして。3157につきましては生活支援体制整備事業の委託料ということで社協の方に委託する事業でございまして。3158認知症の総合支援事業費でございましてこちらの方は認知症カフェそれから認知症の初期集中チームの相談事業、こちらの方は伊那神経科病院さんの方に委託をしておりますけれどもこちらの事業等を計上をさせていただきます。25ページですけれどもこちらの方3159は審査支払手数料ということで1号保険者の手数料でございまして。

○林社会福祉係長 介護26ページをお願いいたします。6款の基金積立金についてですけれども事務事業3133になります。こちらは現在ある基金の利息の積立を予定しておりますので計上させていただきます。必要に応じて金額が変更になる場合は補正で対応いたします。続きまして介護27ページ、9款の諸支出金でございまして。3138の第1号被

保険者保険料還付金につきましては過年度の保険料に還付が生じた場合にこちらの事務事業コードから歳出をするようになります。3139の償還金につきましては令和2年度の実績によりまして国庫等に変換がある場合に補正をさせていただきまして支出をする予定になります。介護28ページの10款 予備費につきましては科目の計上させていただいておりまして、決算後必要に応じて補正を行いたいと考えております。歳出の説明は以上になります。続いて3ページにさせていただきまして歳入の方の説明を行いたいと思います。介護の3ページになります。介護3ページ1款の保険料になります。こちらは特別徴収、普通徴収、滞納繰越分ということで節を設けておりますけれども被保険者数等から見込を算定して計上をさせていただきました。

○北條福祉課長 おめぐりいただきまして4ページ分担金負担金でございますけれども、こちらの方介護予防事業に係わる利用者の負担金ということでございます。また包括的支援事業につきましても負担金等をいただく予定でございます。

○林社会福祉係長 介護5ページをお願いいたします。3款の使用料及び手数料のうち目、督促手数料になりますけれどもこちらは保険料につきまして納期を過ぎて納付をいただく際に付するもので前年度と同額で計上しております。めぐっていただきまして介護6ページをお願いいたします。4款の国庫支出金になります。目01の介護給付費負担金になりますけれども、こちらは介護の給付に対する国庫の負担金になります。法定割合で計上をさせていただいております。同じく1目で廃目になっております低所得者軽減の負担金につきましては先ほどからご説明をしておりますが一般会計に一旦歳入として受け入れたものを繰り出すという形で指導がありましたので、こちらの方は3年度は廃目になります。続いて2項の1目 調整交付金、国庫補助金の第1目の調整交付金でございます。こちらは財政調整交付金でして年齢構成ですとか、地域の実情に応じて地域格差調整のために交付されるものでございます。給付の5%で計上しております。

○北條福祉課長 続きまして地域支援事業費の交付金でございますけれどもこちらの方事業に対しましてそれぞれ25%で計上をさせていただいております。7ページをお願いいたします保健者機能強化交付金と保険者努力交付金でございますけれども、こちらの方自立支援、重度化予防の取り組みに対しましての補助金でございます。客観的指標により評価されまして各市町村の取り組みに対して分配されるものでございます。

○林社会福祉係長 同じく介護7ページの6のその他の補助金になります。こちらについては昨年、令和2年度まで制度改正に伴うシステム改修等の補助がございましたが令和3年度は現在未定になっておりますので科目のみ計上になります。続きまして介護8ページをお願いします。5款の支払基金の交付金になります。こちらの目01介護給付費の交付金になりますけれども、こちらは2号の被保険者分の法定割合27%で支払基金から町へ交付されるものでございます。

○北條福祉課長 同じく02の地域支援事業費の交付金ですけれども、事業に対しまして27%ということで計上をさせていただいております。

○林社会福祉係長 介護9ページの6款 県支出金になります。目01の介護給付費負担金につきましては介護給付に対する県の負担金で法定割合12.5%で計上をしております。低所得者軽減の負担金については、国庫と同じでございます。

○北條福祉課長 同じく地域支援事業費の交付金でございますけれども、こちらの方事業に対して12.5%で計上をさせていただいております。

○林社会福祉係長 介護9ページの最後になります。項04の目01委託金になりますけれどもこちらについては生活保護受給者の方が認定調査を行う際に県が町の方に委託をして町が認知調査を実施するんですけれども、それに係る費用を委託金として受け入れるものでございます。続きまして介護10ページをお願いいたします。10款の繰入金になります。項の01が一般会計の繰入金になります。それぞれ介護給付費の繰入金については町の法定割合12.5%で介護給付に対する割合、12.5%の割合で計上をしております。2目3目の地域支援事業に関するものにつきましてはこちらの方へ計上させていただきます。支出に対しての割合で計上をしております。目の04低所得者の保険料軽減の繰入金につきましては一般会計に繰り入れたものを県と国庫補助金を繰り入れたものに町の割合分を上乗せしまして介護保険の方に繰り入れをするものでございます。目05のその他の一般会計繰入金につきましては人件費、事務費等になります。最後の10ページの一番下のところに02の項で01の基金の繰入金があります。介護保険の給付準備基金の繰入金になりますけれども今年度、令和3年度の8期の計画を策定するに当たりまして保険料を据え置くということで計画を立てております。必要に応じて基金を取り崩すという内容になっておりますので科目を現時点で当初の時点では取り崩しがございませんが必要に応じて補正で対応いたします。続きまして介護会11ページの11款 繰越金になります。こちらは令和2年度の決算後、補正にて対応をいたします。続きましてめくっていただきまして介護12ページ、13款の諸収入になります。目の01第1号被保険者延滞金になりますが、こちらは必要に応じて補正で対応いたします。預金利子につきましても同じでございます。項04の雑入につきまして、目05の第三者納付金になりますけれどもこちらは交通事故等で介護保険の状態になられた方の給付に対しまして求償を国保連合会の方に委託をして行いますけれどもその分の収入があった場合に補正にて対応させていただきます科目を計上させていただいております。目06の返納金につきましても科目の計上に至っております。必要に応じて補正で対応いたします。

○北條福祉課長 07の雑入でございますけれども、こちら雇用保険のそれぞれの本人負担分、それと居宅介護サービスの計画費の収入ということで居宅支援事業所を持っておりますのでこちらの方の収入でございます。

○林社会福祉係長 続きまして介護13ページになります。16款の財産収入になります。こちらの利子及び配当金になりますけれども、こちらは介護保険の準備基金の方の積立金の積立に関して利息が付きましますので積立金に対する利息の計上をさせていただいております。説明は以上になります。

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出してください。中村委員
- 12番 中村委員 最初に介護の15ページの3106認定調査等費のところの報酬、介護認定調査員の729万6,000円というのが介護認定調査員というのは何名いらっしゃるんですか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 林社会福祉係長 認定調査員さん4人分の報酬になっております。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員
- 12番 中村委員 17ページの3111介護サービス等諸費のところは9,579万7,000ですか、マイナスになって、この数字が大きいんですけどこの要因って何かはなんですか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 林社会福祉係長 過去の実績に基づいてより実績に近い数字で計上させていただいておりますので前年に比べると金額がちょっと落ちてますけれども、これでサービスを制限するものではございません。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで討論を打ち切ります。採決を行います。議案第24号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計予算について原案のとおり可決することに異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで原案のとおり可決することに決定いたしました。その旨報告させていただきます。以上ですね。それではこれで福祉課に係わる分の審査を終了いたします。

【福祉課 終了】

②住民環境課

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは再開いたします。これから住民環境課に係る案件について審査を行います。まず最初に議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算（第13号）の住民環境課に係わる部分について説明をお願いいたします。課長
- 川合住民環境課長 それでは議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計予算（第13号）について担当係長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 有賀住民係長 それでは歳出から説明をさせていただきます。補正予算書の一般20ペー

ジをお願いいたします。下段 0254 戸籍・住民基本台帳費です。補正前の額 3,822 万 5,000 円に 654 万 8,000 円を追加し、4,477 万 3,000 円とするものです。備品購入費と負担金に係わるものとなります。初めに 17 節 備品購入費でございますが 25 万 8,000 円を増額するものです。個人番号カードの普及推進に伴い住民係での申請受付に加え企業等へ出向いての出張申請受付等に対応するためのタブレットを購入するものです。購入費のうち一部が特定財源として国の補助対象となります。続きまして 18 節 負担金補助金及び交付金 629 万円の増額でございます。個人番号カードの発行等の増加に伴いまして地方公共団体情報システム機構に支払う個人番号カード交付事業費負担金が増額になることによるものでございます。こちらは全額特定財源として国の補助対象となります。歳出につきましては以上です。続きまして歳入についてご説明いたします。一般 12 ページをお願いします。16 款 国庫支出金です。中ほどの 2 項 国庫補助金、2 目 総務費国庫補助金です。住民環境課に係わるものは 23 個人番号カード交付事業費補助金 641 万円の増額となります。先ほど歳出でご説明したタブレット購入費及び個人番号カード交付事業費負担金に対する国庫補助金となります。細部説明は以上となります。

○川合住民環境課長 以上で補正の関係は以上になりますのでよろしくご審議の方お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質問、ご意見がありましたら出してください。中村委員

○12番 中村委員 個人番号カードの交付の進行状況というか一応どのくらい目標を持ってそれに対して今の段階でどのようなのちよっと教えていただきたいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民係長 今の状況を先にご説明いたします。2月28日現在でございますが、申請件数 6,705 件、交付件数が 5,197 件、交付率は 21%でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 取得の目標でございますけれども、来年度の方になってしまいますが全協でお配りしたんですかね、令和3年度予算概要の個別政策集資料編の中にですね、マイナンバーカード取得推進ということで来年度については交付目標枚数 1 万枚、交付率にして 40.3%を目指そうということで掲げておりますのでよろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 自分はもう作りましたのでちなみに。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。入杉委員

○6番 入杉委員 申請カード、写真撮りますよね。あれは何歳から写真撮るんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民係長 写真撮影は全ての住民の方になるので 0 歳の方でも写真をお撮りするようになります。

○6番 入杉委員 そうすると不思議に思うのは、一生そのカード持ってるわけです。

○有賀住民係長 期間が決まっておりますし期限が決まっております、子どもさんは5年、大人の方は10年というふうになっております。

○6番 入杉委員 交換する。

○有賀住民係長 そうです。

○6番 入杉委員 更新できるということですね。分かりました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。それでは議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の住民環境課に係わる部分について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで原案どおり可決することを決定いたしました。その旨本会議で報告をいたします。

それでは次に議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の住民環境課に係わる分について審査を行います。説明をお願いいたします。課長

○川合住民環境課長 それでは議案第21号 箕輪町一般会計予算につきまして細部の説明をそれぞれ担当の係長から説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 それでは令和3年度箕輪町予算に関する説明書の一般55ページをご覧ください。まず歳出から説明をさせていただきます。02款 総務費の0232 財産管理費です。1,609万1,000円のうち住民環境課分は207万7,000円になります。申し訳ありません。前年比で115万8,000円の増額です。一番右側の説明欄にある括弧書きで(47000)となっているものが住民環境課分になります。松島コミュニティセンター東、JR 沢駅東と木ノ下駅にある公衆トイレの維持管理費委託料、修繕料などです。各駅の駐輪場の土地賃借料、木ノ下駅の駐車場及びトイレ用地の土地賃借料についても計上させていただきました。また、伊那松島駅トイレ建設事業として実施設計計画委託料121万円を計上させていただきました。続きまして一般63ページをご覧ください。0245 公共交通事業費です。4,620万9,000円を計上させていただきました。前年度比較62万6,000円の減額となります。伊那松島駅にかかる駅員報酬やみのちゃんバス運行业務委託料、伊那地域定住自立圏地域公共交通負担金などです。続きまして住民諸費0247 消費者行政事務費です。57万7,000円を計上させていただきました。前年度比較19万7,000円の減額となります。前年度に引き続き消費生活の周知活動、特殊詐欺防止対策機器設置補助事業を実施してまいります。

○有賀住民係長 続きまして一般の67ページをお願いいたします。次の68ページにかけ

まして戸籍・住民基本台帳費となります。5,586万9,000円を計上させていただきました。前年度比較1,868万2,000円の増額となります。増額の主たる要因は、地方公共団体情報システム機構に支払う個人番号通知書及び個人番号関連事務等に関する負担金の増額によるものです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 続きまして一般の98ページをご覧ください。0430環境衛生費です。3,479万6,000円を計上させていただきました。前年度比較にて215万円の減額です。職員の人件費、公用車維持費、狂犬病予防や飼い犬対策などの経費となります。新規事業として箕輪町環境基本計画策定支援業務委託料を計上させていただきました。減額の要因は職員人件費によるものです。続きまして次のページ、99ページ、0431公害対策事業費です。23万8,000円の計上です。前年度比較では2,000円の減額となります。旧八乙女最終処分場の水質検査業務委託料が主なものとなります。続きましておめくりいただき100ページ、0433自然保護事業費です。229万5,000円の計上にて前年度比較は5万3,000円の減額です。廃棄物不法投棄監視員の報酬、町内の地下水に係る水質調査業務、水源かん養保全対策交付金などに係る経費です。続きまして0435自然エネルギー導入促進事業費です。237万1,000円にて前年比較67万4,000円の減額となります。みどりの資源リサイクルステーションの運営に係る経費が主なものとなります。また、廃食用油の収集業務と処分業務の委託料を計上しております。下のページ101ページをお願いいたします。0436ゼロカーボン推進事業費です。2050二酸化炭素排出量実質0に向け取り組み強化を行うため新設した事業です。261万1,000円を計上しました。地球温暖化対策基礎調査業務委託料、デモンストレーション用の生ごみ処理機購入費、啓発用チラシの印刷製本費等を計上させていただきました。0451公園墓地事業費です。353万8,000円にて、前年度比較47万1,000円の増額となります。公園墓地維持管理となります。合葬式墓地建設に向けた実施設計業務委託料として200万円を計上しました。1ページおめくりいただき102ページです。0460ごみ・し尿処理事業費です。2億2,446万4,000円にて前年度比較3,083万3,000円の増額です。ごみ処理等に係る経費にて伊那中央行政組合と上伊那広域連合への負担金も含まれています。増額の要因は主に伊那中央衛生センター建設費と焼却施設解体及び管理費による負担金の増額です。続きまして次の103ページをお願いいたします。0461生活排水汚泥処理施設運営費です。783万7,000円にて前年度比較8,000円の減額となります。歳出の説明は以上です。続いて歳入についてご説明させてよろしいでしょうか。続いて歳入について説明をさせていただきます。お戻りいただき一般17ページをお願いいたします。15款 使用料及び手数料です。総務使用料のうち町内循環バス使用料として63万円を計上させていただきました。前年度比21万円の減額となります。

○有賀住民係長 次の18ページをお願いいたします。中段になりますが、総務手数料のうち03節 戸籍住民基本台帳手数料として785万3,000円を計上いたしました。前年度比較152万1,000円の減額でございます。窓口で発行する住民票や戸籍証明などの交付手数料

となります。

○唐澤生活環境係長 一段下になります。衛生手数料、保健衛生手数料として84万2,000円を計上しました。28万3,000円の減額です。犬の登録料、狂犬病予防注射済票交付手数料です。続いて清掃手数料です。33万円を計上しました。一般廃棄物処理業許可申請等手数料及び浄化槽清掃業許可申請手数料です。続きまして公園墓地管理手数料です。使用者からの管理手数料81万6,000円を計上しました。

○有賀住民係長 21ページをお願いいたします。16款 国庫支出金になります。上段の総務費国庫補助金のうち、住民環境課に係わる分として23個人番号カード交付事業費補助金1,788万2,000円、24個人番号カード交付事務費補助金278万8,000円を計上いたしました。続きまして22ページをお願いいたします。下段の3項2目 総務費委託金、2節 戸籍住民基本台帳費委託金です。中長期在留者住居地届出等事務委託金として44万2,000円を計上いたしました。続きまして23ページ、上段3目 民生費委託金ですが住民環境課に係る分として国民年金事務委託金407万7,000円を計上いたしました。

○唐澤生活環境係長 続きまして24ページ、17款 県支出金です。下段の2項 県補助金、2目 総務費県補助金になります。消費者行政活性化事業補助金として9万円を計上しました。

○有賀住民係長 27ページをお願いいたします。中段になりますが、3項 委託金、2目 総務費委託金です。3節の戸籍住民基本台帳費委託金ですが、人口動態調査委託金として2万8,000円を計上いたしました。

○唐澤生活環境係長 29ページをお願いします。財産収入、土地建物貸付収入です。右側の説明欄の下から3行目に高速中原駐車場土地貸付収入とありますが76万8,000円を計上しました。続きまして36ページ22款 諸収入でございます。右側説明欄の雇用保険料本人負担分になりますが、括弧書きで0254戸籍・住民基本台帳費3万5,000円、0430環境衛生費6,000円が住民環境課に係る分となります。次に37ページをお願いします。中ほどにあります19節 ごみ処理費用有料化手数料です。広域連合からの交付金とごみ処理費用有料化の第2段階チケット分として2,024万7,000円を見込みました。続きまして雑入です。39ページ情報になります。町内巡回バス停掲載広告料として8万1,000円、車両掲載広告料として16万3,000円、伊那松島駅乗車券販売手数料として17万円を計上しました。細部説明は以上です。一般会計及び特別会計予算給与費明細書並びに主要事業の概要等調書の一番最後のページの方になります。63ページと64ページが住民環境課に係る明細ということになります。まずは63ページでございます。上伊那広域連合負担金明細表になります。そのうちの一般会計の衛生費の部分が住民環境課に係る部分でございます。上伊那広域連合関係で最終処分場も含めて8,574万5,000円が住民環境課に係る部分になります。それから最後のページ64ページであります。こちらは伊那中央行政組合負担金明細票になります。左側の衛生センター負担金部分が住民環境課に係る部分でありまして、一般会計負担金としては3,646万3,000円になります。特別会計からの負担金ということで水道課

の特別会計になりますけれども、520万4,000円の支出という形になります。

○川合住民環境課長 今の衛生センターの負担金のところでですね、新たに建設費負担金ということで令和5年からの着工を目指す建設事業でございますけれども、こちらの関係での負担金が3年度から計上されるという形になります。すみません、様式がですね、これ例年使っているもので建設費負担金、その下が公債費となってしまうてますが、公債費ではなくあくまで建設負担金という形になりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。一応内容的には来年度、地質調査と環境アセスメントの調査という形で実施するというふうにお聞きしております。また、この関係につきましてはおそらく6月定例会の全員協議会でまた詳細内容また説明をさせていただくような予定でおりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また引き続きまして、ちょっと環境の関係、地球温暖化の關係の予算、今回ゼロカーボン予算を計上させていただきまして昨日も一般質問をいただいておりますけれども、若干状況等をご説明したいと思ひますので別冊でお配りしました資料でございます。こちらの1ページ目の上段が個別政策集でお配りしてありますゼロカーボンに向けた取り組みということでそのときには1枚だけをお配りしておりますけれども、そういう形での内容で来年度は取り組んでいきたいというふうにご考へているところでございます。また昨日もご説明しましたので重複する部分を避けますけど、大手スーパーとのタイアップによるもったいないキャンペーン+につきましては現在、県地域発元気づくり支援金を申請中でございますので、また通りましたら予算措置させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。また、下段でございますけれども、ちょっと大変わかりづらい資料ですので、またお帰りになって環境省のホームページでもご覧いただければと思ひますが、現在、国の方では第5次環境基本計画というのが動いてましてこの中にですね、地域循環共生圏という考へ方が示されています。これがいわゆる脱炭素化、SDGsの実現を目指していくんだという非常にぐちゃぐちゃといっぱい入っておりますけれどもこれが要は農山漁村も都市もですね、活かす考へ方だということで示されているものでございます。この中でですね、非常に大きく最近なってきたのがですね、エネルギーシステムの自立分散化ということを非常に言われております。もちろん脱炭素を計っていくときにエネルギー問題はどうしても避けて通れない話でございます、これが非常にかかってくるという部分になっているということでございます。おめくりいただきましてこれから3年度箕輪町の町の環境基本計画、第6次になりますけれどもの策定、それからゼロカーボン予算にも載せていただきました箕輪町地球温暖化対策実行計画の策定ということで検討しておりますが、その計画の背景の中には国の方ではパリ協定が当然締結されまして環境基本法に基づく今5次が今示した地域循環共生圏が示された5次の環境基本計画が動き出しております。また、地球温暖化対策推進法、通称温対法と呼んでますが、今年の3月2日に閣議決定、改正の法案が閣議決定され、現在、開会中の国会で現在衆議院で審議をされているところでございます。これを受けて国の方もまた行動計画が地球温暖化対策の計画がまた見直されるはずだというふうにご考へられ、これが夏ぐらいまでには示されるだろうと。また、県に至っては現

在、環境基本計画の県の計画も動いてますが今年度脱炭素社会づくり条例が策定されまして、また県の次期環境エネルギー戦略がここで改定される予定でしたが、この国法改正を待ってですね、今先延ばしてるという形になっています。この次期の環境エネルギー戦略の中で県のゼロカーボン戦略も合わせて示されるだろうというふうに言われております。一応新聞報道等では出されている県のゼロカーボン戦略では、エネルギー自立地域の確立ですとか、プラスチックの資源循環の推進、産業イノベーションの創出支援、それからエシカル消費の推進というようなことが県のゼロカーボン戦略の中では現在示されているところだと思います。これを受けまして、町では環境保全条例に基づく現在第5次環境基本計画が来年度の7月までの予定で、失礼しました、4年の7月までの予定で動いておりますのでこれの評価見直し、それから6次の策定ということで考えておりました施行目標を令和4の7月というふうに考えてるところでございます。また、先ほど説明しました温対法に基づく地方公共団体実行計画というものを策定する中でこちらの方は令和4年4月施行を考えているところでございます。なお、昨日の一般質問のときに、区域施策編については指定都市等が対象だよというご説明させていただきました。現在の法律はそうとなっておりますが、先ほどご説明しました現在審議している温対法の改正の中では市町村に対してのこの策定が努力義務に格上げされるということになっておりますので一応ご説明しておきます。いずれにしてもこのところ、非常に国も県も非常に動きが出ておりますので、その動向等に常に注視しながら策定していくという形になりますので、もしかすると実施時期が若干ずれるのか、どうなのかというところもあるかと思っておりますけれども、またご案内させていただければというふうに思っております。また、次のページ以降は一応県が進めてる県というか国が進めているエシカル消費というのがありまして長野県はこれに加えて健康を加えて長野県版エシカル消費というふうに言われているものがございます。また、次のページでございますけれども町としても力を入れていかなければいけないところがやはりエネルギーの問題が出てくるということで、そちらの方に記載させていただいておりますが、家庭部門でも40%の削減が必要でそのうち14%は徹底した省エネによる達成が求められていますということで、現在、そちらにありますように省エネ家電への買替えですとかエコカーへの買替え、国の補助制度もあります。また、住宅の断熱化、高气密化の推進ということで、県の方では健康エコ住宅普及促進、環境配慮型住宅の普及促進ということで力を入れてますし、またここに記載してございませんが太陽光発電設備の共同購入、県民の皆さんですね、によるそういうのもですね、来年度、長野県としては取り組んでいくということで市町村に対しても協力依頼を先日受けたところでございます。また、下段の方はごみと資源の分別徹底によるごみ量削減の推進ということで直近と書いてありますが、すみません、これ11月かな、くらいにごみを実際取り出してですね、ごみステーションに出されたごみをどういった状況になって出されてるかというのをちょっと出して見た、参考までの数値でございますけれどもこれを見ると、やっぱりちょっと箕輪町の分別徹底の悪さが若干見られる部分がありますよということで、例えば上段の表ですと資源化、燃やせるごみの中にですね、資源プラス

チップだとか古紙だとか、飲料の容器が入っているという割合が上伊那郡の平均としてもちょっと高い割合が出てるとか、また燃やせないごみの中にもびん類、かん類がというのが混入していたというケースが見られるということがありまして特に0kgの市町村に対して箕輪町の場合5kg入ってたり2kg入ってたりするので、ちょっと割合的にもこういったところを啓発等を行っていきたいというふうに考えてるところです。また最後のページの上段でございますが、これが一応げんきづくり支援金申請しております大手スーパーとのタイアップによるもったいないキャンペーン+のイメージ図になりますので、昨日ご説明した内容となっておりますけども、一応そんなようなことを実施したいというふうに考えております。また下段は参考までですが、当課に係わる部分で消費者生活関係でのSDGsの項目を参考までに掲載させていただきました。ちょっと長くなりましたが、以上で住民環境課の説明は終わりでございます。よろしくご審議の方お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今、説明が終わりましたので質問、ご意見がある方は出してください。唐澤委員

○5番 唐澤委員 100ページですね、100ページの下の方ですけれども、みどりの資源リサイクルステーション粉砕機修理で9万9,000円計上してあるんですけどね、最近というか私も枝を剪定枝を出しに行ったらすごい量のね、あれでね、これはもうその粉砕機そのものを性能のより高いものに変えなきゃいけないんじゃないかなと思ったところで今回修理って出てきたもんですから、修理よりもそうやって高性能なものに切り替えた方がいいんじゃないかというふうに、そんな思いを持ったものですから、ちょっとこの辺の経緯をお願いしたいというふうに思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 粉砕機については、やはりこちらの方としても当初購入の経緯は車で移動がかけれるものということで固定である場所だけでの使用ではなく、移動しながらの活用もということを考えてあのサイズに落ちついたということであるんですが、実際入ってきて使ってみると確かに能力的にはちょっと低かったなという思いは実際あります。今後の状況を見ながら、だんだんみどりのリサイクルステーションも町民の方々に広く利用が広まってきましておっしゃっていただいたとおり持ち込まれる枝についても年々量が増えてる気がしております。時期的にはやはり果樹園の剪定時期、この12月ぐらいから3月ぐらいでそれで一旦果樹が終わって家庭のものが5月6月入ってくる。それ以降若干搬入が落ちついてくるよというような時期に移ってきますので1年をトータルする中で処分を考え、処分というか要はチップ化を考えてくってという方向で今考えてはいるんですが、なかなか一度にやはり一時期に大量に排出される、持ち込まれるということがあって処分が追い付かないという状況であるのは確かでありますので、今後ちょっと担当する係の方でも検討しながら課長と相談しながら機械の導入については今後考えていきたいなというふうには思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 見てるとですね、やはりそういうニーズが高いかなと思いますし、そういう剪定枝やなんかをね、まあ処分していくということは大事なことだろうというふうに思いますので、ぜひ今後そういう性能アップみたいなところもを検討していただければというふうに思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 まず説明書22ページの一歩下の中長期在留者住居地届出等事務委託金、これ今まであったかと思うんですけど、これ内容をちょっと教えていただきたいのと、あと29ページですかね、高速中原駐車場土地貸付収入に関連してなんですけれども、収入は会社からもらうやつですよ。心配なのはこの1年のコロナで例の採算とれているのかなというところなんですけど、これまでこの1年、まだ1年経ってないんですけども、推移とあとはコロナ収まって回復したときに期待というところなんですけども、払えてもらえるんでしょうかとか、そういうところはどうなっているのかというところを教えてください。お願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 有賀係長

○有賀住民係長 中長期在留者住居地届出等事務委託金でございますけども箕輪町に居住していらっしゃる外国人さんの転入や転出など、住所変更等に係わる事務ですとか、事務に係わる経費ですとか、物件費ということで在留事務に係わった物件費に関して委託金として国からお金をいただいているものになるんですけども、という内容になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 中央道の高速バス停の土地貸付の関係であります。管理運営については民間の業者はタイムズ24株式会社さんの方で行っており、そちらの方からの収入見込ということで計上させていただきました。ご承知のとおり昨年8月から有料化ということで、そちらの時点からの貸付金という形になっております。年明けたので昨年という形ですけども令和2年度のまずは12月分までの状況を見たところ、やはり使用の伸び率がないということで免除という形をまずとりました。その後回復が見られる場合については月割り計算でお支払いをいただくというような状況であったんですが、それ以降についても利用料の状況の回復が見られない。同じように日々3台から5台程度の状況であります。なので一応今期については使用料というか賃借料については免除というような方向で考えているところであります。来年度につきまして令和3年度について予算計上させていただきました。一応タイムズ24さんのお話の中では、今のところは今年度に限って令和2年度に限っては状況の悪化があるので何とか対応していただきたいというお話をいただき、こちらも状況を確認してる中で明らかにお支払いいただくのは無理だろうという判断をしてお断りですけども、今のところは令和3年度についてはお支払いをいただくという方向で考えてはおります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 わかりました。中長期在留者居住地については僕も勘違いして、これ

外国人の登録ということで今国の施策で2拠点居住、東京と例えば箕輪町に東京に家がある人が短期的に箕輪町の、例えばお子さんがいたときに中学校なり小学校に2週間とか3週間とか転校するという制度が始まったということがあったんで、そのことかなと思ったんですけどそういうことじゃないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 先ほどの中央道の駐車場の件ですけれどもあその土地は借りていると土地ですか。JAの方に増やした分は多分JAから借りていると思いますので、そちらの代金は町から払うということですか。それとまた駐車場の所有はどこになっていたのか。賃借料についてはいかがな。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤係長

○唐澤生活環境係長 中原駐車場につきましては砂利地の部分は有料化になる前の第3駐車場と呼ばれていた部分についてがJAさんからの借地になっております。舗装されている部分については町の所有地という形になっておりますので、砂利地の部分に対しては町がJAさんに賃借料を支払いをしているという形で先ほどちょっと触れましたタイムズ24さんについては舗装の部分、砂利挽きの部分、両方の面積をお貸ししているということで賃借料いただくというような形になっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 若干補足させていただきますと、JAから借りてる分は町が今年度分お支払いすることになったんですが、ここもやっぱり町も全くタイムズからもらえなかったもんですからJAさんに免除というか、半分くらい免除してもらえないかということで、2年度については半分JAさんの方も免除をしていただいた、ご協力いただいたということになってます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。

○4番 釜屋委員 続いてよろしいですか。生ごみモデル事業で0460、102ページでしたっけ。それで生ごみ処理モデル事業というのはこれ来年度続くということですか。今までの八乙女じゃなくて木下県住とかそういうことですよ。まだ続くってということですかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 予定では2年度で終了という予定でしたが、コロナ禍でどうしても住民説明会とか、そういうようなのが開けなかったということでこのままストンと辞めるわけにはどうもいかないだろうということの中でもう1年先延ばし、今延長、廃止まで3年度は実施してそれで終了したいというふうな形をお願いしているところでございまして、先だって新聞報道にもありましたように衛生部長さんの方にお計らいさせていただいてるところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。中村委員

○12番 中村委員 101ページのゼロカーボン推進事業費のところの12の委託料ですけど、地球温暖化対策基礎調査業務委託料っていうのは一応どのようなところに払ってどの

ような調査をするのでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 昨日寺平議員さんから一般質問いただきまして内容説明させていただきましたけども、ご説明した方がいいですよ。全部は説明いたしません、まずはやはり町の現況ですね、要はどのくらいの排出量があるかという推計をするということ、それから箕輪町は海がないので森林による二酸化炭素の吸収量がどのくらいであるかというまず状況を考えるということが必要になろうかと思えます。また、そういう中で国の先ほど言いました計画等々が示されてくるとですね、実際にはどういった施策が必要なのかとか、そういうことをこの中でも整備をしたいというふうに思っている委託料になります。また合わせてそれによって将来推計等も考えたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 どのような業者に頼むか聞きたかったんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 実際にはですね、町の業者選定委員会にお諮りしないところで私がついていうわけにはいかないんですが、ただ町が今作ってる環境基本計画に関しては、上伊那郡内のコンサルタント会社が策定してるという経過がございます。そのときはプロポーザルで業者を選定して決定したというふうに、前回の計画はそうになっておりました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。松本委員

○8番 松本委員 101ページの墓地の事業の関係なんです、これは管理をお願いしているところは草刈りはどのような形までやっているのかとか、トイレの関係だとかあると思うんですが、その辺がちょっと教えていただけますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤係長

○唐澤生活環境係長 墓地の管理については今町として担当課として草刈りに入っているところは木下公園墓地のフェンス外の法面の部分がちょっと傾斜が強いということもありまして、町の方でやっておりますよ。中の方についても業者委託をしておりますけれども、草刈りをしています。あと松島大原公園墓地につきましては組合員さんとか使用機をお持ちの方の中からボランティア、若干の有償にはなるんですが、ボランティアとして活動してくれるという方がいらしたのでその方々を中心に草刈り作業を年に今年度は年に3回実施をしたところでございます。トイレに関してはトイレが設置されているのは松島大原公園墓地のみでございますけれども、こちらについても清掃、くみ取り含めて所定の業者さんの方に依頼をしているところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 みどりの資源リサイクルの事業のことについて協議会ですちょっと記録に残らないのでお願いしたいんですが、廃食用油の家庭から出る部分ですね、ここへは持ち込めないようになってますけれど、どうしてもひと月に一遍ですとちょうど満タンに

なるとかならないとかっていうところで途中で出したいと思っても次の月に中途半端ということもあって、きちんとした置くところがあれば可燃のものなのでね、ちょっとあれですけど紙でもなんでも可燃ですのできちんとしたこう下に漏れないようなものがあったり、例えば買って来た油にそのまま入れたものできちんと蓋がしてあるようなものはね、ちょっと回収していただければっていう声があったんですけども、どんなような考えでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤係長

○唐澤生活環境係長 おっしゃることは十分分かるんですが、現段階というか今の施設ではもう既に満杯状態で段ボールから始まって缶、ビン、ペットボトル回収できるようにということをしているんですけども、なんしろ場所が狭くて今対応してるものでさえも対応し切れないくらいの状況になっています。何かしらもう少しゆったりできるように今回回収している品目の中でもゆったりできるように何かしら方策をとということで今係内にも考えてるところなんですけれども、ちょっと品目今増やすのは難しい、施設の的にも難しい状況かなというふうには思いますので何とか月1回の回収日に合わせていただきたいなというところが本音でございます。

○4番 釜屋委員 よくわかりますので。声ですので、よろしくをお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。私の方から一つだけ、よく分からないんですけど、一般の68ページにあります個人番号カードの関係ですけど、この個人番号カード交付事業費負担金っていう1,700万円ほどあるんですけど、これはどこが何をするための負担金ということですか、これ。

○有賀住民係長 こちらの地方公共団体情報システム機構が個人番号通知書、個人番号カード関連事務に要する費用、地方公共団体情報システム機構がカードの発行ですとか、個人番号に係わる事務を行ってるんですけどもそれに要する費用として交付金として市区町村が負担するものになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ここがカード発行してるってことなんだね。分かりました。他によろしいですか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の住民環境課に係わる部分について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第21号の住民環境課に係わる部分について原案のとおり可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決す

べきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。それではこれで住民環境課に係わる分の審査は終了いたします。

【住民環境課 終了】

③健康推進課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして再開いたします。それではこれから健康推進課に係る議案について審査を行います。まず最初に議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の健康推進課へ係わる部分について説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)につきまして健康推進課に係わる部分を担当の北原係長からお伝えします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)一般会計分についてご説明申し上げます。歳出の方から説明をさせていただきますので24ページをお願いいたします。4款 衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、0401一般保健費でございます。負担金、補助及び交付金でございますが伊那中央行政組合負担金ですが、伊那中央行政組合運営費について特別交付税額が確定しましたので減額分について構成3市町村で負担するために負担金を増額する補正でございます。続きまして上伊那広域連合負担金です。上伊那広域連合負担金保健福祉総務費ですが、実績による増額でございます。続いて地域医療再生事業費負担金ですが、こちらは看護学生さんの奨学制度の方になっておりまして、実績による減額を補正するものでございます。続きまして0405新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。こちらの方につきましては全員協議会の方でご説明申し上げたとおりの内容になってございます。25ページをお願いします。0407国民健康保険特別会計繰出事業費です。繰出金です。国民健康保険特別会計事務費が増額したことによる繰出金の増額を補正するものです。続きまして老人保健費、0424後期高齢者医療事業費です。こちらの繰出金で後期高齢者医療特別会計総務費が減額したことによる繰出金の減額を補正するものでございます。歳入の方の説明に移らせていただきます。12ページの方をお願いします。16款の国庫支出金です。まず衛生費国庫負担金でこちらの方は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金です。コロナワクチンの接種費用に対する国庫の補助になります。続きまして国庫補助金です。衛生費国庫補助金としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金です。こちらの方は接種ではなく接種の体制を確保するために係る経費に対する国庫補助となっております。説明の方は以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質問、ご意見がある方出してください。寺平委員

○13番 寺平委員 24ページの0401一般保健費の地域医療再生事業費負担金減についてなんですけど、これ小学生って聞こえたんですけど奨学金かなんかですか、これ。と内容

とそしたらその実績みたいな要はこの内容と実績を教えていただければと思いますけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 こちらは看護学生さんに対して奨学金を補助して地域に看護職として就職いただいた時にはそれが免除されるという制度になっております。ただ、なかなかこれを利用される実績の方があまり大勢いらっしゃらなくて、それに伴って減額の補正をするというものでございます。上伊那広域連合の方で取りまとめておりまして、市町村郡として減額ということになっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 ちなみになんですけど、私も不勉強であれなんですけど、これどういう内容になりますかね。どういう手続をしたらどういう人が幾らもらえるのかっていうのは今は。ちょっと分からなければまたあとでも。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 後ほど回答させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 歳入のところでちょっと説明を省いてしまったところがあったので説明をすみません、させていただきます。12ページのところの国庫支出金の衛生費国庫補助金のところですが、すみません、コロナワクチンの上にはですね、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、こちらはシステム改修分についてシステム改修にかかった経費についての補助金となっております。すみません、追加でお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に質疑ありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 その12ページのところで新型コロナウイルスワクチン接種事業なんですけれども国の方から接種対策費としてくるのと、それから接種の体制確保事業としてくるのと、2種類なんです。どういうふうな振り分け、どういうような内容なんです、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思うんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林健康づくり支援担当係長 上の方の接種対策費国庫負担金につきましては、1人2,070円という接種費用で計算されて入ってくるものでございます。下の方の体制確保事業費国庫補助金に関しましては、それ以外というふうにお考えいただければわかりやすいかと思えます。

○5番 唐澤委員 そうすると1人2,070円、これ全町民分ですか、掛けるいくらになるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康づくり支援担当係長 全町民挙げてはありますが、実績になるかと思えますので、最終的には。ここに挙げてあるのは全町民の人数挙げてあります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 それ以外っていうちょっと意味がうまくとれないんですけど、体制確

保の方ですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康づくり支援担当係長 上の方は接種に係るもので医師に払われるものになります。それ以外というのは例えば集団接種の会場でいろんな大勢の人が誘導の人であったりワクチン詰める看護師さんであったり、そういう人たちの人件費もそうですし、そこで使われるグローブ、マスク、アルコール、綿花、そういったものの消耗品もすべて入ります。それからこれから4月中旬に出そうと思っている個人宛てのクーポン券、その郵送料だとか、そういったものもすべて含まれます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 最後になろうかと思えますけれども、結局それは町民1人当たりいくらかというような形で国の方で額を決めて補助金という形でおりにくるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康づくり支援担当係長 町民1人あたり幾らという計算ではありませんで、その体制を確保するためにかかった費用全てというところになります。上限額は決まっているものの国とすればかかった費用全てをみるというスタンスでおりますので実績に応じてという形になるかと思えます。

○5番 唐澤委員 実績に応じてというその出し方はどういう根拠で出しているんですかということなんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林健康づくり支援担当係長 この歳出の部分で全員協議会のときにもご説明していますが、24ページ、ここに書かれているものの中の委託料の中に2,070円掛ける人数というものも含まれておりますが、その接種費用を抜いた分、ここに書かれている全てになります。これの積算になります。

○柴宮健康推進課長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 12ページの国庫負担金で1億1,300万はいわゆるお医者さんが1人打ったときに2,277円というのの町民分、打つだろうという町民分のものがこの上にある国庫負担金で、いわゆるワクチン代って言われるようなもの、これが全部が一番上の1億1,000万でその下にある体制確保っていうのが先ほど小林が言いましたとおり例えば人件費、ほかにかかる非常勤の方の人件費だったりだとか、接種にかかる物品とか、会場の使用料でしたりとか、ワクチン代以外に係るものがこの下の方の体制確保になるということで協議会のときにA4で大きくドーンと出したものが実はね、たくさん資料があるのですみませんが、あれなんですけれどもあちらに積み上げているものがほぼここになっているとお考えいただければなと思えます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ここにある一般財源分っていうのは何。391万8,000円っていう。

○小林健康づくり支援担当係長 この時点での上限から外れた部分になっていますが、最終的には支出したものはすべて国庫補助金としておりてくる予定にはなっています。現在も上限額は動いています。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 補助金の方で上限額があるんです。これ出したときは補正1月時点だったのでこんな形になりましたけれども、今変更が2回ほどありまして、今上限いっぱいいただけることになっているのでこの数字も動いてくる予定でございます。一般財源のところ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑を終了いたします。それでは議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の健康推進課に係わる部分について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それではこの議案第3号について原案のとおり可決すべきものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしという声がありますので議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の健康推進課に係わる分については可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告させていただきます。

次に議案第4号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第4号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして担当の小林係長からご説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 それでは国保の6ページをご覧ください。歳入でございます。6款 県支出金としまして保険者努力支援分が増となっております。こちらにつきましては保健事業分について補助の金額がほぼ確定しましたのでその分を計上しております。7ページをお願いいたします。10款 繰入金でございます。一般会計からの繰入金ということでこちらの金額を計上しております。国保の8ページをご覧ください。12款 諸収入でございます。01の一般被保険者の延滞金でございますが、こちらの方保険料の延滞金として増額になっているものについて計上しているものでございます。続きまして下の一般被保険者返納金でございますがこちらは返納金の方の増額が確定というか増額が見込まれますのでその分を計上しているものでございます。9ページをお願いいたします。歳入に入ります。4111 一般管理費でございます。委託料でございますが、こちらは調整交付金のシステム等の改修の業務委託料として計上しているものでございます。下の負担金につきましては上伊那広域連合

の負担金が減額となったものでございます。4121 賦課徴収費でございますが、こちらにつきましては郵券料につきまして増額の見込み、増ということで見込みとして計上させていただいているものでございます。10 ページをお願いします。9 款 予備費でございますがこちらにつきましては収支の調整ということでご覧の額を計上させていただいております。ご説明につきましては以上となります。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出してください。ありませんか。なければ私の方からですが、あった。中村委員

○1 2 番 中村委員 8 ページの諸収入、一般被保険者延滞金というところの 414 万という金額ですけど、この延滞金が 414 万って元金って幾らくらいになるの。

○小林国保医療係長 すみません、もう一度。

○1 2 番 中村委員 延滞金が 414 万って載ってるんだけど、そうするとその延滞金の元金ってどのくらいになる。すごい多いような気がするんだけど考え方がおかしい。これ利息だけじゃないの。延滞金って。利息というか。

○小林国保医療係長 要は納期限が過ぎて納めなかった人がだんだん延滞金の率によってかかってきますので、その分度を徴収したものがこれからも見込まれますので計上させていただいたという形になります。

○1 2 番 中村委員 元金が入っていないということ。

○小林国保医療係長 元金が入ってません、そうです。

○1 2 番 中村委員 414 万も延滞金つくってすごい無理じゃないかなという感想なんですけど。そんなに未収になってる部分があるってことですか。

○小林国保医療係長 税務課の方で適正に延滞金の方も徴収しているという形ですので、当然、納付税通知書にはそういったものも賦課する時点でそういった延滞金もかかりますよということでご案内を申し上げて、それでも納めていただけていない、督促も含めてですけど督促状を送ったりだとか、総合催告書を送ったりだとか、そういったこともしてもまだ納めていないという方がいらっしゃるって、納める時点で延滞金がつくものについては延滞金を徴収しているということでございます。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○1 2 番 中村委員 10%とか考えた場合にも 4,000 万とかあるってこととか思っちゃうんですけど。それとか、あと今コロナの関係で元金もとても色々で払えないとかいう人も出てきていると思うんですけど、その場合にはこれは補正されるってこと。免除とかもあるのか。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 コロナの国保税に関しましては、コロナの方の減免の規定がございまして前年の所得より 10 分の 3 以上落ち込んだ方々とかちょっと細かい要件があるようなんですけど、そういった方が該当する方は申請主義になってますので申請をしてそういった該当になる方については減免措置を税務課の方でしているという形になります。

○6番 入杉委員 延滞金って保険料のことですよ。

○小林国保医療係長 保険料の延滞金でございます。国保税の元金、元金というか元々の付加すべき金額、例えば1万円なら1万円払うべきものがある、それについて納期限がありましていついつまで払ってください。それを越えて後にまた督促状が出るんですけどまたそれでも納めない。年に3回か4回くらい総合催告書も出るんですけどそういったご案内もして延滞金の率というのは納期限を過ぎてから条例で決まっていますので、その分を決まった金額をお支払いいただく時点のところで算定をして税務課の方で納めてくださいということで徴収したことになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。関連してですけど、今この何人くらいの分なの、これは。

○小林国保医療係長 ちょっと税務課の方に聞いてみないとわかりませんので、また後で回答させていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 最初の予算額に比べてものすごく多いから。ちょっと調べて説明していただきたいと思います。他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第4号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について採決を行います。これについて原案のとおり可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということでありますので議案第4号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり決することにいたします。その旨本会議で報告いたします。

それでは次に議案第5号 令和2年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第5号 令和2年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして国保医療係小林係長からご説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 それでは後期の6ページをお願いします。歳入でございます。後期の高齢者医療保険料ということで特別徴収分、現年度分滞納繰越分ということでそれぞれ保険料の増額が見込まれますので計上させていただいております。7ページをご覧ください。4款 繰入金でございます。一般会計からの繰入金としまして総務費繰入金ご覧の金額が減額となっております。後期の8ページをお願いします。歳出となります。6700の一般管理費でございますが、上伊那広域連合負担金の実績に伴う減額となっております。9ページを

お願いします。6720 後期高齢者の後期高齢者医療広域連合納付金ということで後期の広域連合に支払う保険料の負担金の増額となりますのでそちらの方計上させていただいております。ご説明につきましては以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出してください。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第5号 令和2年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、議案第5号については原案どおり決することにいたします。その旨本会議で報告させていただきます。

次に議案第17号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 議案第17号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして国保医療係の小林係長からご説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは議案第17号ということで1ページをお願いします。こちらの提案理由としましては新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、箕輪町国民健康保険条例の一部を改正するものとなります。1枚おめくりいただきまして資料お願いします。左が現行となりますが、改正案としましてアンダーラインのところとなります。新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じということに改正案をさせていただいております。1ページにお戻りいただきまして附則のところでございますが、この条例は公布の日から施行するというようお願いしたいと思います。ご説明につきましては以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見ありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 中国からということが文言されてますけど、その変異ウイルスについてはどんなふうな扱いになりますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 国からの方の通知でございますけれども英国とかで主に見られる変異株等によるものにつきましては従来どおり適用されるということで文書が来ておりますのでそのようにご理解いただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

○13番 寺平委員 同様に変異株も従来のおりということで、この文言読むと何が変わったのかよくわからないんですけど、対応が変わるものって何かあるんですかね、この改正案にすることによってどういう状況になるのか。要は何か現行では足りなかったものが改正することによって網羅されるとかこれは。

○小林国保医療係長 今までの現行と扱いは変わらずになります。こちらの特措法の方が改正となったということで意味づけというか、位置づけをこちらの方に改正するという改正案の方ですということの特段変更点等はございません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第17号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということでこの議案第17号については原案のとおり決することにいたします。その旨本会議で報告させていただきます。

次に議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の健康推進課に係わる部分について説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算につきまして健康推進課に係わる部分、初めに健康づくり支援係、北原係長からご説明いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明申し上げます。先ほどお配りさせていただきました資料No.1、資料1の方と予算書と合わせてご覧いただければと思います。歳出の方からご説明申し上げます。予算書ですと77ページを開きいただきまして今お配りしました資料は3ページをご確認ください。ではご説明申し上げます。3款の民生費で事業コード0321になります。こちらは高齢者等福祉施設管理費ですが、主な経費としましてはげんきセンター、げんきセンター南部の高齢者施設に係る維持管理に係る経費を計上してございます。主な増減理由になりますが、西部ふれあいサロンにつきましては学童保育、学童の方で主に利用するという学校教育課の方で計上してございます。健康推進課についてはげんきセンター、げんきセンター南部に係る部分について計上してあるんですが、それでも増加している部

分につきましてはトレーニング施設の感染症対策を講じて維持管理していくという部分について経費がかかっておりまして増額となっております。続きまして少し飛びます。説明書の91ページをお願いいたします。こちらからは4款の衛生費の方になります。まず保健衛生費、保健衛生総務費で0401一般保健費です。こちらの主な経費は職員の人件費ですとか保健補導員会、食生活改善推進委員など、健康づくりの要となる組織の育成に係る経費、あと健康づくり推進に向けて健康づくり推進協議会への委員報酬ですとか、あとは骨髄バンクドナー助成制度の補助金、伊那中央行政組合、広域連合等の各種負担金、国民健康保険の財政基盤安定に資するための国民健康保険特別会計の繰出金といったものが主な経費となっています。主な増減理由ですけれども、保健衛生全般に係る感染症対策の消耗品費が増額してるのと、伊那中央行政組合等の負担金の増額を予算化してあります。続いて92ページをお願いします。予算書92ページの0404ですね、予防接種事業費です。こちらはコロナのワクチン以外の予防接種に関する経費になります。個別接種委託料ですとかワクチン代が主なものになります。小児に関するものが11種、高齢者のものが2種、成人が1種についての予防接種事業費です。その他には定期予防接種再接種補助金等も含まれております。主な増減理由としましては風しんの追加的対策に係る費用の分と、ロタウイルスワクチンが10月から定期予防接種化しておりますのでそれに伴う経費の増額となっております。定期予防接種再接種補助金が増額となっております。続いて93ページをお願いします。0407国民健康保険繰出金です。こちらは国民健康保険特別会計の人件費、事務費等の繰出金を計上してございます。続いて0408精神保健事業費になります。こちらは会計年度任用職員である保健師の報酬ですとかこころの相談を行っている医師ですとか、臨床心理士といった専門職に対する謝礼。こころの後援会ですとか、ゲートキーパー養成講座を実施する際の講師謝礼。あと自殺予防対策に係る啓発に係る経費を計上してございます。主な増減理由としましては会計年度任用職員さん期末手当ですとか、社会保険料の増額があります。94ページをお願いします。0409の献血推進費については福祉課の方になりますので飛ばさせていただきます。94ページをお願いします。0410保健センター管理費です。こちらは保健センターの施設維持管理に関する経費を計上してございます。感染症対策に係る経費ですとか、エレベーター、自動ドア、電気管理、消防設備等施設の維持管理に関する経費が主なものになってございます。主な増減理由としましては、施設の感染症対策に係る経費と、あと高圧受電が耐用年数がきておりますのでそちらを改修工事をする予定になっておりまして、そちらの方の経費を計上してございます。資料の方をめぐっていただいて4ページをお願いいたします。説明書引き続き94ページになります。0415こちらからすみません保健事業費になります。0415母子衛生費です。こちらは乳幼児健診ですとか子どもさんの健診や健康相談、教室といった事業にかかわっていただく会計年度任用職員の保健師ですとか管理栄養士、歯科衛生士に対する報酬ですとか、あとは妊婦健康診査、乳幼児健診、産婦健診等の健康診査、産後ケア、育児母乳相談等の事業を委託している委託料に係る経費。あとは保育園等と小学校1校で実施しておりますフッ化物洗口に係る経費ですとか、離乳食教室、母親

学級と各種教室や相談事業に係る経費ですね。不妊治療、未熟児養育医療等補助金に係る経費、お子さんに関する、母子に関するそういった経費の方を計上してございます。こちらの増減理由なんですけれども、こちらやはり会計年度任用職員さん期末手当、社会保険料の増額分とあとは乳幼児健診、乳幼児健康診査の方に臨床心理士さんを加わっていただく部分についての謝礼が増額になっているのと、あとは相談等子育て支援に関する事業を充実させていくというところで報酬委託費が増額となっております。96 ページをお願いします。説明書 96 ページになります。0416 検診事業費でございます。こちらは大人成人の健診とかがん検診といった健診にかかる経費になります。そこに係わる会計年度任用職員さんの報酬ですとか、その他もろもろの委託費ですね、検診に係る委託費ですとか、消耗品費、そういったものがこちらの主な経費となっております。続いて 0417 健康増進事業費です。こちらはウォーキング事業ですとか、減塩チャレンジ事業、健康ポイント事業、活動量計読み取りシステム事業、健康アカデミー等各種健康増進に係る事業がありますが、そちらに係る委託費ですとか会計年度任用職員さんの報酬といった経費を計上してございます。主な増減理由としましては新規のものが二つほどございます。ウォーキンググランプリのアプリ業務運營業務の委託費が健康推進課としては新規のものとなっております。また減塩チャレンジということで推定食塩摂取検査を行いますのでその委託料というものを計上してございます。また現役世代及び無関心層向け健康増進事業費ということでげんきセンターの土曜日にトレーナーさんに来て事業を実施しているんですが、少し範囲を拡大して実施するためそちらの委託料の方が増となっております。合わせてそういった事業を実施する際にやはり感染症対策ということがありますので、そちらの消耗品の方が増加となっております。説明書 97 ページをお願いします。こちらから老人保健費になります。0424 後期高齢者医療事業費です。こちらは後期高齢者医療療養給付費ですとか後期高齢者医療広域連合の事務費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金等の経費となっております。0425 後期高齢者保険事業費でございます。説明書の方は次の 98 ページになります。こちらは後期高齢者の皆さんを対象にした保健事業に係る健診ですとか、相談ですとか、そういった保険事業に係る経費となっております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る部分ですとか、検診、あとは人間ドックの補助等が計上されております。主な増減の理由ですが、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施について R3 年度から実施していく予定でありますので、そのところの会計年度任用職員さんの報酬について増加しております。あとは年々後期の方の健診の方増加していますので、そちらの方の健診委託料ですとか、人間ドックの補助金についても増額してございます。歳出についての説明は以上になります。続いて歳入の方のご説明申し上げます。説明書の方の 17 ページをお願いします。お配りした資料は 1 ページの方をお願いします。15 款の使用料及び手数料になります。民生使用料のところでは高齢者等福祉施設使用料、充当とすれば 0321 の高齢者福祉施設管理費の方になりますけれども、こちらはげんきセンターとげんきセンター南部の使用料になります。65 歳以上と障がいがある方は無料となっておりますが、64 歳以下の方は 1 回利用ごとに 100 円を

いただいておりますので、そちらの使用料を計上してございます。続いて20ページをお願いします。説明書20ページ、16款の国庫支出金でその中の04衛生費国庫負担金です。まず国保基盤安定負担金でございます。こちらは国保基盤安定のための国庫負担金となっております。続いて母子保健衛生費負担金です。母子衛生費の方に0415の母子衛生費の方に充当となりますが、こちらは未熟児養育医療、小さく生まれたお子さんに対する医療を町の方で医療扶助しておりますが、そちらのかかった経費について国庫分2分の1の負担金となっております。続きまして国庫補助金になります。総務費国庫補助金ですが、地方創生臨時交付金ということで主にコロナ対策の健康推進課に係る部分についてご説明させていただきます。0321の高齢者等福祉施設管理費につきましては、施設の管理、感染症対策をしながら施設を運営していくための経費で今南部の方に管理人さんを置いておりますけれどもその部分ですとか、あと消耗品に係る経費についてこちらの方を補助金としております。0401一般保健費と0410保健センター管理費、0417の健康増進事業費につきましてはこちらの方はすべて消耗品の方をこちらの補助金ということになっております。説明書21ページをお願いします。国庫支出金の04の衛生費国庫補助金になります。こちらの感染症予防事業費等補助金ですが、こちらは予防接種事業に係る部分になりますが先ほど歳出の方でもご説明しましたが風しんの抗体検査を今行っておりまして、そちらの抗体検査に対して実績に応じての補助金となっております。ページの方おめくりいただいて説明書22ページをお願いします。同じく衛生費の国庫補助金になりますが、母子保健衛生費補助金です。こちらは産婦健診、産後ケア、育児母乳相談等産後の支援に関する事業に対しての2分の1の国庫補助となっております。説明書24ページをお願いします。17款の県支出金になります。04の衛生費県負担金ですが、まず老人保健費負担金で、こちらは後期高齢者保険基盤安定負担金ということで0424の後期高齢者医療事業費の方に充当されます。続いて03国保基盤安定負担金です。こちらの方は国保基盤安定のための負担金で0401一般保健費の方に充当されます。母子保健衛生費負担金です。こちらは先ほど国庫の方で2分の1未熟児養育医療費の負担金がありましたが、2分の1のさらに2分の1、4分の1ですね。それについて県の方で負担することになっておりますのでその県負担金となります。あとは0404予防接種事業費ですが再接種費用助成事業補助金ということで予防接種、お子さんが予防接種をした際に骨髄移植等を受けて免疫がせっかく予防接種してもそれがなくなってしまう場合があります。その際再接種をしますけれどもその再接種に係る費用について町の方で補助をしております、その2分の1を県の方で補助するというようなものとなっております。お配りした資料の方おめくりいただいて2ページをお願いいたします。説明書の方は24ページお願いいたします。同じく17款の県支出金の県の補助金の方になります。総務費県補助金ですが、こちらの方は元気づくり支援金について計上してございます。今現役世代及び無関心層向けトレーニング、げんきセンターを活用したトレーナーさんによるトレーニングについてげんきづくり支援金の方を申請しております、令和元年、令和2年と2年申請しております、令和3年も申請するということでこちらの方計上してござい

ます。続きまして26ページをお願いいたします。申し訳ないです、ちょっとページがずれていて申し訳ないです。説明書26ページをお願いします。県支出金の保健衛生費の補助金になります。まず精神保健事業費の補助金です。こちらは0408の精神保健事業費に当たるんですけども地域自殺対策強化事業補助金ということで町の方で実施している自殺予防に対する事業に対する補助金になります。続いて健康増進事業費補助金です。こちらは0416の検診事業費と0417の健康増進事業費の方に充当いたしますが、歯科ドック事業ですとか肝炎の検査等の検診事業と、あとは健康相談、健康教育といった健康増進の事業に対する補助金となっております。続いて骨髄バンクドナー助成制度補助金です。こちらは0401の一般保健費の方になりますが骨髄移植をドナーとして提供した場合にですね、ドナーさんとそれを働いているお勤めしている会社の方に対して、事業所に対して助成をするものになります。そのうちの2分の1を県の方で補助するという形になっておりますので、こちらの方計上させていただいております。説明書29ページをお願いします。18款の財産収入になります。財産貸付収入ですが、診療所貸付収入ということで旧北部診療所、今箕輪ひまわりクリニックさんの方が入っておりますが、そちらの方の建物、診療所と医師住宅の貸付に関する収入になります。続きまして説明書32ページをお願いします。20款 繰入金でございますが、特別会計繰入金ということで、国民健康保険特別会計からの繰入金となります。こちらは国保加入者の方ががん検診等を受けた際に国保の方には軽減をしております。その差額分について一般会計の方に繰り入れるものになります。続きましてふるさと応援基金繰入金でございます。健康推進課に係る分につきましては、0417の健康増進事業費の方が対象となっております。続いて36ページをお願いします。22款の諸収入になります。まず検診事業個人負担金になります。こちらは検診を住民の方に受けていただいた際に負担金があります。そちらの個人負担金について計上してあります。受ける方が74歳以下の方なのか、後期高齢者なのかによって繰入れ、対象の充当先が変わってくるということになります。続きまして雇用保険料本人負担分ですが、会計年度任用職員さんの雇用保険料の本人負担分になります。健康推進課の分とすると0401、0408、0415、0416、0417、0425に充当することになります。諸収入の雑入ですね、すみません、雑入のところになります。説明書の方は39ページから40ページにかけてになります。まず0321の高齢者福祉施設管理費の分ですが、こちらはげんきセンターの屋根の上に太陽光が乗っておりまして、その発電電力の販売代となります。次の0401一般保健費になりますが、高齢者保健事業と介護予防の1帯化事業補助金ということで、こちらの事業につきましては正規の保健師が企画調整役に当たるということになっておりましてその正規の保健師の人件費の方が補助対象となっておりますので計上してございます。続いて0415母子衛生費ですが、こんにちは赤ちゃん教室、遊びの教室、離乳食材料代ですとか、こちらは教室に参加していただいた方からの負担金となります。次に未熟児養育医療費自己負担金ですが、未熟児養育医療費につきましては医療扶助ということで町の方で補助をするんですけども、収入に応じて自己負担金がありますので、そちらの方を計上してございます。続いて0417健康増進事業費分にな

ります。活動量計の方を町の方で販売しておりますが、そちらを購入いただいた際の負担金となります。続いてアカデミー参加者負担金ということでアカデミーに参加いただいている方、かかる経費について実費分をいただいている部分になります。その下の健康増進事業参加者負担金ですが、こちらは現役世代及び無関心層向け健康増進事業でトレーナーさんからトレーニングを受けた際にいただいている負担金となります。続いて後期高齢者保健事業費ですが、こちらは後期高齢者健康審査事業費補助金ということで75歳以上の方が健診を受けていただいた経費に対して後期高齢者医療広域連合の方からの補助金となります。下も同様に後期高齢者医療広域連合からの補助金で人間ドックの補助に対しての補助金となっております。その下の後期高齢者医療事業費補助金ですが、こちらは一体化に係る高齢者の保険事業と介護予防一体化に係る部分になりまして、先ほどの正規の保健師の人件費以外の会計年度任用職員さんをお願いする栄養士さんだとか、歯科衛生士に係る経費についてをこちらの方で計上しております。説明については以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。それではこれから質疑を行います。質疑、ご意見がある方は出してください。唐澤委員

○5番 唐澤委員 ちょっと分からないのでお聞きしたいんですけど、38から40ページまでと2箇所出てくるのかな、高齢者の保険事業と介護予防一体化のこの事業なんですけど、補助金ってどうもこの仕組みというかよくこのところ分からないんですけど。2箇所入ってきますよね。0401の一般保健費のところ保健事業と介護予防一体化事業補助金が入ってきて、それから0425の後期高齢者の保険事業費のところ後期高齢者補助金（聴取不能）、先ほどこれ正規の保健師を雇っていてその事業を進める上でのというふうに説明をいただいたんですが、ちょっとすみません、これよく理解できません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 入ってくるものは一つと思ってもらえればいいです。一括で入ってきます。分かれて入ってくるわけではなくて一括で入ってきます。こちらがどこから支出しているかっていう部分でちょっと分けさせていただいたというような形になっておりまして、正規の保健師になりますので歳出の方で正規職員の給与分のところが0401の一般保険費になりますのでこちらの方が充当されるという仕様となって説明となっております。それ以外の事業の中心は0425の後期高齢者の保健事業費の方で実際の事業の方は実施していきますので、残りの分については0425の方で充当するというような説明の仕様にさせていただきました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 事業の説明はいい。北原係長

○北原健康づくり支援係長 事業の方の説明をしますね。この高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業というのは今、国の方から令和6年度までに全市町村で実施せよというふうに言われている事業となっております。内容につきましてはだんだん後期高齢者になる方が増えていきます。介護保険制度を維持するためにできるだけ長く元気でいていただくということが前提になっておりまして、そのためには保険事業を実施してできるだけ健康

状態を維持するということが目的の事業となっております。ですので75歳になると後期高齢者というふうなくくりになっていきますけれども、そのところを保険の部分と介護の部分と一体的になってできるだけ元気で介護予防的な取り組みをしていくというものが大きなイメージの事業になります。健康推進課として実施する内容としましては、まず75歳以上の方たちにできるだけ多く健診を受けていただきたいと思っています。その健診の中で例えばフレイル、低栄養ですとか、口腔機能の低下ですとか、そういった虚弱になってそのあと介護保険につながっていくところを防ぐためにまず健診に来ていただいている段階でそのところを早めにキャッチをして低栄養の兆候だとか、口腔機能の低下の兆候がある場合には、そこに管理栄養士ですとか、歯科衛生士が早めに関わることで、できるだけ元気でいていただけるよう（聴取不能）を長くすると、予防的な関わりをしていくところをまず第1段階で考えております。それと合わせて福祉課の方で高齢者の方たちをサロンですとか、そういったところで通いの場で事業を行っております。そういったところにも管理栄養士ですとか歯科衛生士の方が出向いて行って栄養状態ですとか、健診に来る方ばかりでなくて、健診には来ないけれどもそういうところのサロンとかには行っているよっていう方たちに対してはサロンの場でアプローチをするということを考えております。また、健診にも来ていません、健診には来ないけれどもお医者さんにかかっている方というのもたくさんいらっしゃいます。そういった方たちとはなかなか私たち接点がないんですけれども、少し血圧ですとか、高血糖ですとか、そういった重なりがあって全員というわけにはいかないのでも少しリスクが高い方たちをピックアップしまして訪問して健康状態を確認してくるといったような事業を想定しております。それにかかる人件費分ですとか、訪問に行く燃料代ですとかそういったものを計上させていただいております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。中村委員

○12番 中村委員 92ページの0404の予防接種事業費のところの12の委託料の関係で、風しん追加的対策委託料というのが600万ばかり挙がってるんですけど、その風しん追加的対策っていうのはどういうものなのか教えていただきたい。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 この風しんの追加的対策事業というのは昭和37年の4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性の方を対象にした事業になっております。いわゆる風しんの予防接種を行わなかった世代になりまして、風しんの流行が予防接種をしていない世代の方たちがいることで風しんが流行したりとかすることもありますし、また風しん、妊婦さんが初期に風しんにかかるとお子さんに影響があるとかいうこともありますので、そういったところで接種を受けていない世代の方たちに風しんの抗体検査をして、ない方には接種をするという事業になっております。令和元年から始まりまして令和2年、令和3年が一応最終年という形で対象の方たちにはクーポン券をお配りして抗体検査と。なければ接種というような流れで受けていただくようなふうにお知らせをしている事業に

なります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 一応その対象者というはどのくらいいて今までにどのくらい対象をしてきたかというのは分かりますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 多少変動はありますけれども一応対象者 3,063 人が対象となっております。現時点で把握してるところになりますけれども、検査済みの方が 817 人で全体の 26.6%です。その中で接種をされた方が 201 人となっております。検査済みの方の中の 24.6%となっておりますので結果が陽性だったか陰性だったかまではちょっと分からないのでこういった現状となっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。中村委員

○12番 中村委員 一応今年で今年度で3年目で終わるといような話じゃないの。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 R3年度が最終年となりますので、勸奨等は呼びかけていきたいと思っております。

○12番 中村委員 一応22.6%とかいう話だったのであと2年か。大変だと思うけども、一応%上がるようによろしくお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 95 ページですか、不妊・不育症治療費補助金が出てるわけですけど、対象になる人がかなり拡大されたり、回数も広くなってるっていうふうになっちゃう国の方からはそんな話がちょっと聞こえてきたんですけど、この町でいきますと、対象者というか自分で申請するんだと思うけれども、どんなふうに変更されてますかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 不妊治療でよろしいですか。

○4番 釜屋委員 不妊症も不育症も男性不妊も。

○北原健康づくり支援係長 まず国の拡充に合わせて県の方でそれに合わせた拡充となっております。箕輪町の方は県の方にまず申請をしていただいて、県の方が対象になった方に対する上乗せ助成となっておりますので、町の体制とすれば県が OK になってきた方たちに補助をするという体制は特に変更はございません。大きな点とすれば、県の所得制限がなくなりましたので所得制限がなくなったことで申請に見える方が増える可能性はあります。あとは県の方の助成金額が変わっています。今までは初回が 30 万円でその他は 1 回 15 万円が上限だったんですけども、今度は 1 回 30 万円が上限となってきます。ですので町の補助とすると、その県の助成金額を引いた金額の残った金額に対して半分を補助しますという内容となっておりますので、申請者は増える可能性があります補助する金額はどうなるかはその申請の金額によって違うので 20 万が上限となっておりますが 20 万円満額補助することがもしかしたら減るかもしれないですし、その分満額同じように出る可能性も

ありますし、そういった違いはあるかなというふうに予測しております。

○4番 釜屋委員 そういう広報とか、そういう啓発とかこれも時期があるものですか。受けれる対象の人に対しては個別的にわけにいかないでしょうけれども広報どんなふうにしてますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 元々ホームページ等には掲載をしております。当然治療をするに当たっては指定の医療機関がありますので、どこの医療機関でも大丈夫というわけではなくて、この治療が可能な医療機関というのがありますので、その医療機関さんは十分承知をしておりますので治療が終わった段階でこういった申請に進んでいくような周知は当然されております。ただ、治療しようと思う方たちに対する周知というのにも必要だと思いますので、この内容が変更になった点、受けられる可能性が増えた点ですとか、そういったところは合わせて広報していきたいと思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の健康推進課に係わる部分について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ採決をいたします。この議案第21号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、議案第21号の健康推進課に係わる部分については原案どおり決することにいたします。その旨本会議で報告いたします。本日はこれで終了いたします。

2日目

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 おはようございます。それでは昨日に引き続き、健康推進課に係わる審査を始めたいと思います。昨日の宿題について報告をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 昨日お伝えできなかった看護師育成の奨学金の内容等につきまして健康づくり支援係長の北原からご説明いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 昨日ご質問ありました地域医療再生事業の事業内容についてご説明させていただきます。こちらは看護学生さんに対して就学資金を配布することで上伊那地域の看護師の確保に努めようという事業になっておりまして、上伊那広域連合の方

の事業、それに対して町の方の負担金という形になっておりますが、内容につきましては、看護学校または養成所に在学する方で、将来上伊那地域の民間の医療機関及び介護福祉施設において看護師訓練の業務に従事しようとする者という方を対象に1回最終学年の時にですね、一度にですね、30万円を貸与するというような事業になっております。その貸与を受けた方につきましては卒業後2年間継続して看護職員の業務に従事した場合にはこれを免除するというような内容になっております。それを実績がですね、R2年度については3人であったということで、10人分の予算を見込んでいたんですけれども、実績が3人であったということで減額の補正となったという経過でございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 では国保の延滞金の内訳等につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 昨日のご質問ですが、ちょっと人数は分からないんですけど件数が分かりまして、2月末現在で906件対象となりました。大きく増えた要因としましては、大口の滞納者から入金があったということと、あと滞納整理機構の方でかなり努力していただいたということで収入が増えているということでございます。また延滞金を止めるような措置としまして元金をまず減らしていったって1,000円元金残したままにすると延滞金をくっつかないようになるようですので、そんな形で元金をまず減らしていったって最後に延滞金を精算するような形をとっているということでございます。それにつきましては給与の差し押さえがあった人と、分納誓約を結んでいる方、そういった人を対象に行っているということでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それだけだね、二つだけだね。

それでは次に議案第22号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計予算について審査を行います。説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第22号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計予算につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 昨日お配りしました資料のNo.2をご覧くださいながらご説明をさせていただきます。それでは国保の3ページからでございます。歳入でございます。国民健康保険税ということで、こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響で被保険者の令和2年の所得の方が減額する見込みということで計上をしているものでございます。4ページをお願いします。こちらは督促手数料となっております。5ページをお願いします。災害臨時特例補助金ということで国庫支出金ですけれども、こちらの方そういった事例があった場合にはこちらで対応していくということになります。6ページをお願いします。6款の県支出金でございます。右の方にいきまして節の普通交付金でございますが、こちらの方は県の補助金となりまして医療機関にかかった保険診療分が県の方から交付されるというもので

ございます。02の特別交付金でございますが、各保険者の取り組みの実績に対しまして交付されるものでございまして、努力支援につきましては特定検診の受診率や保健指導、データベース計画やジェネリックの取り組み等について補助をしているものでございます。傷病手当金につきましては傷病手当金の支出があった場合に補填されるものでございます。県繰入金につきましては、医療費通知等の郵送料の補助が対象となっております。特定検診でございますが、特定検診の受診に対する補助ということで交付されてくるものでございます。02の財政安定化基金交付金でございますが、県からもし借入をするような場合につきましては対応をしますので科目を計上するものでございます。国保の7ページをお願いします。8款 財産収入でございます。基金利子ということで財政調整基金の利子分でございます。国保の8ページをお願いします。寄附金でございますがこちらも寄附があった場合に対応するものでございます。国保の9ページをお願いします。10款 繰入金でございます。一般会計繰入金としまして保険基盤安定の繰入金、職員給与費等の繰入金、出産育児一時金の繰入金、その他の繰入金ということで、こちらは福祉医療分のものになりますが、それぞれ計上させていただいております。基金繰入金としまして7,400万ほど、こちら基金の繰入金を予定しております。こちらが昨年度と大きく変わっているところでございます。10ページをお願いします。11款 繰越金でございますが、決算後に前年度繰越金として補正を予定しておりますので科目を計上させていただいております。11ページをお願いします。12款 諸収入でございますが、延滞金の関係でございますが、国保税の延滞金、04のところの雑入の方でございますが、一般と退職という被保険者それぞれ計上しておりますがこちらにつきましては第三者行為による怪我など保険使う際の求償分ということで計上させていただいております。返納金の方でございますが、こちらは国保の資格を失ったにもかかわらず国保の保険証で医療機関にかかってしまった分について、もう国保喪失してしますのでお戻しくださいということで被保険者から返していただく返納金となっております。雑入の方でございますが、特定検診の際の個人負担分のもの、また会計年度任用職員の雇用保険の本人負担分などを計上させていただいております。一番最後の普通交付金過年度清算金でございますが、こちらは県の方で来年度示されてきますのでその際にまた補正を行って県の方へ返していくような形となります。国保12ページをお願いします。

歳出となります。1款 総務費でございます。4111 一般管理費でございますが、こちらは職員の人件費、委託料の方でございますが、被保険者兼高齢受給者証作成委託料としまして今年度から国保連に保険証の一括更新の際の作成等をお願いしておりますので、来年度も計上をさせていただくものでございます。あとは上伊那広域連合の負担金等でございます。4112 連合会負担金でございますが、こちらは国保連合会の方へ納めるそれぞれの手数料となっております。4121 賦課徴収費でございますが、こちらは国保税の賦課の徴収のための経費となっております。4131 運営協議会費でございますが、国保運営協議会に係わる委員報酬等でございます。4141 趣旨普及費でございますが、こちら年10回行っております常会回覧としまして信濃の地域医療というのがありますが、こちらの経費となっております。

ます。国保 14 ページをお願いします。4151 医療費適正化特別対策事業費としまして計上させていただいているものは、会計年度任用職員の報酬だとか、あと医療費通知等の作成の手数料等を計上させていただいております。国保 15 ページをお願いします。02 款 保険給付費でございます。一般と退職それぞれ計上しておりますが、被保険者につきましては今年度からもう対象者はいないんですけれども、レセプトの請求が 3 年間遡って請求できるということでもしそういった場合があった場合に支出することになりますので費用を計上させていただいているものでございます。基本的には退職に係るものはないものと考えております。4211 こちらの方は一般被保険者の療養の給付費でございます。4213 一般被保険者療養費としましてこちらはコルセットなどの補装具等のかかったものにつきまして支給しているものでございます。国保の 16 ページをお願いします。4215 審査支払手数料でございますが、こちらは国保連合会へ支払う審査手数料等となっております。4221 一般被保険者高額療養費ということで、こちらは自己負担額を超えた分につきまして支給しているものでございます。4223 一般被保険者高額介護合算療養費でございます。こちらは医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいるときに限度額を超えたものにつきまして支給するものでございます。17 ページをお願いします。4231 一般被保険者移送費ということで、こちらを計上させていただいております。ここまでが基本的には普通交付金の対象となりまして歳入の方でかかった分が収入として入ってくるものとなっております。次のページをお願いします。4241 出産育児一時金でございますが、こちらにつきましては 42 万円掛ける 18 人で計上をさせていただいております。4243 審査支払手数料ということでこちらは出産育児一時金に伴う国保連への審査支払手数料となります。4251 葬祭費でございますが、こちらは 1 人 5 万円掛ける 40 人ということで計上をさせていただいております。4271 の傷病手当金につきましてはご覧の金額を計上させていただいております。国保の 19 ページ、3 款 国民健康保険事業費納付金でございます。こちらは県への納付金ということで県から示された金額で計上しておるものとなっております。こちらは前年度より約 3,200 万円ほど増額となっておりますが、こちらにつきましては増額となった要因としましては団塊の世代が 72 歳から 74 歳を迎えましてその年代の医療費が伸びることを県の方で見込んでいるということ、もう 1 点は、県の納付金が急激な上昇となる市町村に対しまして納付金を減額する措置、激変緩和の措置というんですけど、そちらが前年度は約 2,700 万当町対象となりまして、納付金から 2,700 万減額されていたんですけど、今年度は対象となりませんでした。制度的には財政運営団体が県となったことに伴う経過措置ということでだんだんなくなっていく制度となっております。国保の 21 ページをお願いします。5 款 保険事業費でございます。4511 特定健康診査等事業費になります。こちら昨年より 260 万ほど増えておるんですけど、増えた要因としましては未受診者を対象としまして再勧奨をしていきたいということでそれに伴う郵券料だとか、あと受診していただけないのではないかということで 200 人程度受診を見込んでおります。3,900 人くらい対象者がいるんですけど、1,800 人ほど健康診断の希望調査で空欄であったりとか、そういう人について再度勧奨してい

たいということで受診率の向上を目指して取り組むものでございます。4512の疾病予防費でございますが、こちら人間ドックの補助金等となっております。4514保健指導事業費でございますが、こちらについては会計年度任用職員の報酬の関係、22ページをお願いします。それぞれ保健指導に係わるものの委託料等でございます。23ページをお願いします。06款 基金積立金でございます。4611でございますが、財政調整基金の積立金として計上しているものでございます。こちらは利息分を計上しておるものでございます。次のページですね。7款の公債費でございますが、こちらにつきましては科目を計上させていただいております。25ページ、8款 諸支出費でございます。こちらにつきましては4811保険税の還付金、4831保険給付費等交付金償還金ということで、こちらは県の返還金ということで確定した段階でまたこちら補正をさせていただくものになります。4835のその他の償還金でございますが、こちらにつきましては令和元年度の県納付金の退職分についての精算分ということになっております。4841延滞金、4843指定公費支出金それぞれ計上させていただいております。27ページをお願いします。9款 予備費でございます。予備費につきましてご覧の金額を計上させていただいております。国保の1ページ、2ページをご覧いただきたいんですが、今回1ページのところで先ほどもご説明しましたが繰入金として基金を7,400万ほど繰り入れる予定でございます。そちらにつきましては、国税のところで収入が4,200万ほど減額になること、2ページをご覧いただいて、03のところで国民健康保険事業費納付金のところで3,200万ほど増額となっております。支出が増額となるもの、こちらの2点のところが主な要因として制度資金を取り崩すということとなっております。ご説明につきましては以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 これはいいの。

○小林国保医療係長 ご説明いたします。こちらは左が一般会計の国保に係わる分のもを示しているものでございまして、それぞれ1番2番歳入で国、県からくるものでございます。1番2番を足しまして③となるわけですが、歳出のところですね。4のところの町負担、この金額を足しまして保険基盤安定分として特別会計へ繰り入れていくものでございます。それと人件費等々繰り入れていくものでございますが、一般会計の一番下の方ですかね。一般会計からの繰出金が約1億5,000万ほどありますが、そのうち町負担分は4〜8番までとなっております。約7,200万が町の持ち出し分となっております。特別会計の方は今ご説明した数字が載っているものでございますのでまたご確認いただければと思います。以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出して下さい。松本委員

○8番 松本委員 国保11ページの雑入のところでちょっと私認識不足で分からないので教えていただきたいんですが、保険証が切られてそれでその払った分が返納しなければならないという説明でしたが、医療機関にはかかれるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 社会保険とかに切り替わった際に窓口へすぐ手続きに来られない方がずいぶんいらっしゃるんです。それについては後日手続きをした段階でこちらで分かってくるものですから、その分については国保でみれないということでその分についてご本人の方から町へ返してもらい、そんなような手続きとなっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。中村委員

○12番 中村委員 そもそものところすみませんが、今国保税に加入している人は何人あるか、それは前年度と令和3年度とはどのくらい差があるかっていうことを教えてもらいたい。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 今年度の予算につきましては4,586人、2,768世帯で予算を見込んでおります。直近の被保険者数でございますが、R3の2月末現在で4,629人、2,978世帯でございます。4月当初については、ちょっと世帯数は分からないんですが、R2年の4月1日現在で4,745人でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。なければちょっと一つお聞きしたいんですけど、この基金ですけど今回この7,446万円取り崩すとしていくら残るの。係長

○小林国保医療係長 令和2年度末の残高の見込みですけれども、1億1,286万8,069円の見込みです。こちらから7,400万ほど崩しますので3,800万ほどが残る予定でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 もう一つあるんですけど、基金これだけあるっていか、これだけになったんですけど、この財政の調整機能っていうのはそれは県がやるんじゃないの。

○小林国保医療係長 財政の調整についてはあくまで市町村の会計でやっておりまして、県の方はもし国保税がすごい収入がなかったりだとか、そういった時に先ほど6ページですかね。国保の6ページの6款 県支出金のところの財政安定化基金交付金としまして、こちらは県から借り入れる金額になっておりまして、それで県からお金を借りて賄う、それをあとで返していくみたいな形なんですけれども、財政調整基金については今のところ県が調整するとかそういったことはございません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 法的には例えば基金があるから今こうやって繰入れをしますけれど、なくなったときに、あと国保の保険料が少ない、財政的に厳しいっていうときは県から今係長が説明したとおりに借り入れをして繰入れをしていくというのが本来の形です。借り入れるというのを毎年していくわけにはいかないんで、翌年度から返還していかなければいけないので国保税を上げて各市町村は対応をしていくという形になっております。まだ広域化になってから今度で3年目になりますのでまだそれぞれの市町村基金を持っているところがあって、今のところそういったところで対応をしていますが、たぶん将来的にはそう

いった調整をなくしていく、保険料で賄っていく、各市町村平等な保険料をかけていくというのが理想ですので、段階を追ってそれに近付けていくという形になっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 分かりました。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第22号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計予算について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することに決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。

では次に議案第23号 令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第23号 令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは説明書は後期の3ページ、追加でお配りした資料については資料No.3をご覧くださいながらご説明をさせていただきます。後期の3ページでございます。歳入1款 後期高齢者医療保険料でございます。こちらにつきましては01の特別徴収保険料としましてこちらは年金天引きとなります。現年分につきましては納付書などで納めていただく普通徴収分となります。あと滞納繰越分ということでそれぞれ計上させていただいております。後期の4ページをお願いします。2款 使用料及び手数料ということ督促手数料を計上させていただいております。後期の5ページをお願いします。4款 繰入金でございます。総務費繰入金と基盤安定繰入金ということでそれぞれ計上させていただいております。後期の6ページをお願いします。5款 繰越金でございますが、こちらの方につきましては決算後に前年度繰越金として計上させていただいております。後期の7ページをお願いします。6款 諸収入でございます。こちらの方は延滞金、過料、保険料の還付金、雑入として予備費を計上させていただいております。後期の8ページをお願いします。歳出となります。1款 総務費でございます。6700 一般管理費でございますが、こちらは職員の人件費、また広域連合の負担金等となっております。6710 徴収費でございますが、こちらにつきましては郵券料等を計上させていただいております。9ページをお願いします。2款 後期高齢者医療広域連合納付金としまして、6720 後期高齢者医療広域連合納付金としまして広域連合に支払います保険料の負担金と、基盤安定の負担金をそれぞれ計上させていただいております。後期の10ページをお願いします。3款 諸支出金でございます

ます。こちらにつきましては6730保険料還付金ということで計上させていただいております。後期の11ページをお願いします。6790予備費としましてご覧の金額を計上させていただいております。追加資料のNo.3をご説明をさせていただきます。左側が一般会計、右側が特別会計の予算となっております、一般会計の方ですが歳入としましては県支出金としまして約4,000万ほど基盤安定分が入ってくる見込みとなっております。歳出の方ですが、療養費負担金と事務費負担金、こちらは広域連合の方へ直接支払いするもので計上させていただいております。下の基盤安定の操出金と総務費操出金につきましては右側の方の後期高齢者医療特別会計の方へ繰り出しまして特別会計の方で操入金として処理させていただいております。左の方が歳入のもの、右が歳出の方となっておりますそれぞれ矢印で結んでいるものがそれぞれのところへ歳入から歳出へ流れていくような、用途として使っていくような形となっております。ご説明の方は以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑、ご意見ありませんか。中村委員

○12番 中村委員 国保の加入者の推移というかをお聞きしましたけれども、高齢者はどのようになっているか教えてください。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 令和3年度につきましては3,907人で予算をかけております。昨年の4月1日現在ありませんのであとで回答させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第23号 令和3年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することにいたしました。その旨本会議で報告させていただきます。それでは健康推進課に係わる分の審査を終了いたします。

【健康推進課 終了】

④子ども未来課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 おはようございます。それでは休憩に引き続きまして、審査を始めます。まず最初に議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の子ども未来課に係わる部分について審査を始めます。説明をお願いいたします。課長

○唐澤子ども未来課長 議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)につきまして、子ども未来課にかかわる部分につきまして、各担当の係長の方から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 それでは補正予算(第13号)の予算書、5ページをおめくりください。第2表 繰越免許費でございます。第3款 民生費 児童福祉費のうち、新生児臨時特別定額給付金、こちらを170万円を繰越とさせていただきたいと思っております。こちら今年度新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯への経済的支援として、4月28日以降にお生まれになったお子さん1人につき10万円を支給する事業でございましたが、3月中に生まれたお子さんは14日以内の届け出となり、年度をまたいで届け出があるおさまもいらっしゃいます。また、学年ごとの令和2年度の学年ごとということで、4月1日にお生まれになるお子さんも支給の対象となっていることから、繰り越しをさせていただくものでございます。続いて、歳出の方から説明をさせていただきます。補正予算書22ページをお願いいたします。第3款 民生費のうち第2項 児童福祉総務費でございます。こちらのうち0370の児童福祉総務費でございますが、こちら補正額32万9,000円をお願いするものでございます。こちらですけれども、償還利子割引料としまして過年度国庫支出金返還金32万9,000円をお願いするものでございます。こちらは令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金の実績報告の国からの確定に伴う返還金となります。こちらの交付金は認定こども園等で預かり保育を利用したお子さんについて、施設への給付に係る交付金となっております。続きまして、0371 児童手当費でございます。こちら18節の負担金、補助及び交付金でございますが、上伊那広域連合負担金としまして18万6,000円を補正をお願いするものでございます。こちらは児童手当システムにおけるマイナンバー情報連携に一部変更がございまして、それに伴うシステム改修に係る負担金となっております。こちらについては3分の2 国庫補助の対象となっております。その下ですけれども、扶助費でございます。こちらは1,251万の減を補正をお願いするものです。こちらは当初見込みの児童手当対象児童がおおよそ1,000人くらい減となったため減額となっております。続きまして、第5目 発達支援費のうち、0396 子ども子育て支援事業費でございます。こちら22節の償還金、利子及び割引料でございますが、過年度国庫支出金返還金としまして30万5,000円を補正をお願いするものでございます。こちらは令和元年度子ども子育て支援事業交付金の実績報告を国の確定を受けまして、返還金となります。こちらの子ども子育て支援事業交付金は病児病後児保育ですとか、子育て支援センター利用者支援事業等に係る交付金となっております。

○福島子育て支援担当係長 続いて23ページ、03款、0398 児童発達支援事業費についてお願いをいたします。こちらは財源組替をお願いするものになりますが、若草園の当初予定を利用した利用人数の方が増えたということから国保連からの収入が増えたことによる財源組替になりまして360万5,000円の組み替えになります。続きまして、歳入の方へ移ら

させていただきます。ページ、11ページをご覧ください。11ページ、14款 分担金及び負担金であります。上から2段目、民生費負担金、児童発達支援事業費、児童発達支援事業負担金であります。先ほど国保連からの収入増ということで360万5,000円の増をお願いするものであります。

○前島子育て支援係長 続きまして、ページをおめくりいただいて12ページ、一番目の上段になりますけれども、第16款 国庫支出金のうち、第1項 国庫負担金の民生費国庫負担金になります。こちら、児童手当費負担金を912万4,000円の減としてございます。こちらは歳出でご説明をいたしましたけれども、児童手当の扶助費減分に係る国庫負担金の減となっております。続きまして、第2項 国庫補助金のうち、民生費国庫補助金でございます。こちら、児童福祉費補助金でございますが、こちらの子ども子育て支援事業補助金ですけれども、こちらも歳出でご説明いたしました児童手当システムの改修に係る費用につきまして国からの補助金3分の2となっております。ページをおめくりいただきまして14ページをお願いいたします。第17款 県支出金でございます。こちらの2段目になります。民生費県負担金でございますが、こちら児童手当県負担金としまして169万3,000円の減としてございます。こちらは児童手当のやはり支出減に伴う県負担金の減となっております。子ども未来課からの説明は以上でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見のある方はお願いします。6番 入杉委員

○6番 入杉委員 22ページの先ほどご説明いただきました児童手当減という、もうちょっと詳しくってというか、この児童手当ってというのはどういう。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 児童手当ですけれども、児童手当、中学校卒業までのお子さんにかかる児童手当費になっております。3歳未満のお子さんには1月1万5,000円、それから3歳以上のお子さんには1月1万円ということで支給をしているものでございますけれども、当初の見込みでは児童の数を見込んで計上させていただいておりますけれども、令和2年度支給対象児童が減ったということで減額となっております。年間延べです。申し訳ございません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決をいたします。議案第3号 箕輪町一般会計補正予算(第13号)の子ども未来課にかかわる分について、原案どおり可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで、議案第3号の子ども未来課に係る分については、原案どおり決することに決定いたしました。その旨本会議で報告いたします。

それでは、次に議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の子ども未来課にかかわる分について審査を行います。説明をお願いします。課長

○唐澤子ども未来課長 議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算につきまして子ども未来課に係る部分について各担当係長の方からご説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 予算書6ページをお開きください。また、主要事業の概要等調書は21ページとなります。そちらの0370 児童福祉総務費から子ども未来課に係る部分となります。ご参照いただきながら説明の方は箕輪町予算に関する説明書の方に沿って説明をさせていただきます。では、予算説明書82ページをお開きください。歳出の方からご説明をさせていただきます。82ページ、下段となります。第3款 民生費のうち、第2項 児童福祉費でございます。事業ごとに説明をさせていただきますが、0370 児童福祉総務費でございます。こちら1億1,208万7,000円を計上してございます。こちらが主な事業としましては非常勤職員の報酬、それから人件費につきましては総務課にて一括してご説明をさせていただきます。第7節 報償費、こちらは出産祝金、83ページになりますが、報償費、こちらは出産祝金360万円を計上してございます。こちらは生まれたお子さんに対して2万円のお祝い金を支給いたします。その下、中段になりますけれども、12節の委託料でございます。こちら委託料としまして184万円を計上してございます。こちらが子育て情報発信イベント委託料、こちらは前年と変わらず30万円ですが、その下にございます子育て支援PR業務委託料としまして154万円を計上してございます。こちらは町の子育て施策をPRするための動画作成、それと合わせてパンフレットの作成をいたしまして、町の子育て支援のPRに活用するための委託料となっております。その下、18節の負担金、補助金及び交付金でございますが、こちら3,350万4,000円を計上してございます。子供のための教育・保育給付費負担金でございますが、こちらは認定こども園や幼稚園を利用するお子さんが利用した施設への給付費となっております。こちらが3,187万2,000円、こちらは国から2分の1の補助金、県から4分の1の補助金がございます。その下の子育てのための施設等利用給付費でございますが、こちらは同じく幼稚園、認定こども園等で預かり保育を利用されたお子さんにつきまして施設の方に給付するものとなっております。こちら国が2分の1、県から4分の1の補助金となっております。その下でございますが、補助金、やまほいく利用料軽減補助金となっております。こちらは上にあります認定こども園等に該当しない施設で箕輪町で言いますと伊那市にありますはらぺこという自然保育を行っている施設を利用しているお子さんが対象になりますけれども、幼児教育無償化の対象となつてこないお子さんにつきまして、同様の利用軽減を行うために県から2分の1、町から2分の1の補助金としまして支給をいたすものでございます。続きまして、

0371 児童手当費でございます。こちらが4億71万8,000円を計上してございます。こちらから需用費としまして印刷製本費1万9,000円、通信運搬費19万8,000円を計上してございます。児童手当の現況届けを毎年6月に行っておりますけれども、従来ですと窓口で提出いただくように手続をしてございましたが、昨年度からコロナ感染症対策ということで郵送での受け付けも受けとるように変更いたしました。そのため、返信用封筒印刷代、それから返信用の郵券料ということで計上させていただいております。その下にございます扶助費4億50万円でございます。こちら年間延べ対象児童数が昨年度よりも1,000人弱減るということで試算をしてございます。ページをおめくりいただきまして0372 子育て支援センター事業費でございます。こちら人件費に係る部分につきましては総務課の方で一括してご説明をさせていただきます。支援センターの事業費としまして7節 報償費、こちらは子育てイベント講師等謝礼ということで14万8,000円を計上してございます。今年度コロナの中でなかなかお子さん大勢集めてのイベントが開催できませんでしたが、来年度も工夫をしながらお子さんたちが楽しめるイベントを計画をしております。そのほか、需用費、役務費等につきましてはそれぞれ子育て支援センターの運営にかかる部分となっております。85ページの18節 負担金、補助及び交付金でございますが、こちら89万1,000円を計上してございます。地域子育て支援事業補助金としまして子育てサークルで活動するお母さんたちが任意で活動する子育てサークルに対しての補助金19万5,000円を計上してございます。また、ファミリーサポーター費用助成金としまして、69万6,000円を今回計上してございます。現在、生活保護、それからひとり親世帯のご家庭には減免の措置、ファミリーサポーターの利用料減免の補助金がございます。そちらを来年度、多胎児の世界にも対象を拡大します。そして、月の利用料、利用時間も現在月10時間となっておりますが、それを20時間の利用とさせていただきます。また、一般利用の方にも月20時間までご利用いただいた方300円の補助ということで計上させていただきました。現在700円の利用料なんですけれども、300円の補助をするということで、一時預かり保育の利用料と同額となるもので、利用のしやすさを進めていきたいと考えております。続きまして、0377 読育推進事業費でございます。こちら116万円を計上してございます。こちらはみのわっこ絵本プレゼント図書ということで63万8,000円。こちらは7カ月児、それから2歳のお子さん、それから卒園の卒園児を対象にその都度絵本を1冊ずつプレゼントをするものでございます。また、保育園での読育を推進するために保育園図書購入ということで42万2,000円をお願いするものでございます。続きまして、0380 保育園運営費でございます。こちらは保育園の運営に係る経費となっておりますが、非常勤の報酬につきましては2億7,218万4,000円を計上してございます。こちら昨年度と比べて1,500万円ほど増となっておりますが、会計年度任用職員、産育休の入る保育士さんが来年度も何人かおりまして、産育休の代替保育の方を、今回2人分ということで512万円計上をさせていただいております。その下の人件費につきましては総務課でのご説明とさせていただきます。下段になりますが、報償費としまして218万2,000円。こちらは主なものとしましては保育園での

園による健康診断への謝礼 61万2,000円、それからみのわっこ、各保育園で実施するみのわっこチャレンジ事業講師謝礼としまして 37万1,000円の計上してございます。ページをおめくりいただきまして上段になりますが、プール監視ボランティア謝礼としまして 12万6,000円。こちらは保育園でプールを行う場合、専ら監視をする要員を1人置かなくてはならないというふうに厚生労働省から通達がございますので、プールの際に見守りをするボランティアを1人置くようにということで計上してございます。その下の保育活動見守りボランティア謝礼、こちらも保育園での屋外活動、散歩の際ですとか、そういった際にどうしても保育士だけでは目が行き届かない部分につきまして、また道路の横断等、危険な箇所につきまして、見守りボランティアの方を社会福祉協議会の方とも協力しながらお願いをして、配置をしていくということで計上させていただいております。そのほか、需用費、役員費等は保育園の運営に係る部分となっております。12節の委託料でございますが、新年度中段になりますが保育園第三者評価委託料としまして 105万1,000円を計上してございます。また、引き続き保育支援システム保守委託料としまして 146万8,000円を計上してございます。87ページにいきまして17節の備品購入費でございます。こちら保育園の運営に係る備品を購入するものでございますが、みのわっこチャレンジ保育備品 12万2,000円、それから子どもの居場所木質空間整備事業備品としまして 90万8,000円を計上してございます。こちらの木質空間整備備品につきましては県産材を使った遊具、おもちゃ等の購入を各保育園から希望を取りまして実施をしたいと思っております。こちらは県の補助金としまして4分の3の補助金の対象となっております。

○市川保育園施設係長 続きまして事業コード 0381 保育園施設整備費をお願いいたします。令和3年度の予算額が令和2年度に対しまして 259万1,000円増となっております。委託料と工事請負費で増えているというのが理由でございます。需用費につきましては令和2年度と同額となっております。委託料の中です、最下段になりますけれども、特定建築物定期調査報告業務委託料です。こちらは建築基準法に基づき2年に1度、有資格者に調査させ、県へ報告することが義務づけられている調査でありまして、令和元年度に実施しておりますけれども、令和3年度が実施年度ということでございますので、その分が委託料増えてございます。また、工事請負費につきましては、令和2年度対比で200万円弱ほど増となっております。主には松島保育園のテラスの屋根が老朽化してるなどの理由もあって、そういった改修工事が増えてきているというのが金額増の理由となっております。続きまして、04目の児童福祉施設建設費をお願いいたします。88ページをおめくりいただきますと、0395の保育園建設費がございます。こちらは令和2年度と比較しまして大きく予算額が減っております。ご承知と思えますけれども、木下保育園建設事業本体工事は既に令和2年度で発注済でございますので、工事請負費の減額が主な要因でございます。令和3年度の予算要求額としまして07節の報償費ですけれども、木下保育園の園歌、園の歌です、制作等の謝礼を計上させていただきました。木下北保育園の卒園児でありまして、今県外でシンガーソングライターとして活動されておられるとのおうちさぶろうさん、ときど

きケヤキライブということで園の方にもお越しいただいてますけれども、その方を中心にですね。園の歌の制作をお願いしたいというふうに考えております。とのうちさんご自身は卒園児でもあり、無償で制作の方は行っていただけるということで、お願いをしておりますが、作詞、作曲に加え、編曲、録音までお願いしたいと思っております。そういった場合に協力いただける音楽家の方、また録音するためのスタジオの使用料などが発生してくるということでございます。08節の旅費につきましては本体工事の材料検査に係る県外出張の旅費ということで計上させていただいております。それから、10節の需用費の消耗品費ですけれども、木下保育園の園に活用する保育用品の消耗品の予算を要求させていただいております。また、完成の暁にはパンフレットの印刷製本も要求させていただいております。11節の役務費、手数料としまして、園舎の建築確認申請の完了検査の県への手数料を計上させていただいております。また、12節の委託料としましては保育園用地の登記を委託する委託料、それから地中熱設備の試運転調整業務に係る委託料を計上させていただきました。13節 使用料、賃借料につきましては、竣工式の式典の機材のレンタル料を想定しております。14節の工事請負費ですけれども、来年度発注する工事としましては太陽光発電設備、園舎の屋根に太陽光パネルを乗せる工事、また最後に外構工事を行うということで計画しております。17節の備品購入費につきましては保育用品の備品に該当するものの予算を要求させていただいております。

○鈴木子ども相談室担当係長 第5目 発達支援費についてお願いいたします。事業費、0396 子ども・子育て支援事業費ですけれども、本年度3,244万2,000円を計上させていただいております。昨年度との差額の23万6,000円につきましては会計年度任用職員の手当や共済費等の増額が主なものとなっております。事業の内訳としまして07報償費ですけれども、こちらは児童虐待を予防するためのペアレントトレーニング等の事業、講座等の講師の謝礼を計上させていただいております。また、12委託料です。こちらは病児・病後児保育の委託料としましていちごハウスへ委託をしている分が2,444万6,000円、また子育て支援短期入所生活援助委託料というのは一時的に家庭での養護が困難となった子どもさんのショートステイを委託するものでございます。また、養育支援訪問事業委託料は養育に支援が必要となっている家庭に対するヘルパーの派遣に伴う委託料を計上をさせていただいております。続いて、18節の負担金、補助及び交付金ですけれども、こちらは病児・病後児保育の事業運営費の負担金となっております。こちらは伊那中央病院のところにありますアルプスにかかわる病児・病後児保育の負担金となっております。続きまして、0397相談支援事業費です。こちらは障がい児が福祉サービスを利用する際の計画作成を行う分と、また計画策定や相談を行う事業費となっております。事業費として10万9,000円を計上をさせていただいております。

○福島子育て支援担当係長 続きまして、0398 児童発達支援事業費になります。こちらは若草園の運営費全般にかかわる予算となっております。前年度比で10万9,000円の若干の減という形となっております。01から04に関しての人件費等に関しては、また総務課の方

で詳細を説明していただきますが、看護師について昨年度まで正看護師でありましたが、今年度は年度途中で准看護師の方へ変わっておりますので、その部分での若干の減となります。続きまして、07 報償費になります。こちらは若草園に通ってくる子どもさんに対して、または保護者の方に対しての外部からの専門職の巡回相談というか、相談業務になります。言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士等が入ってきております。言語聴覚士に関しては信州豊南短期大学にいらっしゃる言語聴覚士の方と、あとは臨床心理士についてはフリーで上伊那圏域を動いている方、あと伊那中央病院の言語聴覚士をお願いしております。また、理学療法士に関してもフリーで動いている方をお願いしておりますし、また若草園につきましては職員がやはり年単位で変わることがありますので、その職員たちの若草園だけではなくて資質の向上というところで上伊那圏域の、または近隣の施設の方へ研修に行かさせていただいております、そちらの方の報償費という形で盛らせてもらっております。交際費に関しては1万円ということですが、若草園の中でもし事故等あった場合の保険によるお見舞いという形で支払うために盛っております。今年度も2件ありまして使わせていただいております。こちらに関しては保険会社の方から入ってくるという形で、入ってきてそれをそのまま相手の方にお渡しするという形になります。需用費に関しては消耗品全般となります。役務費に関しては年1回室内遊具の点検手数料ということで、やはり若草園の室内には大型遊具があります。柱の梁に吊り下げたある吊り具であったりとか、もう長年使っています大型の滑り台、木製の滑り台等ありますので、そちらの確認をしております。委託料につきましては若草園の床、絨毯でありますので、そちらの方の清掃と、あと高窓のところの清掃を年2回お願いしております。あと機能訓練士の委託料ということで上伊那生協病院の方に理学療法士を派遣して、月1回派遣していただいておりますので、そちらの委託料を盛っております。備品購入費に関しては若草園の室内遊具ということで簡単な運動ができる平均台のようなものを今回は盛らせてもらっております。以上です。

○前島子育て支援係長 続きまして、歳入につきましてご説明をさせていただきます。15ページをお開きください。14款 分担金及び負担金でございます。中段から下になります。第2項 負担金のうち、第3目 民生費負担金でございます。こちら2節の児童福祉費負担金でございますが、9,193万6,000円を計上してございます。主なものとしましては保育園運営費負担金現年分ということで、保護者の方に負担していただく保育料となっております。こちらが4,674万円となっております。こちら昨年度と比べまして1,300万円ほど減となっておりますが、現在3歳以上児につきましては無償化、副食費のみとなっております。未満児に係る保育料ですけれども、例年よりも30人ほど未満児の希望が少ない見込みとなっております。そのほか、保育園運営費負担金滞納繰越分、それから土曜保育や一時預かりなどの収入としまして特別保育分、それから他市町村のお子さんを箕輪町でお預かりした場合の広域入所負担金、それから病児・病後児保育事業負担金、こちら他市町村のお子さんがいちごハウスさんを使った場合の負担金の収入を見込んでございます。おめくりいただきまして上段になりますが、相談支援事業負担金でございます。こちら障が

い児の利用計画作成に係る国保連からの収入となっております。その下、児童発達支援事業負担金でございます。こちら若草園の利用児の利用実績に応じてこちらも国保連からの収入となっております。その下、保育園副食費負担金でございますが、こちら3歳以上児のお子さんにつきましては給食費実費負担減額をした3,000円を負担いただいておりますので、そちらの収入となっております。続きまして20ページお開きください。16款 国庫支出金でございます。こちら第2目 民生費国庫負担金のうち、上段からやや下になりますが、保育園運営費負担金でございます。こちら1,115万5,000円を収入を見込んでございます。こちらが子どものための教育保育給付費負担金でございますが、歳出でご説明しました認定こども園等を利用するお子さんがございますが、そちらの利用施設に対する給付に対しまして、国からの負担金となっております。こちらが事業費の73.4%のうちの2分の1が国の負担金となっております。その下、児童手当費負担金でございます。こちらが児童手当支給します扶助費に対しまして、国から3分の2負担金として収入がございます。2億7,828万4,000円を計上してございます。続きまして、第2項の国庫補助金でございます。総務費国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金の中ほどになりますけれども、保育園運営費としまして200万円を収入ということで計上してございます。こちら後に出てまいりますけれども、新型コロナ対策補助金の消耗品としまして保育園の方で400万円を計上してございますが、そちらの半分が新型コロナ対策補助金として収入がございます。残分の200万円を地方創生臨時交付金として計上してございます。次のページになります。21ページの中段になりますけれども、第3項の民生費国庫補助金でございます。こちらのうち、児童福祉費補助金でございます。子ども・子育て支援事業補助金としまして1,821万2,000円を収入と見込んで計上してございます。こちら子育て支援センター事業費、保育園での一時預かり保育、子ども子育て支援事業こども相談室の事業費等に、それから病児・病後児保育事業に係る経費につきまして、国の方から3分の1の補助金となっております。その下、子ども子育て支援体制整備補助金でございます。こちらは保育士の研修に係る費用につきまして2分の1の補助金となっております。子育てのための施設等利用給付交付金でございますが、こちらは幼稚園等で行う預かり保育につきまして2分の1の補助金となっております。その下、保育対策総合支援事業補助金でございます。こちらは新型コロナウイルス対策のかかり増しの経費に係る国の補助金となっております。今年度は100%国からの補助金でしたが、次年度は2分の1の補助となっております。こちらを先ほどの地方創生臨時交付金と合わせまして400円を充当させていただくものでございます。続きまして24ページをお開きください。第17款 県支出金でございます。こちら第3目の民生費県負担金でございます。第2節 保育園運営費負担金としまして、子どものための教育保育給付費県負担金、国の方でもございましたが、認定こども園等利用児に対して4分の1県からの負担金となっております。その下、児童手当費県負担金、こちら児童手当の扶助費に対しまして県6分の1の負担金となっております。次のページになります。25ページをご覧ください。同じく県支出金のうち、下段になりますけれども、第2節 児童福祉費補

助金のうち、子育て支援総合助成金 41 万 4,000 円ということで、こちらが産休代替保育士に係る経費につきまして 2 分の 1 県からの補助金となっております。その下、子ども・子育て支援事業補助金、こちらも国の方でもご説明いたしましたそれぞれの事業につきまして県から 3 分の 1 の補助金となっております。その下、多子世帯保育料減免補助金でございますが、こちら保育園に通うお子さんで同時入園にかかわらず第 3 子以降のお子さんについては 6,000 円の保育料の減額をしております。こちら県の方で 2 分の 1 の補助金が収入としてございます。その下、木質空間整備事業補助金でございます。こちら支出の方でご説明しました木製遊具につきましては 4 分の 3 の補助、それから保育園建設費、こちら木下保育園の大広間の壁床等に県産材を利用を見込んでおりますけれども、そちらにつきましては 2 分の 1、経費の 2 分の 1 の補助金となっております。一番最下段の子育てのための施設等利用給付交付金、こちらは預かり保育のお子さんについての補助金となっております。続きまして 32 ページをお開きください。第 20 款の繰入金でございます。中段になりますけれども、ふるさと応援基金繰入金になります。そのうち、ふるさと応援繰入金の中ほどになりますけれども、0370 児童福祉総務費 300 万円、こちらは出生祝金への充当となっております。それから、保育園運営費 10 万円、これはみのわっこチャレンジ事業への充当するものでございます。それから、0395 保育園建設費 492 万 4,000 円、こちらは木下保育園の建設の方への充当となっております。続きまして、35 ページをお開きください。22 款 諸収入でございます。第 5 項の雑入のうち、最下段になりますけれども、保育園職員給食費負担金としまして 966 万 3,000 円を計上してございます。こちらは職員の保育園で食べる給食費の負担金実費分となっております。おめくりいただきまして、続き雑入の雇用保険料本人負担分でございます。中ほどになりますけれども、0372 の子育て支援センター事業費、それから保育園運営費、子ども・子育て支援事業費、児童発達支援事業費でございますが、それぞれ会計年度任用職員の雇用保険に係る本人負担分ということで収入を見込んでございます。おめくりいただきまして 39 ページになります。引き続き、諸収入の雑入に係る部分ですけれども、39 ページ中ほどになります。雑入 2 のうち子育てイベントの参加者負担金、それから園児名札代、それから証明書発行手数料、保育実習生の謝礼金、土曜保育おやつ代、若草園利用者給食代、保育園太陽光発電電力販売代、費用負担能力認定調書作成委託料ということで、こちらの部分が子ども未来課に係る雑入となっております。

○市川保育園施設係長 少し飛びまして、予算説明書 42 ページをお願いいたします。23 款の町債でございます。03 目の民生債ですけれども、保育園建設事業債としまして、木下保育園建設工事費に係る起債 1 億 1,270 万円を計上させていただいております。以上です。

○14 番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見のある方は出してください。13 番 寺平委員

○13 番 寺平委員 主要施策の主要事業の概要でちょっとお尋ねしたいんですけども、21 ページなんですけれども、子育て支援 PR 事業ということで、子育て施策を PR するた

めのパンフレット、動画作成というのがあるんですけども、この内容についてお尋ねしたいんですけど、要はどの層に向けてPRするのかというところで、施政方針を見ると子育てに関する理解が進んでいないのでPRする目的ということは最終的に移住定住を希望する人たちに向けてターゲットに向けて子育て施策をPRするのか、それともこれから入園してくる町内に向けてPRするのかという、どういった層にどういったPRをしていくのかというところをお尋ねしたいのが1点と、あともう一つは2行上の子育て応援誕生祝い事業なんですけれども、これ大変いい事業だと思うんですけど、これ財源が繰入金になっていて、繰入金で基金からの繰り入れになってるんですけども、見たら基金もやっぱり例年の収入が一定ではなくて今年は300万円減だったりして、収入が一定じゃないんですが、これ基金からの繰り入れができなくなってきても続けていく事業なのかどうかっていうところですよ。これ始めるのは結構楽なんですけど、止める時が大変だと思うんですよ。今年から辞めますっていったときに何でっていうふうに言われちゃうんで、どういった方向性で考えているのか、お考えなのかというところを2点ですけど、お尋ねいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 まず、子育て支援PR事業についてですけども、こちらでまずこちらを作成する目的としましては、やはりどうしても報道や箕輪の中では子育てに対して大変だとか、負担が大きいっていうような若い方等のご意見聞いても経済的に負担が大変で母親の負担が大きいという割とネガティブなイメージがあるという中で、もう少し子育てを実際に箕輪町の中で子育て施策を使いながら生き生きと子育てを楽しんでいる方を実際の方を取材をして子育てを楽しく活躍されている、そのご家族をご紹介することで、それを高校生ですとか、それから町を離れている若い方たちに見ていただいて、具体的な子育ての楽しいイメージを持っていただきたいっていうところで、そうした中でやはり離れている方たちにはSNS使ってYouTubeですとか、Facebookとか、そういったところで実際動画を見ていただくよりも具体的なイメージが描いていただけるのかなというところもありまして、パンフレット紙媒体だけではなくて、動画を作成するっていう方法がいいのではないかとということで今回事業として計画をいたしました。もちろん、移住定住のPRの際にもこちらが活用できるというふうに考えておりますし、何しろまず若い世代、中高生ですとか、学生の方たちにも見ていただいて、具体的に子育てをしていくということのイメージが描けるような動画作成を目指したいなというふうに考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 出産祝い金につきましては一般質問の中でもご質問いただきました、趣旨等をご説明させていただきましたけれども、こちらにつきましては家庭です、お生まれになったお子さんのお祝いということで、今までもお渡しをしております。今回予算編成等に当たりまして見直しの検討も行いましたけれども、今年度についてはこのお祝いということで2万円を継続をして行っていきたいということで考えております。繰入金での財源をそこに持っているというものでございますので、この財源が増減した場合につ

いても、この2万円ということは変わらずに出生されたご家庭に対してはお送りをしたいと考えております。また、来年度以降につきましては、また現状見ながら検討となりますけど、ある程度の継続は必要だと考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 13番 寺平委員

○13番 寺平委員 わかりました。PR事業についてなんですけども、これどこか委託してっていう、どういう形で動画を作っていく予定でしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 やはりなかなか職員では斬新なアイデアっていうのがないので、専門の業者に委託を考えております。一つ案としてあるのは今以前女性活躍の方でも箕輪で輝く女性っていうPR動画をつくったかと思えます。昨年度も産業振興の方で働く若者を紹介する動画を作成してYouTubeの方に公開していますが、これから選定はしていくんですけども、同じようなコンテンツを揃えることでそれを三つリンクさせながらうまく活用していければいいかなということもありますので、そういった実績のある業者さんから選定をしまして、委託をしていければなと考えております。

○13番 寺平委員 わかりました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。8番 松本委員

○8番 松本委員 87ページの居場所木質空間整備備品というんですが、先ほども収入の方でもいづらか説明していただいたんですが、木質の遊具とかって言うんですが、具体的にはどのような形でどのような活用をしていくのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 こちらの木質空間整備事業ですけれども、保育園の方では今年度、それから昨年度も活用をさせていただいております。今までは木製の木の平均台ですとか、それからテーブル、ベンチといったものをそれぞれの保育園の方にですね、今年度は木下北保育園、木下南保育園の方に購入させていただきます。本当に簡単なテーブルとベンチなんですけども、子どもたちが自由に発想してそこでままごとを行ったりですとか、家族ごっこを行ったり、未満児さんもそのベンチを使って遊ぶというような姿が見られています。やはりプラスチックやそういったもので樹脂でできたものと違って木の物ってのはぬくもりも感じられるし、導入の際には制作者の方にも来ていただいて、これは箕輪近くのお山で採れた木でつくってるんだよっていうような話もさせていただいてます。来年度もやはり、来年度は6園希望が出ておりますが、木製テーブルやイスですとか、それからままごと用の座卓ですね、小さいお子さんも使える座卓ですとか、それから絵本の棚ですね、そういったものを県産材を使ったものを導入をしたいということで計上してございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 12番 中村委員

○12番 中村委員 給食の材料費のことですけど、ここで4月にみのわテラスが出来て、それに伴った影響っていうか、どのように変わるかと、そのようなことは考えていらっし

やいますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 保育園給食費、賄い材料につきましては地産地消ということで搬入をしていただいている業者の方にもできるだけ地元産をもってことでお願いをしているわけですが、やはりその時期ですとか、旬の時期ですとか、それから品質の揃ったものを揃えたいということではなかなか全部地元のものというふうにはなかなか率は上がってきいていません。以前もにこりこだった当時にご相談いただいて、果物を入れていただいりっというように取り組みはしておりましたので、またみのわテラスができたということで、町内さんですとか、近隣の農作物を入れていけるように検討、話ができていければというふうにご考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 12番 中村委員

○12番 中村委員 実は昨日全員でみのわテラスの方に視察っていうか、見に行かせてもらったんですけど、一つスペースをとってあって、そこに保冷库っていうような形で3日間くらいは温度を一定にして品質を保つような状態で入れておく保冷库っていうようなものを造ってあって、そういう給食等にも対応できるようにっていう形で考えているようなので、またよく検討していただいて、そういう地産のものが上がっていけばなと思うのでよろしくをお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。4番 釜屋委員

○4番 釜屋委員 保育園の環境整備っていうことですかね、チャレンジ事業。保育園のお散歩コースとか、通園に対する安全対策っていうのは総点検をしましたしね、1回。そういうところの整備の中で全部済んではいると思うんですけども、やまほいくとか、そういう行動範囲が広がっていく中で危険箇所とか、そういうものが少しあるのかなという感じはあります。っていうのはこの間沢保育園に視察行って、保育室の事務室からちょっと出た廊下のところに危険箇所ですよというこの写真が貼ってあって、そういうことは注意して歩いてくださいっていうことを子どもたち、先生にたぶんお知らせしてたと思うんですけど、保育園の近所にそういうところがあった場合はやはり早急にした方がいいかなという思いがあって、私は地元の保育園なものですから、お聞きしたらご近所の人でも心配しているという話があったんです。だからその辺のところ整備の計画がどんなふうにあるのかなと思ってお聞きしたいんですけど。このチャレンジ事業っていうのとちょっと外れるんですけど、保育園の施設整備っていうか、そういうものについてですね。施設っていうか、環境整備、周りの周辺整備、ちょっと違う係。建設とか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 釜屋議員さんお尋ねになられている点というのはお散歩コースというお話かと思えます。園の方に掲示もされておりますけど、どちらかというと保育園施設整備費で私どもでやっているのは園の園舎ですとか、園内の施設について維持管理しておりますので、ときどきちょっと周辺の道路ということもありますけれども、基本的には道路、

町道などになるかと思いますが、建設課の方にお話をしてですね、それで対応等を依頼してくってというような、そんな形でやっていますので、危険箇所などあればですね、都度お願いをしていますけれども、そういう形になるかなと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 4番 釜屋委員

○4番 釜屋委員 担当課の方で密に連絡がとっていただければ結構ですし、この機会にちょっとお話したので、保育園の環境の周りのことについては是非よろしく願います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それではこれから討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の子ども未来課にかかわる部分について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め原案どおり可決することに決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。以上で子ども未来課に係る審査について終了いたします。

【子ども未来課 終了】

⑤文化スポーツ課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして審査を再開いたします。これから文化スポーツ課にかかわる議案の審査を行います。まず最初に議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)についての審査を行います。説明をお願いいたします。課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 それでは、議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算についてご説明を担当課長並びに係長の方から申し上げます。それでは補正予算書のページ、31ページをお開きください。10款 教育費でございます。7項 2目 屋内体育施設管理費需用費でございます。こちらにつきましては300万6,000円を補正をお願いするところでございます。内容につきましては、ながたドームのコインタイマーと呼ばれる照明をつけるためのタイマー施設が壊れました。それにつきましては現在生産停止ということになっておりますので、1コート分壊れたわけですが、3コートまとめて、その基盤を新しい方式に入れ替えるということで、以上の金額の補正をお願いしたいところでございます。それでは図書館の方、願います。

○笠原図書館参事 よろしく願います。30ページの一番下でございます。1076図

書館事業費でございます。委託料といたしまして135万2,000円をお願いしてございます。内容でございますが、デジタルアーカイブのデータ変換委託料でございます。この内容でございますが、現在町のホームページ上でご覧いただけますデジタルアーカイブがございまして、箕輪町誌以下11タイトルがございまして、このうち6タイトルがこの1月から閲覧できない状況になっております。原因でございますが、adobeという会社のフラッシュプレイヤーという閲覧ソフトがございまして、それで見える仕組みになっておりましたけれども、昨年の12月でサポート切れになってしまったため閲覧ができなくなっております。そのためこの6タイトルを閲覧ができるようにするためHTML5という閲覧方式にデータ変換する経費を計上いたしております。なお、データ変換を行うだけでございますので、工期も短く済むものでございます。以上でございます。

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 以上説明を終わります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が下りました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 入杉委員

○6番 入杉委員 コインタイマーの説明をもうちょっと、どんなものなのか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 すみません、コインタイマーなのですが、今は1時間1枚のメタル製、金属製のコインを販売して投入をするような形になっております。メカ制になっておりますので、コインが通過したことによって1時間当たり1枚ということでカウントとして読み込む方式なんですけれども、そういったコインタイマー方式が今生産をしていないという形になっております。それで今度は1時間ごとに例えば0001番とか0002番とか0003番とか、1時間ごと何々コートは何番っていうような番号附番方式になりまして、銀行のキャッシュディスプレイのような、ああいうパネルのところに数字を打ち込んで、1時間ごと照明がつくというような設備しか今照明施設の方はつくっていないということで、1台のみ故障したわけですが、合わせて2台、3台まとめた総合的な照明システムに変えなければならないということで、高額な修繕費となったわけですが、そういったものを導入したいと考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。12番 中村委員

○12番 中村委員 コインタイマーですけど、通常だとどのくらいの償却期間っていうかがあって、この場合何年くらい経っているのか、教えてもらいたいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 機械類でございますので、やはりコンピュータ、機械類の関係になりますと通常5年ということではございますが、平成24年につくられて8年、9年経つところでございますので、耐用年数は過ぎているというふうに考えられます。そして、そのコインタイマーを設置したタイミングが平成24年ぐらいということで、コインタイマーもう末期の方だったという形で、現在につきましてはプレイングタイマー方式ということで、全国各地の方、そのような形態で料金收受、夜間照明等の設備の方を

進めているとのことですが。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。4番 釜屋委員

○4番 釜屋委員 図書館事業の adobe ソフトを変えていくというお話の中で11のうち6とすると、他のその他は大丈夫なんですか。それとか、そのシステムよくわからないので、新しいものに全面的にしていける必要はないのかとかお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館参事 デジタルアーカイブの内容でございます。11 タイトル全部でございます。議員おっしゃるように残りの分につきましては今閲覧ができるようになっております。HDMLの5という形式で成り立っておりますので、問題なく閲覧ができるようになっております。そして、この6タイトルにつきましては adobe という私の企業でつくっておるフラッシュプレーヤーというソフトだったんですけども、当時はその方式が一番標準的な使用でありましたのでそれを使って、デジタルアーカイブをつくっているのが主流でございました。ただ、年を経るに従いまして新しい方式が出てきたということ、それで新しい HDML5 という形式につきましては、私の企業ではなくて誰でも使用できるオープンフォーマットになっておりますので、そういった意味では adobe よりも高い年数が使えるであろうということでもあります。ただ、こういったデジタルアーカイブにつきましても技術によりましてですね、1回使ってしまうとそのままずっと永久に使えるというのではなくて、この場合は adobe のものよりも長い年月使えるという見込みの元ですね、データ変換をお願いするものでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 4番 釜屋委員

○4番 釜屋委員 そのことで業務にどんな影響があったんですかね。閲覧できないということは。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 参事

○笠原図書館参事 1月から今まで閲覧ができないということでございまして、アクセス数をみますと、今年1月までに約2,000件のアクセスがありました。去年におきましては1年間、年度で1,600でございましたので、だいぶ多くの方が見ておられると、こういったコロナといったことがあると思いますし、うちのデジタルアーカイブの場合、郷土博物館の方の大変資料的な要素が強いものをアーカイブしておりますので、見れないということでは見ることができませんというふうになっておりますけれども、復旧の見込み等については町内の方で1人、あと県外で2人といったことで、県外の方もそういった研究ですね、例えば駒ヶ岳の遭難に関するものもあるんですけども、そういったものを調べていらっしゃる方がですね、いらっしゃって、ぜひとも復旧させてほしいというようなお声もいただいております。ですので、影響としましてはそういった人数ではございますけれども、連絡いただかない方もいらっしゃると思いますので、ここでお認めをいただきまして、1日も早く閲覧できるようにしたいと思っておりますので、以上です。

○4番 釜屋委員 わかりました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の文化スポーツ課に係わる分について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで原案のとおり決することに決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。

次に議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の文化スポーツ課に係る分の審査を行います。説明をお願い致します。課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算に係る部分につきまして課長並びに担当の係長の方から説明をさせていただきます。歳入につきましては、私の方から一括でご説明申し上げます。予算書を17ページをお開きください。15款 使用料及び手数料でございます。10目 教育使用料でございます。こちらの中には01社会教育施設使用料といたしまして、郷土博物館、文化センター、文化センターの附属設備、暖房等ですね、それから交流センター、それから地域交流センターの附属設備の使用料として収入を75万円ほど見込んでおります。02保健体育施設の使用料といたしましては、屋内体育施設の使用料、それからその照明料、屋外体育施設の使用料、ページをめくっていただきまして、その照明料といったもので、合わせて608万円の収入を見込んでおります。ページをおめくりいただきまして29ページへお進みください。18款 財産収入でございます。1目 財産貸付収入の中でございます。こちらにつきましては、土地建物の貸付収入ということで松島コミュニティセンター土地貸付収入ということで33万円を見込んでおります。2目 利子及び配当金でございます。こちらにつきましては、基金運用収入ということで、図書館の建設基金の運用収入3万円を見込んでおります。おめくりいただきまして、進んでいただきまして32ページをお願いいたします。繰入金の関係でございます。2項8目 生涯学習まちづくり基金の繰入金でございます。こちらにつきましては、博物館でかるたを、また支出で説明をさせていただきますが、そういったものを策定をしたいと考えておりますので、86万9,000円の収入を見込んでおります。めくっていただきまして35ページです。22款 諸収入です。5項1目 雑入の中でございます。複写機の使用料といたしまして、博物館、図書館、文化センターの複写機につきまして総額9万円ほどの歳入を見込んでおります。めくっていただきまして36ページ、9節 雇用保険本人負担分ということでページまたがりますが37ページ、1060社会教育総務費、1065公民館管理費、1073博物館事業費、1075図書館管理費、1081文化財保護費、1093保健体育総務費

といったところで会計年度任用職員の皆様、文化スポーツ課に係わる皆様の雇用保険料合わせて8万円を見込んでおります。その下段になりますが、10節 文化センター自主事業の入場料として180万円を見込んでおります。20 雑入でございますが、細節 02 自動販売機の電気料といたしまして文化センター、地域交流センター、それから屋内体育施設ながたドームでございますが、こちらの自動販売機の関係で合わせて23万円ほど歳入を見込んでおります。08 社会教育学級資料代負担金としまして、公民館の成人講座の事業費として30万円の歳入を見込んでおります。09 各種冊子売捌代としまして、博物館の方の冊子等の売捌代としまして7万5,000円の歳入を見込んでおります。進んでいただきまして41 ページになります。41 ページにつきましては1075 図書館の管理費の中でオリジナル図書バックの売上8万円、それから1091 文化センターの自主事業に対する市町村振興協会からの交付金365万円、その下、地域交流センターの施設管理負担金、一つ飛ばしますが光熱水費負担金、こちらにつきましては伊那広域連合の方からそれぞれ歳入を見込んでおります。戻りますが、その真ん中の太陽光の発電販売代金につきましては中部電力から歳入を見込んでおります。先に進みまして、地域交流センターの屋上の防水改修工事というのを来年度予定しておりまして、予備費で暫定的に令和2年度にやらさせていただきましたが、抜本的にシート防水をやるということで、その事業費半額につきまして伊那広域連合の方でもっていただき、やることにさせていただきたいと存じます。沢運動場駐車場の使用料として沢区の方から負担金、それから番場原の運動公園の水道使用料ということで民家2軒ございますのでそちらの方から水道のお金、社会体育教室等参加者保険負担金としましてナイトウォーク等で掛かる参加費をこちらでお集めさせていただきたいと存じます。また一番下の部分につきましてはスポーツ振興くじ toto 助成になりますけれどもナイトウォークを実施させていただきたく、394万8,000円の方を現在 toto の方に申請をかけているところがございます。めくっていただきまして42 ページです。42 ページにつきましては、町債ということで1項10目 教育債の中で06節 社会教育施設整備事業債としまして文化センターの長寿命化等に伴うエアコンですとか、それから舞台設備等の改修の委託を出したいということで730万円の町債を予定しているところがございます。その下10 一般単独事業債としましては中原の下水処理施設を博物館の収蔵施設に改修するための設計業務委託料の町債として1,630万円を見込んでいるところがございます。申し訳ございません。1カ所落としておりまして申し訳ございませんでした。歳入の32 ページ、20 款 繰入金の中の18 ふるさと応援基金繰入金としまして一番最下段になりますが、1093 の保健体育総務費300万円ということで、これ企画の方で割り振っていただいた関係になるんですけど、これにつきましてはフェンシングの全国大会を行う関係の費用として基金の繰入ということで分配金に当たるところでございます。以上歳入につきまして説明を終わります。歳出につきましては担当の係長の方から順に説明させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 赤松係長

○赤松生涯学習係長 ページにいきましては146 ページ、10 款の教育費、中ほどですけど

社会教育費の関係でございます。01 社会教育総務費 1060 でございますが、主に職員の人件費の関係等の項目でございます。まず 01 の報酬から 04 の共済費の関係まででございますけれども、職員 3 人分、それと非常勤職員の報酬、会計年度任用職員の報酬の項目になってございますので細かな説明については省略させていただきたいと思っております。続いて一番下の 07 の報償費の関係でございます。5 万 7,000 円計上してございますが、ご覧のとおり生活改善の理事の出席謝礼、文化芸術大会出場者の激励金ということで計上しました。続いて旅費の関係でございます。147 ページに移りますけれども、職員の普通旅費ということでございますが 3 万 1,000 円ほど関東甲信越の大会への、社会教育大会への出席の関係の旅費でございます。費用弁償につきましては、会計年度職員の関係でございます。10 の需用費、消耗品、そして 13 の使用料賃借料になりますけれども、公用車のリース、現在使っているキャラバンのリース料でございますが、5 年目に当たるものとして 54 万 2,000 円の計上でございます。18 の負担金補助金の関係でございますが、補助金としてみのわ太鼓の保存会への補助金が 8 万円、美術展の補助金が 2 万円例年どおりの額となっております、総額 3,418 万 3,000 円でございます、昨年よりも 1,606 万 5,000 円マイナスという形になってございます。続いて 1061 の人権教育費の関係でございます。報酬としまして非常勤職員の報酬、人権尊重まちづくりの審議会の報酬として 10 万 8,000 円を計上しまして、昨年と同額でございます。以上です。

○三井公民館主事 引き続き予算に関する説明書の 147 ページをご覧ください。主なもの、また前年度から変更している部分のみご説明いたします。02 公民館費のうち 1065 公民館管理費についてご説明いたします。予算額 1,914 万 4,000 円、こちら公民館に係わる人件費と管理的及び事務的経費となっております。01 報酬から 04 共済費につきましてはそちらに記載してありますとお会計年度任用職員、公民館運営審議会委員の報酬等になってございます。08 の旅費につきましては 01 旅費 19 万 9,000 円のうち公民館運営審議会委員研修視察ということで 14 万計上しております。こちらは 2 年に 1 度行う研修視察の旅費になっております。おめぐりいただきまして、あと 09 の交際費、こちらは公民館長の交際費になっております。あと 18 の負担金、補助金及び交付金の中の負担金 25 万のうち上伊那地方視聴覚協議会の負担金ということで 23 万 3,000 円の支出があります。次に 1066 公民館事業費についてご説明をいたします。予算額 852 万 8,000 円、昨年と比較いたしまして 135 万円の増となっております。こちらの増につきましては令和 3 年度より体育の保健体育総務費に計上しておりました町内一周駅伝に係わる経費を公民館事業費に計上して 135 万円の増となっております。こちらにつきましても 01 の報酬につきましてはこちら公民館の文化部、または分館の役員さんの報酬になります。07 報償費、こちらにつきましても町内一周駅伝大会の役員謝礼、表彰物品の増ということでそれぞれ 21 万と 66 万の増になっております。続きまして 11 の役務費の中の道路使用許可手数料ということでこちらも駅伝に係わる経費となっております。続きまして 12 委託料ですけれども 172 万 8,000 円、そのうち文化祭に係わる舞台、音響等の委託ということで 162 万 5,000 円、あとはまた町内

一周駅伝大会の警備委託料、打上花火委託料ということで9万3,000円と1万円を計上しております。13の使用料及び賃借料につきましても町内一周駅伝大会ゲート借上料ということで新たに10万円を計上しております。続きまして1067成人講座事業費についてでございますが、こちらにつきましましては予算額が86万1,000円、公民館大学学級及び各種講座に係わる経費でございます。主なものにつきましては07の報償費66万円ということでございますが、公民館学級または講座の講師の謝礼になっております。10の需用費、13の使用料及び賃借料につきましましては例年通りでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 赤松係長

○赤松生涯学習係長 149ページの下半の方からですが、青少年健全育成費、1070青少年健全育成費でございます。青少年健全育成の活動に関するもの、それと児童公園の管理運営に関するものが主体となっております。それでは説明させていただきますが、01の報酬でございますが青少年健全育成協議会の委員の報酬ということで各地区で選出している委員様に22人分ということで82万8,000円を計上してございます。10の需用費の関係でございます。消耗費、光熱費、児童公園の関係の電気料、水道料の関係でございます。06の修繕料でございますが遊具の関係の修繕料として89万4,000円、合わせて97万2,000円でございます。続いて11の役務費の関係でございますが、児童公園のし尿汲取の手数料、そして06の保険料でございますが、県の子ども会の安全共済会の保険料として150円の単価に対して3,000人分を計上してございまして45万円になっております。一番下ですが、委託料でございます。あいさつ運動啓発のぼり旗の作成委託料ということで本年もデザインを3校分、18本分の計上として11万8,000円昨年と同額でございます。おめくりいただいて150ページになります。13の使用料及び賃借料の関係でございますが、児童公園の土地の賃借料として323万4,000円、8公園分ということでございます。その下の14の工事請負費の関係でございます。児童遊園の遊具の撤去工事ということで6遊具ほどの閉場ということで26万8,000円を計上させていただきますが、これが増えた分でございます。18の負担金補助金の関係でございます。負担金につきましては3万6,000円、上伊那の地方青少年育成会連絡協議会の負担金でございます。交付金ですが青少年健全育成事業の交付金として天竜川漁業、マスカみ大会への交付金ということで25万円を計上してございます。また戻りまして総額616万4,000円、昨年よりも13万6,000円の減となっております。以上でございます。

○柴文化財係長 博物館の予算のご説明をさせていただきたいと思っております。151ページをご覧ください。0604の博物館費ということで本年度は3,983万8,000円ということで前年比2,500万ほどの増額になっております。博物館費の中の最初に1072博物館管理費になりますがこちらは博物館の維持管理等に関する経費になります。主なところのみ説明をさせていただきたいと思っておりますが、0203、04は職員の人件費です。12の委託料の関係ですが39万6,000円ということで浄化槽の維持管理委託料とか警備委託料などになります。それから13の使用料及び賃借料につきましましては58万4,000円の計上ですが複写機のリース料ですとか

三日町倉庫の土地借上料等が含まれております。おめくりいただきまして152ページになります。1073の博物館事業費ということで、こちらは博物館活動に係るソフト事業費になります。本年度の予算額は495万8,000円ということで前年比99万1,000円の増になっております。主なものですけれども01の報酬ということで211万8,000円ということで博物館協議会委員の報酬とそれから会計年度任用職員の報酬等になっております。それから10番の需用費のところですが、141万円ありますが、そのうちの10の04印刷製本費を121万円計上しております。中身につきましては特別展の図録等の印刷代が34万1,000円、それと箕輪学のかるたの印刷製本代ということで、先ほど歳入のところの説明がありましたように、生涯学習まちづくり基金を活用して印刷したいということで、主な対象は前回冊子は中学生でしたが、今回は小学生と保育園児を主としたかるたを印刷したいということになります。それから、12の委託料ですが、11万円計上しております。内容につきましては放送講座制作放送委託料ということで、コロナの中でもですね、学びができるようにということで、伊那ケーブルテレビさんの方に委託を頼んで今記録しておかないような、しておかなきゃいけないようなことを記録しながらも、なおかつそれを番組として放送をして、家にいながら見てもらえるような、そんなものをしていきたいということで、令和3年度に新たに計上させていただいたものになります。ページ変わって、153ページになりますが、1083資料収蔵施設管理費というのがあります。こちらは博物館に係る外部倉庫等の維持管理費になります。予算額が2,280万5,000円ということで、前年比2,194万7,000円の増額になっております。主なものに関しましては12の委託料ですけれども、96万2,000円計上してありますが、そのうちの67万1,000円を文化財調査施設改修工事の管理委託料ということで計上しております。こちらは農集排の西部中処理場を博物館の資料の収蔵庫とそれから文化財の調査室を兼ねた施設に改修するというものです。今後、博物館本体の耐震改修も予定しておりますが、その際には全部資料を1回出して改修しなければなりませんので、そういった場所の確保が必ず必要になりますので、現状で収蔵庫が不足していることと含めてですね、改修の前段階として、こちらの改修工事を行うのの設計の管理委託料になります。それからその下の14の工事請負費のところも2,109万8,000円ということで、こちらが文化財調査施設改修工事費になります。西部中処理場を今言ったような形で文化財調査施設に改修するというので、その分が大幅な増額になっているということになります。博物館については以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館参事 それでは05目の図書館費についてご説明いたします。1075の図書館管理費でございます。01報酬から07報償費までは協議会の委員報酬、選定委員の謝礼、あとは館長以下職員の人件費を計上しております。154ページでございます。13の使用料でございます。中ほどに図書館管理システムのリース料を364万9,000円計上しております。これでございますが、図書館、それから学校の図書館で使用しております図書館の管理システム、本を貸したこと、返却したこと、そういったものを管理するシステムでございますが、

これを10月に更新をいたします。その経費も含めまして計上をしております。17の備品購入費でございます。図書館利用者用のノートパソコンを17万1,000円で計上しております。年数がだいぶ経ちまして動作が遅くなってきていますので、ここで更新をさせていただくための経費でございます。155ページでございます。一番上でございますが、積立金といたしまして3万円計上しております。これは図書館建設基金の利子分の積立でございます。1076の図書館事業費でございます。10の需用費でございますが図書といたしまして500万円、2年度と同額を計上をさせていただいております。12の委託料でございますが、デジタルアーカイブの委託料を46万円計上しております。3年度は2冊デジタルアーカイブ化することになっております。1078子供読書推進事業費でございます。事業費総額で165万7,000円の計上でございます、2年度と同額を計上しております。読育に関する経費、それから読育の関係の読書の書代を100万円計上しております。あとはボランティアの保険料を2万3,000円計上いたしております。以上で図書館費の説明を終わります。

○柴文化財係長 続きまして文化財保護費の関係の説明をさせていただきたいと思います。155ページの続きですけれども、文化財保護費全体としましては724万2,000円ということで、前年比は6万8,000円の減になっております。その内の1080伊那谷人形浄瑠璃地域伝承活動費ですが、伊那谷4座の活動費ということで例年どおり保存協議会の方へ負担金を25万円の支出を予定しております。おめくりいただきまして156ページですが、1081文化財保護費になります。こちらは指定してある文化財等の保護費、管理費等になりまして、令和3年度は449万8,000円ということで、15万7,000円の増額になっております。主なものですけれども、01の報酬につきましては文化財保護審議会の委員報酬と会計年度任用職員の報酬になります。下の方になりますが、12の委託料ですけれども、59万2,000円ということで計上してあります。主な内容は県及び町史跡の整備業務の委託料が39万2,000円、それから天然記念物等の緊急枯れ枝除去等の委託料ということで20万円計上しております。それから18の負担金、補助金及び交付金の関係ですが、18の02補助金ということで55万3,000円計上してあります。令和3年度新たにといいますか、臨時的にあるのが北小河内の五社権現本殿の保存事業の補助金ということで、地元北小河内区の方へ2分の1補助ということで11万3,000円の補助を予定しております。それから、その下の漆戸の大文字保存事業補助金と中村常会の念仏講の保存事業の補助金ということで、昨年度新たに要望があったものにつきまして、それぞれ1万円ずつの補助を予定しております。その下の交付金につきましては、32万円ということで福与城跡保存会、上ノ平城跡保存会と松島王墓の環境整備の交付金ということで、合わせて32万円の予算を計上してあります。続きまして、1082埋蔵文化財保護費です。こちらにつきましては遺跡の保護や緊急発掘調査の際の費用ということであります。予算額は202万5,000円ということで、前年比は8万4,000円の減です。主なものですけれども01の報酬ということで会計年度任用職員の報酬ということで107万円、それから07の報償費の関係ですが55万8,000円ということで、緊急発掘時の作業員さんの謝礼等になります。それから13の使用料及び賃借料の関係です

が、29万7,000円ということで、こちらも緊急調査地のバックフォーリース料等になります。その下の1086東山山麓歴史コース整備費ですが、こちらは東山山麓歴史の道の維持管理とか、活用に関する予算になります。予算額は46万9,000円ということで、前年比では14万1,000円の減です。主なものですが、10の04のところですね、印刷製本費ということで15万4,000円計上しておりますが、こちらは小型のガイドマップが足りなくなっているため増刷、500部増刷するというので、15万4,000円計上しております。おめくりいただきまして158ページになりますが、18の負担金、補助金及び交付金の関係で18の03交付金25万円ということで、こちらにつきましては竜東5区へ各5万ずつということで、維持管理交付金ということで計上をしております。文化財保護費につきましては以上になります。

○赤松図書館係長 同じく158ページの文化センター費の関係についてご説明申し上げます。まず最初に、1090文化センターの管理費でございます。文化センターの施設設備等の維持管理にかかる項目の予算になります。まず最初に10の需用費の関係でございます。消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料の関係でございますが、トータルしまして1,041万7,000円として計上させていただいて、昨年並みの計上をさせていただきました。11の役務費の関係でございます。手数料としましてピアノの調律から始まりまして5項目ございますけれども、合わせて21万3,000円、これも例年並みでございます。あと役務費につきましては、例年であれば、01の通信運搬費として電話料の支払いがありましたけれども、この度の総務課一括ということで今回は0円の計上でございます。続いて12の委託料の関係でございます。文化センターの設備と、それと管理運営に係る中の委託料ということで、AV音響設備保守点検業務委託料から一番下の電動式移動観覧席の委託料まで合わせて計上させていただいておりますが、これも前年並みの金額で計上させていただきました。大きく変わるところですが、次のページ、159ページの一番上でございますけれども、先ほど課長の方から歳入の方で説明が若干ありましたけれども、空調設備等改修工事の設計委託料ということで815万1,000円の計上をさせていただきました。これにつきましては先ほどの説明のとおり、このうちの約90%の730万円ほどが町債として計上しているものでございます。これにつきましては空調、主なところは空調設備を現在の灯油を燃やしてのボイラー式の熱源装置であるものを電氣化、すべて電氣化にするということでございまして、それが主な改修の内容になってございますが、その他につきましては舞台の照明設備の関係、それと音響設備の調光卓と言いまして、要するに光を、明かりを調整する、色を変えたりとか、明るくするとか、動きを出すとか、そういうものを操作するいわゆるミキサーみたいな大きな機械があるんですけども、それが開館以来24年間使いつばなしでございまして、改修するにしても部品がないということですので、明かりがつかなくなるという状態でございますので、それを入れ替えるという形、それと文化センターの学習室の外側にありますサッシのところですが、そこが老朽化してきているということで、施錠等に不具合がありますので、それを変えましょうということの内容でございまして、それを一括で工事するのに当

たりましての設計委託料ということでございます。それと、その下の除雪機の点検ですけども、これについても2台稼働している除雪機を点検するというところで3万円を新たに計上させていただいたところでございます。続いて13の使用料、賃借料の関係でございますが、複写機のリース料からパフォーマンスチャージ料まで、これにつきましても例年並みの計上させていただきまして、207万7,000円でございます。14の工事請負費の関係です。舞台機構の更新工事ということですが、ホールの舞台に吊ってあるバトン、照明器具とのバーでございますけども、それを吊ってあるロープ、ワイヤー等を交換するための工事でございますが、今年度はロープ、そのバトンを吊ってあるロープ、それとロープを止める器具等の交換ということで440万円の計上でございます。18の負担金の関係でございます。3団体への負担金ということで、1万3,000円を計上いたしました。総額にいたしましては3,712万5,000円、935万8,000円の増となっております。続いて1091文化センターの事業費の関係でございます。報償費、打ち合わせ等の謝礼でございますが4万2,000円も例年並みでございます。需用費につきましては消耗品、それと自主事業等の開設に当たっての印刷製本の関係でございますが、合わせて184万5,000円の計上でございます。11の広告料でございますが、実施事業を立てるに当たりまして新聞広告等にかかわる広告料としまして13万2,000円の計上でございます。12の委託料でございます。自主事業の委託料でございますけれども415万5,000円でございますが、4月の24日に開催を予定して既に公表しております箕輪寄席の関係、それと8月の末に行われます太鼓の日本の太鼓の委託料、それと豊島区との交流事業としてアンサンブルコンサートを計画しておりますが、それを合わせての金額でございます。続いて舞台の照明、音響の委託料でございますが、舞台運営にかかわる舞台事業者への委託料として749万5,000円、合わせて1,165万円の計上でございます。13の使用料でございますが、著作権料が自主事業の時に発生した場合に支払うものとして22万円を計上しまして、合わせて1,388万9,000円、昨年度よりも42万円の減となっております。続いて、地域交流センター費の関係でございます。159ページ、主に160ページでございます。1092地域交流センター管理費でございます。10の需用費につきましては消耗品から修繕料まで合わせて244万1,000円、昨年並みでございます。11の役務費の関係でございますが、手数料として今回椅子のクリーニング清掃手数料として6万1,000円を計上させていただきました。12の委託料でございます。電気保安の委託料から雑用水他メーターの検針委託料まで、これにつきましても152万円、昨年並みの計上でございます。13の使用料及び賃借料の関係ですが、駐車場用地の借用として3人分120万6,000円等合わせまして123万9,000円の計上でございます。10の工事費の関係でございます。先ほども課長の収入の方での説明がありました。地域交流センターの屋根に貼られています防水のシートでございますが、一部緊急でやらせていただきましたけれども、やっぱり全面ということがございますので、総額990万円の工事費を計上させていただくものでございます。以上です。

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 7項 1目 1093 保健体育総務費でござい

ます。こちらにつきましてはナイトウォーク&ランを除く体育の、スポーツのソフト事業の部分でございます。本年度につきましては2,376万8,000円をお願いしたいところでございます。前年比182万2,000円の減となっておりますが、先ほど公民館の方へ町内一周駅伝の経費135万円ほど移りまして、実質47万2,000円の減となっているところでございます。こちらにつきましては、主な要因としまして松本山雅フットボールクラブとの初年度にかかった経費、タペストリー町中でご覧いただきましたでしょうか。タペストリーの製作とか、そういったものの製作委託がありませんので、そういったものの減となっております。01の報酬から04の共済費につきましては前年並みでございます。会計年度任用職員を2名お願いをしており、それからスポーツ推進委員を12名の方に委嘱を申し上げ、お願いをしているところでございます。それ以外の主なところにつきましては12委託料としまして、プロスポーツ連携イベントの実施ということで、松本山雅のサッカー教室を年3回から4回ほど行わせていただきたいと思いますと思っていますところです。ページをめくっていただきまして、162ページでございます。1098スポーツ振興事業費でございます。こちらがナイトウォーク&ランに係る経費の一切でございます。toto助成がある関係でこのように項目立てを一つにまとめてございます。本年度は709万8,000円の予定であり、前年に比べ31万1,000円の減となっております。こちらの31万1,000円につきましては県外の方へPRをする広告を一切取りやめるということで、今のところ県内テレビ等はCM等考えておりますけれども、状況によりまして、またその部分も検討しながら、しかし実施の方向で、できるだけ最後まで予算執行計画の方をしていきたいと考えているところでございます。続きまして、2目 体育施設費の中でございます。1094屋内体育施設の管理費といたしまして、こちらにつきましては屋内ということで、体育館ながたドームに係る経費でございます。今年度1,087万8,000円、比較としては前年比6万3,000円の微増をお願いしたいと思います。こちらの主な要因としましては12委託料、町民体育館管理業務委託ということで、従来土曜日、日曜日のみの管理人シルバー人材センターへの委託だったんですけれども、平日定期的に消毒作業ということで、何と言うんでしょうか、人の手の触れるようなところを拭いていただく清掃作業、消毒作業を行うこと等により、年間で増をお願いしたいところでございます。ページをお進みいただきまして163ページ、1095屋内体育施設の管理費でございます。本年度につきましては878万2,000円、昨年と比べまして、99万3,000円の減で考えております。こちらにつきましては主なものにつきましては12委託料のところ去年約100万円ほどの経費で環境整備ということで、本年度やらさせていただきましたが、番場原公園の流木、立ち木がだいぶ伸びてしまったというような高木等の剪定を令和3年度は実施しませんので、その分の減となっているような形になっております。めくっていただきまして164ページです。こちらにつきましては体育施設整備費ということで、社会体育館、藤が丘体育館のつり天井工事、つり天井改修工事が終了いたしますので、こちらにつきましては来年度廃目ということでお願いをしたいと思っております。以上、説明を終わります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑、意見がありましたら出してください。松本委員

○8番 松本委員 42ページの社会教育施設整備事業というのがあるわけですけど、具体的にはどのような形かちょっと説明をお願いしたいんですが。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 42ページ、歳入の部分、町債の説明の部分でのご質問かと思います。すみません、言葉足らずで申し訳ございませんでした。文化センターの管理費ということで730万円、これにつきましては先ほど歳出でもご説明をいたしましたけれども、長寿命化に伴う文化センターの冷暖房設備を入れ替える工事を想定したりしていますので、その設計業務に係る費用、委託料の財源裏として町債をお願いしたいところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。松本委員

○8番 松本委員 別のことですが、150ページの児童遊具の撤去のことですがどこどこを撤去するとか、分かる範囲でいいですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○赤松図書館係長 これにつきましては現在のところどここという特定は実際にはしておりません。まだ決まってないということでございます。一昨年度上がってきました点検の結果を基にもう一度それから2年経ちますので、もう一度我々で見ていく中で、再度確認した上で、これ危ないなというものを選定しまして、撤去の方を進めたいというふうに考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。中村委員

○12番 中村委員 159ページの一番上の空調設備改修工事設計委託についてですけど、この委託をする業者は町内にはありますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 すみません、今年度につきましては設計ということですので、設計業務を行えるコンサルさんの方に、すみません設計会社様の方に指名等で近隣の設計会社を選定して発注する予定でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 同じページの舞台照明音響業務委託についてですけど、これはどういった業者が委託されているのか。それは何年かで更新されていくものなのかどうかをお伺いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○赤松図書館係長 この業者につきましては一応業者としては町内に1社ございまして、そちらの業者さんに委託をしているというところでございます。これについては変えるといっても県内、県外にはございますけれども、遠方ということもありまして、またそれに関わる交通費とか上乗せになってきますので、町内比較的近いところ、たくさんあるわけでご

ございませんので、そういう形をお願いをしているところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 146ページの社会教育総務費のところ、1,600万ばかり減少になっているんですけど、この主な要因ってどうか、原因がありますでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○赤松図書館係長 この減の要因としてすみません、直接わからなくて申し訳ないんですけども、考えられることは人件費、職員の人件費だと思います。昨年よりも多分課長が異動になった関係のものが総務費の方の中に入っていたのが今度体育の関係の方に入っておりますので、その部分が消えた関係だと思われそうですが、よろしいでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の文化スポーツ課にかかわる部分について、原案どおり可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決することと決定いたします。その旨本会議で報告させていただきます。以上で文化スポーツ課に係わる審査を終了いたします。

【文化スポーツ課 終了】

⑥学校教育課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 休憩も終わりましたので再開いたします。学校教育課にかかわる部分の審査を行います。まず最初に議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の学校教育課に係わる部分について、説明をお願いいたします。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の細部について説明を申し上げます。井上係長より説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 私の方より細部説明の方させていただきたいと思います。お手元の一般会計補正予算(第13号)をご覧くださいと思います。ページ少し飛びますがまず初めに5ページをご覧くださいと思います。第2表の繰越明許費の関係でございますけれども、今回追加の方させていただいております。10款の教育費になりますが、02項の小学校費、03項の中学校費になります。学校教育活動継続支援事業ということで、小学校費

については520万、中学校費については160万、合計しまして680万円の繰越明許をしてございますのでお願いいたします。事業については後ほどご説明させていただきます。ではちょっと何ページかおめくりいただきますが、12ページをご覧いただきたいと思います。12ページです。初めに歳入の関係でございます。16款 国庫支出金の関係でございますが、02項の10目になります。教育費国庫補助金の関係でございますが、今回340万円の増額補正をさせていただきました。内容ですけれども、学校保健特別対策事業費補助金ということでございます。このうち学校教育活動継続支援事業ということで、国の方で三次補正を編成されていますが、そちらで創設された新たな補助金でございます。これも9月のときの補正予算の内容と若干重複しますけれども、各学校の児童生徒数に応じて補助金の方が配分されるというものでありまして、事業費に対しまして2分の1が補助されるということになります。どういった内容かといいますと、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に係ります経費、また児童生徒の学習保障に対するものに関しまして補助されるというものでございまして、学校の学校長の判断により柔軟に活用できるようにというような内容の補助でございます。各学校の方から補助の部分に対しまして予算の要求を挙げていただきまして、今回予算として計上させていただくものでございます。細かい内容については歳出の方でご説明をさせていただきたいと思いますが、こちらにつきましてはここで交付決定がなされてきますので、年度内の施行は難しいということで、先ほどのご説明のとおりですが、繰り越しをして実施していきたいというふうに考えております。歳入につきましては以上のとおりです。続いて歳出になります。おめくりいただきまして29ページをご覧いただきたいと思います。29ページ、10款の教育費の関係になります。初めに1002の事務局費の関係でございますが、18節02細節の補助金といたしまして、95万5,000円の増額補正でございます。内容ですけれども中学校修学旅行のキャンセル料の負担金ということで、皆様ご存じのとおりかと思いますが、当初今年度の4月に予定しておりました修学旅行、新型コロナの関係で延期延期という形で先延ばしをしてきましたが、一番最後予定していました3月15日から17日の修学旅行につきましても、未だ感染の状況が落ちついてこないというところもございまして、断腸の思いで中止という形にいたしました。こちらにつきましては、ぎりぎりまでちょっと待っていたというところもありまして、旅行会社の方からですね、キャンセル料ということで料金の請求がありましたので、これにつきまして保護者の皆さんの負担というわけにいかないということで、一般会計の方で負担させていただくものでございます。続きまして、1005小学校管理費の関係でございますが、316万5,000円の増額補正でございます。内容としましては消耗品費、修繕料等の増額補正という形になりますが、先ほどすみません、歳入の方でもご説明させていただきました学校の方で柔軟に使うことができるという補助金の関係の支出の方を計上してございます。以降、それぞれの事業コードで同じような内容出てきますので一括でご説明の方させていただきたいと思いますが、それぞれの学校の方から予算の要求の方をいただいておりますが、消耗品の関係につきましては消毒液の購入、また液体石鹸の購入、パーテーションだとか、今回学力保証とい

うのも含んでいるものですので、教材を買いたいということでの消耗品の要求、また修繕につきましては換気扇の取り付けをしたりだとか、蛇口のレバーを、今回工事の方も一部しておりますが、もう少し増設したいというような学校もございまして、その分につきましては修繕料の要求、また備品購入につきましては加湿器だとか、空気清浄機といったような感染対策に伴うものとして予算の要求がございましたので、それぞれ計上の方させていただいているところでございます。1005はそういうわけですけども、1010の小学校教育振興費につきましては165万1,000円の予算の増額という形です。おめくりいただきまして、1015につきましても小学校給食費の関係、38万4,000円の増額ですが、先ほどの補助の内容で予算の計上をさせていただいております。1045中学校管理費141万円の増額補正、1047中学校教育振興費につきまして19万円の増額ですが、それぞれ先ほどご説明させていただきました学校教育活動継続支援事業の補助に対しますそれぞれの要求ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、学校教育課に関しましての細部説明の方させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見のある方は出してください。釜屋委員

○4番 釜屋委員 修学旅行のキャンセルなんですけど、ぎりぎりまで待ったということの状況はよくわかります。その途中でなんか地域を変えとか、身近なところでとか、県内でもちょっと北の方はちょっとあれですけど、そういうご意見はなかったんですか。辞めっていう結論に至ってしまう前に。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 修学旅行の対象がですね、基本的には中学3年生、受験の受験生になるということで、もう時期についてはやはり高校受験を控えておりましたので、秋ごろ行くとか、もう秋というと受験勉強も始まるので、なかなか時期の問題と、それとこれだけ感染第3波といいますかね、そういうものが当初予定あまりして、予想されなかったというようなこともあってですね、場所を変えてっていう中ではやはり修学旅行は2泊3日ですので、そうはいつでも先生方の思いの中ではぜひ奈良・京都、予定どおりのコースにぜひ行かせたかったというのが本当のところだとは思いますが、それは例えば県内に変えとかという選択肢もあるとは思いますが、やはり集大成の修学旅行ですので、そうは言っても予定のところをやれば最優先して考えていたとは思いますが。議員さんのおっしゃられるようにコースを変えるという案も学校内では当然意見としては出ていたと思っておりますが、最終的にはやはり当初のコース、日だけずらすということでまとまったと聞いております。

○4番 釜屋委員 まあ学校側で決めることですのでね、何と言ってもですけど。まあ、このようになってみてすっかりできなかつたっていう風になっているので、結果的にね。だからかわいそうだったなって。丸1年延ばしたってことでもんね。去年の3月頃の予定だった訳でしょ。5月か。新学期になってから。ちょっと残念ですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 本当にな、一番中学生というか、3年生自体が大きなショックだとは思いますが。ですので、また新年度についても方面も含めてどういったところがいかが、また中学校の方では検討をね、していると思われまので、中学にかかわらず小学校においても臨海学習という目的を一つ排除してですね、郊外宿泊学習というような考え方で、現在小学校の方でも検討しておりますし、修学旅行の時期、行き先についてもですね、併せて学校の方で今までの考え方を改めてですね、検討しているようであります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 同じく中学校修学旅行キャンセル料についてなんですけども、確認なんですけど、これキャンセルにかかった費用は全部今回95万5,000円でいいということですね。要は簡単に言うと、保護者から集めたお金については全額保護者に返ったという理解でよろしいでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 おっしゃるとおりで保護者負担は一切なしということで、既に集めましたお金については、保護者の皆さんへ全額返還をするという形になっております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。寺平委員

○13番 寺平委員 学校の負担もなかったっていうことでよろしいですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 そうですね、学校の負担もないっていうことになります。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。唐澤委員

○5番 唐澤委員 その話題が続いてますのでね、ちょっと私も聞いてみたいと思ったのは、これ結局修学旅行の業者に支払う予定だった総額は幾らだったんでしょうか。それでこのキャンセル料については何%請求されたということになっているんでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 修学旅行の実施に当たってお金を回収していた費用につきましてはすみません、手元に情報がありませんので承知しておりません。今回キャンセル料として請求されている金額については、今ここで予算の計上したものの総額なんですけれども、内訳なんですけれども、修学旅行を計画していただいていた業者さんからはですね、今まで継続した付き合いもちょっとあるというところもありまして、企画料通常であればキャンセルすると取られるような形になるんですが、企画料については請求しないという形でお話をいただいて、非常に善処していただきました。今回の金額は宿泊する予定であった宿泊先からですね、キャンセルしましたので、2割のキャンセル分を請求されているということがありまして、その分については結局旅行会社さんの方ですね、負担していただくというわけにはいかないの、こちらの方で補てんするというような形で話のほうしてございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第3号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の学校教育課に係わる部分について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで原案のとおり決することに決定いたします。その旨本会議で報告をいたします。

次に議案第19号 箕輪町学童クラブ条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは議案第19号 箕輪町学童クラブ条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。この条例につきましては本会議で町長より提案のあったとおりでございますが、子育て世帯への支援の充実並びに学童クラブを利用する保護者負担の軽減のために学童クラブ利用料を引き下げる条例改正となっております。それでは、議案書の最終ページ、3ページに表の資料をつけさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。表の左側が現行の利用料、また右側が改正後の利用料となっております。初めに、通年利用児童お1人が学童クラブを利用する場合、通常月額1人4,000円かかる部分でございます。こちらを25%減額しまして、月額3,000円に改めるものでございます。併せまして、学童が2人以上通った場合につきましては、1人につきましては月額利用料は半額ということで、現行でしたら2,000円のところを25%減額して、月額今度は1,500円の金額に改正いたします。併せまして長期休業のとき、1カ月の利用日数が10日以下の場合には利用料を半額にする部分も含めてですね、あと長期休業日に利用する場合の日額200円増しというものも含めまして、すべて25%を減額して保護者負担を軽減する予定でございます。本会議の質問の中でもありましたとおり、何で25%、3,000円にするのかという中では、伊那も含めました伊北地区の中で一番安いところが伊那市の3,000円。この一番安い利用料に合わせる形で3,000円、25%というものを算定したわけでございます。この条例の施行につきましては4月1日からということになります。また従前の利用料は今までどおり附則の中ですね、令和2年度までの学童クラブの利用料につきましては、従前の例ということで、現行の利用料を徴収するという形となっております。以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑を打ち切ります。それでは討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第19号 箕輪町学童クラブ条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。その旨本会議で報告をさせていただきます。

それでは次に議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の学校教育課に係わる部分について説明をお願いいたします。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは議案第21号 令和3年度一般会計予算につきまして説明を申し上げます。細部につきまして係長より説明させますので、よろしく申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 では、私の方より令和3年度一般会計予算につきまして、ご説明させていただきますと思います。お手元の箕輪町予算に関する説明書をご覧いただきまして、こちらの方で説明させていただければと思います。では、おめくりいただきますが、はじめに15ページをご覧いただきたいと思います。はじめに歳入の関係でございますが、はじめに14款 分担金及び負担金の関係であります。02項03目 民生費負担金の関係ですが、2節07細節 学童クラブ運営費負担金現年分ということで、825万円の予算を計上させていただきました。前年度に比較しますと275万円の減額という形になっておりますが、先ほどお認めいただいております料金の改定によりまして、減額しているというものでございますので、お願いいたします。おめくりいただいた16ページには同じく08細節 学童クラブ運営費の負担金滞納繰越分ということで、計上させていただいております。では、少し飛びますが、22ページをご覧いただきたいと思います。続きまして16款になります。国庫支出金の関係でございますが、2項の10目になります。教育費国庫補助金でございますが、783万2,000円の予算を計上させていただきました。内容としては、例年と変わらない部分は例えば特別支援教育就学奨励費だとか、理科の教育等設備整備費補助金、また部活動指導員任用補助金につきましては、前年と内容としては変わってございません。04節04細節 子ども子育て支援事業交付金につきましては、こちらは学童クラブの国の補助金でございますが、3分の1の補助ということで計上いたしました。06節06細節の公立学校情報機器整備費補助金ですけれども、こちらにつきましては新規で計上の方しておりますが、172万5,000円でございます。内容はGIGAスクールの支援業務委託につきまます国の補助金ということで、2分の1補助になりますが、新規で計上いたしました。こちらについては令和2年度については年度の途中で補正をさせていただきまして、国の方で補助金が創設

されましたので、補正を組みましたが、その当初予算分、来年度分ということで計上しております。では、おめくりいただきまして、続いて27ページをご覧くださいと思います。17款の県の支出金の関係でありますけれども、2項の10目 教育費県補助金でございますが、268万2,000円でございます。内容は部活動指導員の任用補助金、また先ほどもご説明しました子ども子育て支援事業交付金、学童クラブの運営に係ります補助金になりますが、それぞれ計上いたしまして、前年度と同額という形になってございます。続いて、おめくりいただいて29ページをご覧くださいと思います。29ページ、続いて18款になりますが、財産収入の関係でございますが、1項1目の財産貸付収入につきましては、学校教育課の方で所管してます教職員住宅の貸付収入ですね、1節03細節 97万4,000円、こちらはメゾンみんなのわの家賃収入でございます。計上いたしました。2目になりますが、利子及び配当金ということでございますが、ここは前年度と額変わりませんけれども、13細節 米山教育振興基金の運用収入、14細節 やまと教育振興基金の運用収入、18細節 大下宇陀児教育基金運用収入ということで、それぞれ計上させていただいております。また、少しおめくりいただきまして、32ページをご覧くださいと思います。続いて、20款の繰入金の関係でございますけれども、2項の13目になります。やまと教育振興基金の繰入金ということですが、こちらにつきましては76万4,000円新規で計上の方させていただきました。中学校教育振興費の方へ充当するというので予定しております。詳細は歳出の方でご説明したいと思いますが、中学校の方で行っています部活動で使います楽器の購入費に充てたいということで、当初の基金の運用の目的に沿ってという形になりますので、この分を取り崩して充当したいと考えてございます。また、少しおめくりいただきまして、36ページあたりになります。22款の諸収入の関係になります。5項1目の辺りにありますが、9節 雇用保険本人負担分、また少しちょっとおめくりいただくんですけども、20節 雑入関係で例年どおりになりますけれども、予算の方で計上しております雇用保険の本人負担分、また太陽光発電の電力販売料、また中学校に設置しております公衆電話利用料につきまして、前年度と変わりませんが、歳入の予算の方を計上させていただきました。また、ちょっとご覧になってください。歳入については以上のとおりでございます。では、続きまして歳出の説明に入らせていただきます。ちょっとまたしばらくが一とおめくりいただきまして、56ページをご覧くださいと思います。はじめに2款の総務費の関係でございますが、1項5目 財産管理費の関係になりますけれども、12節01細節 委託料でございます。これも例年になります。中学校の建物管理ということで業務委託の方しております。80万5,000円になります。こちら中学校の建物についてシルバー人材センターにお願いしまして戸締りだとか、内部の巡視をしていただいております関係の経費でございます。またしばらくちょっとおめくりいただきますが、ページで言いますと135ページをご覧くださいと思います。10款の教育費の関係でございます。10款の教育費の関係でございます。はじめに1001教育委員会費の関係でございます。こちらの事務事業につきましては教育委員さんの報酬、また教育長の給料だとか、また教育委員さんたちの研修視察、

そういったような経費の方を支出してございますが、金額につきましては1,539万3,000円の計上額になりますが、前年度と大きく変わっておりませんので、ちょっと内容につきましては省略させていただきたいと思います。続きまして、事務事業でいきますと1002になりますが、事務局費の関係でございます。額としましては2億35万円の計上でございますが、こちらの事務事業につきましては小中学校の全体に係ります経費類の支出だとか、教育委員会の事務局の経費の方をこちらから支出の方をしてございます。はじめに01節の報酬からですね、始まりまして04節までの共済費になりますとか、こちらにつきましては人件費の関係で予算の方計上してございます。例年どおりですけれども、学校教育指導主事だとか、特別支援教育支援員さんだとか、情報教育活用支援員、ICT支援員ですね、の管理だとか、中間教室、また庁務さんたちの人件費の方計上しているところでございます。07節になります。報償費の関係でございますが、この中の一番下になります子育て応援小中学校入学祝金の関係でございますが、439万円の予算を計上させていただきました。今度の4月になりますが、入学される小学校へ入学される児童さん、また中学校へ入学する生徒さんに対しまして、お1人ずつ1万円をお祝い金ということで支給させていただくものでございます。合計しますと439人いるということでございますが、小学校でいうと217人、中学校222人の予定でございます。次のページになります。12節の01細節の委託料の関係でございすけれども、その中の下から3番目になります。ネットトラブル相談業務委託の関係でございすますが、96万円の予算を計上させていただきました。こちらにつきましては令和2年の12月に補正予算の方させていただいておりますが、各それぞれのお家に持ち帰りをするに当たりまして、お家での活用が1人1台パソコン増えてくるわけでありまして、こちらについてのいわゆる、要はインターネットを活用したトラブルといったようなものの相談業務、またそういったセキュリティー的な対応とか、モラル的な対応が必要だということで、研修の費用を今年度に引き続きますが、計上の方をして、行っていくというものでございます。下から2番目ですけれども、GIGAスクールの支援業務委託の関係であります。2,174万9,000円の予算の計上をさせていただきました。こちら1人1台パソコンということで今年度整備の方ができたわけでありまして、そのパソコンの活用だとか、その他情報機器類というものに対する支援をしていただくための業務委託を行っていきたいというふうに考えております。内容ですけれども、お2人程度の人にですね、各学校を巡回しながら、ちょっと常駐をしていただくような形で、イメージの方をしております。先生方からのヘルプデスクであったりとか、また場合によっては、児童生徒の授業の方に入らせていただいて操作説明とかをしていただいたりとか、TTみたいなことをしていただければいいかなというところ、また機械自体が故障したときの故障対応だとか、研修ですね。操作研修といったようなものをこの中に含めまして業務委託をしていきたいというための予算の内容でございす。一番下ですけれども、WEBフィルタリング運用業務委託307万5,000円につきまして、こちらについても令和2年の12月の補正予算で予算の方をお認めいただいておりますが、その継続という形になりますが、1人1台パソコンを家に持ち帰って活用していた

だくことを進めているわけですが、それによって保護者の目が届かないときに子どもが有害サイト等にアクセスしてしまわないようにということで、フィルタリングをするようなものをここで計上させていただいてございます。では、おめくりいただきまして138ページをご覧くださいと思います。続きまして、1003の教職員住宅管理費の関係でございます。教職員住宅の維持管理をこの事務事業の方から支出の方しておりますが、本年度153万4,000円の計上でございます。若干増額してございますが、内容ですけれども、12節01細節の委託料の関係ですけれども、37万4,000円新規で予算の方を計上させていただきました。内容ですけれども、住宅跡地境界確定業務委託ということでありまして、現在木下の西垣外ですかね、教員住宅でもう既に壊してありますが、跡地がございます。その跡地につきましては今後の利用見込みの今予定がないということで、普通財産化して跡利用の方を進めていきたいと考えております。その移管をするための境界確定をこの中で行っていきたいと考えてございます。続きまして、1005小学校管理費の関係であります。こちらの事務事業からは小学校の施設の維持管理だとか、運営のための消耗品類、また備品の購入、また光熱水費といったものを支出の方をしております。額としましては9,430万円の額でございますが、次のページ139ページになりますが、12節01細節の委託料の関係になりますが、新規で項目がございます。一番下になりますけれども、照明PCB撤去・LED化工事設計業務委託ということで、629万8,000円を新規で計上させていただきました。内容ですけれども、現在教室等の照明にですね、PCBというポリ塩化ビフェニールという薬品が使われているものがございます。だいぶ昔に作られたものですので、全てというわけではなく、ある程度絞られた一部という形になりますが、こちらにつきましては法令です、撤去の方を進めていくようにというようなものでございまして、これに沿いまして町の学校施設につきましても撤去を進めたいというところ、また学校の体育館になりますが、体育館の水銀灯がまだございます。水銀灯につきましても2020年12月に製造停止になっておりまして、水銀を扱っているというところもあるわけですが、こちらについて水銀灯も撤去を進めていくべきものですのでそういったもの、またその他の照明類ということで、各教室だとか、管理諸室系にございます照明を光熱水費の削減、また管理のしやすさというところ、またLED化することによって照明が明るくなるという利点もありますので、学習環境の改善というところを含めまして、それぞれの町内にあります小中学校の照明類をLED化していきたいというふうに考えてございます。実際工事の施工につきましては補助金の交付もちょっと現在のところ予定しておりますので、施工につきましては令和4年度に実施していきたいというふうに考えておりますが、それに向けての実施設業務委託ということで、今回令和3年度の方に設計業務分を予算計上させていただいたものでございます。続きまして、14節01細節の工事請負費の関係でございますが、883万6,000円の予算の方を計上させていただきました。主な工事の内容ですけれども、中部小学校、東小学校の充電設備の修繕、また東小学校の北校舎にあります床の修繕、また西小学校の天井がややちょっとたるんでおりまして、その修繕といったようなものを予定しております。令和2年につつま

してはトイレの洋式化、多目的トイレということで予算をここに盛っておりましたので、工事費的には2,800万ほど減額しているというような状況でございます。おめくりいただきまして140ページをご覧くださいと思います。続いて、1010 小学校教育振興費の関係であります。こちらの事務事業からは小学校の授業の実施に伴う経費だとかを支出してございます。はじめに13節01 細節になりますけれども、使用料及び賃借料の関係ですが、一番下の項目になります。大型提示装置のリース料ということで737万1,000円を計上させていただきました。こちらについては小学校の5項にですね、普通教室、また理科室になります。全部で56部屋に対しまして、大型提示装置を5年のリースで導入していきたいというものでございます。現在教師用のデジタル教科書、また学習支援ツールの活用、1人1台パソコンの活用ということもありまして、大きな画面で表示させたいということが希望としてございまして、現在中学校ではもう既に導入して活用していただいておりますが、これを小学校の方にも広めていきたいということで、令和3年度中に導入したいということで、予算を計上させていただいております。次のページ、141ページになります。19節01 細節の扶助費の関係でございます。1,102万円の予算を計上させていただいております。例年と同じですが、内容としては準要保護の就学援助費、また特別支援の就学奨励費の関係を計上しておりますが、今回新たにここにちょっと加えてございまして、1人1台パソコンをお家に持ち帰って活動していただくというところを進めておりますが、そういった部分のインターネットの接続環境、接続に係ります経費ということで、この就学援助費、奨励費にプラスして、新たな援助項目をつけ加えて、額の方予算計上しておりますので、ご説明の方させていただきます。続いて1015 ですね、小学校給食費の関係であります。こちらについては小学校の給食調理に関する経費ということで、支出の方をしております。給食調理員さんの人件費、また小学校につきましては給食調理業務委託をやっております。施設の修繕、調理器具の購入といったようなものをこの事務事業の方から支出の方をしてございます。額といたしましては1億193万6,000円ということでございまして、前年度比若干ちょっと増になっておりますが、人件費関係の増、また食器の購入を来年度少し進めていきたいということがございまして、増額になっているものでございます。おめくりいただきまして、続いて142ページをご覧ください。続いて、中学校の関係ですが、1045 中学校管理費の関係でございます。こちらの事務事業からは中学校の施設の維持管理、また運営のための消耗品、備品の購入、光熱水費の支払い等を行っております。次のページ、143ページになります。12節01 細節 委託料の関係ですが、一番下にちょっとありますが照明PCB撤去・LED化工事設計業務委託料につきまして、中学校分ということで126万円の計上でございます。先ほど小学校のご説明したとおりの内容です。14節04 細節 工事請負費ですが、76万5,000円の計上ですが、こちらにつきましてはテニスコート、今エプソンのグラウンドを借りているテニスコートに日よけを設置したいと考えてございまして、その予算の方を計上させていただきました。続いておめくりいただきまして144ページをご覧ください。続いて、1047 中学校教育振興費の関係でございます。こちらからは中学校の

授業の実施に伴う経費だとか、学力向上等の経費を支出してございます。11節01細節になりますが手数料の関係で、こちらに記載のとおり英検の受験手数料ということで、99万5,000円新規で計上をさせていただきました。英検の3級、英語検定ですね、英語検定3級、こちらについては中学校の卒業程度ということで示されていますが、こちらを3年生全員で受験していただきましょうということで、町の方で費用を負担するというものになります。目的ですけれども、英語学習を一つの目的にするための支援というところもありますし、現在高校入試制度改革というものが県の方でも進められていまして、少し延びましたが、その中でも英語については4技能評価をしていくということで示されております。こういったものへの対応、また同じく高校入試においても、多面的評価というようなものを導入していくというようなものがありますので、これに対する順次対応していくということの一つの狙い、また英語の町としての取り組みとしてはだいぶ前から行ってきたわけですが、こういった英語学習の取り組みが定量的に評価する術ってのが今までなかったというところもありまして、間接的にはありますが、ここの中での受験した生徒さんたちの受験の状況だとか、合格者っていうのも一つかもしれないですが、そういったものの中から今まで行っている英語学習の一つの評価指標としたいというところも狙いとしてございまして、今回新規で事業をしていきたいというものでございます。次のページ、145ページになりますが、19節01細節の扶助費の関係、さきほど小学校の教育振興費でもご説明をしましたが、準要保護就学援助費、特別支援就学奨励費の方へオンライン学習分の費用負担分を扶助するような形で増額をしているものでございますので、お願いいたします。続いて、1049中学校給食費の関係がありますがこちらに付いた中学校の給食の調理に係る経費というものであります。額としましては2,628万8,000円でございますが、こちらについては人件費の関係での若干の増がございまして、内容としては大きく変わっておりませんので、内容またご覧いただければと思います。若干ですけれども、新型コロナの関係の対策の消耗品を少し増やしたりとか、そういう部分でちょっと若干ですが、増額させていただいています。では、少しまた飛びますが、150ページをご覧いただきたいと思います。続いて、1071学童クラブ運営費の関係でありますけれども、額といたしまして4,364万5,000円という形でございます。こちらについては学童クラブの運営に係る経費の関係を支出しております。大きなものとしては指導員さんの人件費というところになるのかなと思います。この中、全般ですけれども、今度の3月末をもちまして現在学童クラブでも利用させていただいておりますが、西部診療所の方が閉所するという形になります。西部診療所の方で、今まで施設の維持経費関係を計上の方していて、そちらの方で支払っていただいていたわけですが、今回西部診療所の閉所に伴いまして、施設に係る光熱水費だとか、使用料、手数料等につきましては、今回この事務事業の方に移管されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。一番利用する割合が高いのが現状としては学童クラブということになりますので、そういった会計の中での処理としていきたいと思います。中のですね、12節01細節の委託料の関係になりますが、86万1,000円、新規で計上の方させていただきました。東部

教室の改築設計業務委託ということになります。現在東部教室につきましては、夏休みで一番多いときで30人ほどお預かりする状況がございますが、実際一通りずっといるべき場所の面積が今36㎡ということで、厚生労働省の方からは1人当たり1.65㎡程度が必要なんじゃないかということで、方針のほう示されていますが、現在これをちょっと満たせていないという状況がございます。ご存じかと思えますけれども、東部教室につきましては体育館のミーティングルームを活用しておりますけれども、現状その場所だけだところをちょっと満たせていないというところもございまして、昨年度ですね、令和元年のときに行いましたが、北部教室の改築のようにちょっと隣接する器具庫の方を改修していきまして、児童クラブの教室として使えるような形での設計を進めていきたいと考えております。改修自体につきましては令和4年度を予定していきたくないとはいえませんが、その設計業務委託ということで令和3年の方に予算の方を計上させていただきました。続いて、151ページですね、一番上にあります14節01細節の工事請負費の関係ですけれども、105万円の予算を計上させていただいております。内容といたしましては、中部教室の出入り口に底をですね、設置したい。また、北部教室に今カーテンがちょっとない部屋がございまして、そのカーテンを設置する工事、また南部教室のトイレがございまして、それを洋式化するというような工事の方をこの中で行っていきたいというふうに考えております。以上で、駆け足になりますけれども、学校教育課に関します部分について細部説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今説明が終わりましたけれども、ちょっとここで休憩をしたいと思いますのでお願いたします。15分くらい。24分に再開をしますので、お願いたします。

それでは再開をしたいと思います。ただいま議案第21号について説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑、ご意見のある方は出していただきたいと思えます。13番 寺平委員

○13番 寺平委員 2、3点くらいお尋ねしたいと思えます。説明書の136ページなんですけれども、子育て応援小中学校入学祝金、新規事業ということで、これについてなんですけれども、これはいい取り組みだと思えます。単年度事業を予定してるか、今後も継続する前提での事業になるのかをお尋ねするのが1点と、次に138ページの教員住宅の跡地境界確定業務委託についてなんですけれども、今後跡地利用を検討していくということなんですけれども、跡地利用といってもどういった跡地利用が考えられるのか。とりあえず当面更地で置いておくという形になるのか。それとも何となくイメージがあるのかちょっと教えていただきたいのが1点です。あとは以上2点でお願できればと。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは、前段の入学祝金単年度か継続するののかというお話でございます。一応当面続ける予定ではおりますので、ちょっといつまでということはお申し上げませんが、今年限りではないということで、ご理解いただきたいと思えます。そ

れから2番目の教員住宅の関係なんです、場所につきましては先ほど係長が申しあげました(聴取不能)の部分がメインになりますが、以前も近隣の方に売却というような話もあって、こちらとしたらいつまでももう草刈り等もやり切れない状態ですので、きちっと境界を画定した上で企画振興課の方が財産管理になってますので、そちらの方に移管して、通常だったら一般的に、例えばプールのように不動産業者なり、個人なり、そういった形で宅地として売却することを考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ちょっと、今のことに関連してですけどいいですか。今、教員住宅ってどのくらい使っているわけです。

○三井学校教育課長兼管理係長 何人入ってるかっていうことですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いくつあって、使えるようになっていて何人入っているんですか。井上係長

○井上教育総務係長 現在教員住宅として使えますという状況になっているのはメゾンみんなのわの単身棟ですね。部屋としては12部屋あります。あと、三日町の教員住宅というものがありますが、だいぶちょっと古いんですけども、そこが一応まだ一応建物としては持っているということで今2棟ですね、あります。現在入居をしている方につきましては現在という形ですけども、メゾンみんなのわの単身棟に4人の先生が今入っていただいている状況でございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。6番 入杉委員

○6番 入杉委員 まず、27ページの部活動指導員任用事業補助金とありますが、この内訳と言いますか、これどんな人に何人がまず(聴取不能)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 部活動任用補助金につきましては国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1というような仕組みでの補助の内容になっております。なので総額がこれの3倍していただくと67万2,000円ですかね、の事業費になっています。現在予定しているのはお2人の方、これ今年もやっていますのであれですけども、来年度もお2人の方に指導員という形で入っていただきまして、総区画というか、トータルとして210時間が上限になっていますので、その範囲で部活等の指導に当たっていただくと、そういうことを予定してございます。実際にこの人に頼みたいということは今学校の方で最終選考みたいな形になっていまして、概ねその2人は確定してきた状況ですので、来年入って早々にお願いできいくのかなというふうに考えているというところでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員

○6番 入杉委員 部活はもう特定しているわけですね、何部と何部。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今年度はですね、女子卓球部にお2人の方入っていただいていたが、女子卓球部お1人、来年度はそういうわけでサッカー部にお1人入っていただく予定で、二つの部に1人ずつ入っていただく予定でございます。以上です。

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他に。6番 入杉委員
- 6番 入杉委員 引き続き、四つほどありますので。32ページのやまと基金ですけれど、現在やまと基金の残高と言ったら失礼ですが、どのくらいになっているのでしょうか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 井上教育総務係長 今のやまと基金の残高ですけれども、令和2年の3月末の状況で904万1,439円の残高がございます。以上です。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員
- 6番 入杉委員 137ページ、病時・傷病時等児童生徒送迎タクシー、これはどういうときに使うのかっていうことと、実際にこの利用された実績といいますか、ケースをお尋ねします。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 井上教育総務係長 今お尋ねいただきました病時・傷病時の児童生徒送迎タクシーですけれども、こちらはですね、学校で学校活動の中で児童生徒が怪我をしてしまった、病気になってしまったという場合で、救急搬送まではいかないけれども、病院に連れていくべきだということで判断したのについて、結局養護の先生が自分の車で送っていくというわけにはいきませんので、そのときにタクシーを使って病院まで、要は児童生徒を送っていくと、搬送するというためのタクシーの利用料という形で予算を確保してございます。これについては、それぞれの年によって発生度合が全然違いますので、それぞれ学校ごとにどのくらい必要かっていうのを一応概ね報告をしていただいたものを合算した数字をここに一応載せてありますが、大きな枠の中ですので、どこの学校が今年多いとか、そういうところについても対応できるところでの大枠で予算を確保してございます。以上です。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員
- 6番 入杉委員 今まではこういったときには養護の先生がご自分の車でというケースが多かったということになりますか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 井上教育総務係長 この予算についてはですね、今年度、令和2年からちょっとこういう形で別出しをさせていただいていますので、令和2年の予算書をちょっと見ていただければ、同じように数字が載っているものですので、また比較していただければいいかなと思います。令和2年よりも前、令和元年よりも以前については各学校それぞれで要求していただいたものをそれぞれで載せていたので、大枠の中のそれぞれの費目の中に入っているという形で、特出しはしていませんでした。ので、ちょっと見えている、今はこういう状態で見えているということで、ご理解いただきたいと思います。タクシーの利用自体については基本的に教職員が自分の個人的な車に児童生徒を乗せるっていうことはいけないというルールになっていますので、こういった形でタクシーの送迎というのは、今までも予算があって行っていたということで、ご理解いただければいいと思います。以上です。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員

○6番 入杉委員 今までは個々の学校の予算の中の範囲内で処理されていたものを今度は一括して項目として上げていって、もうこの枠の中で運用していくよということによるしいんですね。はい、わかりました。最後になります。144ページ英検ですが、中3生全員分のこれ受検料だと思うんですけど、これもまた大変申し訳ない。全員受けて全員がどの程度合格率、合格と言うと失礼ですけども、実績は手応えがあるのでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 どのくらいの合格率を目指すかというところは特に定めていないのが実情です。よくある英検の受検率に対して、合格者の率というのは、多分英検のやっているその協会の方から示されていると思いますが、それはあくまで英検を受けたいと思った人たちが申し込んで受けているので、当然そういう対策っていうか、気持ちを持っている方が受けているので率はこの率というのが多分出てきますが、今回全員受けていただくという形で進めていますので、そうするとその率よりは当然下がるだろうなという認識でいますので、具体的にどの率まではというところまではちょっと今考えてはおりません。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員

○6番 入杉委員 となると、そのモチベーションの高い子どもとモチベーションのあまり高くない生徒といるかと思うんですが、その辺は現場の先生にぜひ頑張ってもらって、あまり強制的にならないように配慮をしていただきたいと思います。終了です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 私もちょっとこの英検の関係、気になったものですからね、基本的には学力テストのこういうテストについてはですね、慎重であるべきだと。標準学力検査もやっているわけで。それについてもいろいろ議論があって、教育委員会の中でね、どういうところでこういう発想が出てきたのか。それから、やはりこうなってくると塾とかね、こういう英検を受けるための塾のところへ行かなきゃいけないっていうかね、なんかそういうあれになってくるという、私は英検っていうのは基本的に多分旺文社だね、そういうところでのあれで、個人で受けたい人についてはそれなりの用意をすとか、いろいろあると思うんです。やっぱりこういういわゆる何て言うかな、学力を計るってことに対しては外部の形でね、非常に慎重であるべきだと。それで指導要領なんかでも基本的には評価のあり方としてこういう何て言うのかな。相対評価的なことはどうなのかっていうか、これある意味じゃ絶対評価なんだけども、こういう評価のあり方はどうなのかとかね、いろいろあると思うんですよ。ちょっと私もちょっとこれ入れるに当たっては気になってね、長野県むしろ数学の方の力がね、あれなんで、数学の方も検定もあるわけで、そういうところをやりながらどこが、それは標準学力テストのあれもある。ちょっとどんな議論がね、そっちで行われた。それから、近隣の市町村でね、やっているのかどうなのか。ちょっとその辺の情報なんかもどういうふうに集めてやったのか。ちょっと事務局サイドの皆さんにお聞きするのはちょっとあれなんだけど、教育委員会の中でどんな議論が行われたかっての、ちょっと気になるんです

けどね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 英検結構大胆なことだろうと、近隣の市町村ではこの近辺にはそういうところは確かごめんなさい、私の記憶ではないと思っております。全国的にはあるはあるんですけども、確かに全員受けていただくというのは、受けたくないって思っている人もいるのかもしれないとは思ってはいますが、これはいわゆる希望者だけに補助金出さっていうと、ただその人たちが本当に受けようと思った気持ちを持っている人たちにお金が出ていだけであって、全員公平にということではないっていうこともちょっと一つあります。あとは、それを客観的に町の行ってきた英語の学習というのはどうだったんだろうというところは昔から言われているところでありまして、それを評価する方法ってやっぱちょっと難しさがあましてですね、例えば修学旅行で外国の方とお話ししたんだってみたいなもの、そういうものを評価の指標としてとらえるのも、ちょっといかがなものかというところもありまして、それを客観的に調べるものの一つ、そういうものを求めて、我々として求めていたっていうものもありまして、今回英検を全員受けてみたらどうかということ考えた次第です。これについては教育委員会の定例会の中でも来年度の予算としてはこういうことをやっていきたいということでの説明はさせていただきました。あと、英検を受けるに当たって例えば塾とかについていうちょっとお話ですけども、それについては学校の先生たちにもこういうことをしていきたいってことで一旦話を投げかけて、してありまして、現場の英語の先生たちからはそういう目標があるのであれば、それに向かって、もちろん指導要領もありますけども、頑張ってやっていきたいという声もありました。それと併せて現在英語学習については業務委託でですね、実際にALEさん入っていただいています、その業者さんの方に同じ契約の範囲の中において、英検対策用の授業もカリキュラムの中に含めていきたいと思いますという話もちょっとさせていただいてあって、概ね了承をいただいているということです、英検を受けるにあたって、塾にわざわざ通わなくても英検対応、対策用の勉強ができるという環境は、もちろん用意していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 やはりこれ教育委員会との関係もあるんでね、議会との関係もあるんで、ちょっと難しいところもあるんで、ならちょっと今の説明の中では教育委員会の中でどれだけ十分な議論がされたかというところがね、ちょっと私見えないんですけども、やはりこういうことについては慎重な対応がやっぱり求められるというふうに思います。今も現場の英語の先生の声なんかもちょっとわからないところありますし、この辺ですね、もう少しというかですね、どの辺からこの話が前の何年、しばらく前からね、これ懸案事項になっていて、今度の新年度の予算に盛り込むようになったのか。その辺のもう少し経緯をお願いしたいと思うんですけどね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今回英検を全員のついでという辺りの話につきましては今年度でなく、令和2年ですので、令和元年度中の予算、翌年に向けての予算の編成の中から現在エー・トゥー・ゼットというところに教育支援をしていただいて、ALTさん派遣していただけてますけれども、そのALTさんの中でいわゆる別のカリキュラムを取り組んでいて、箕輪の特徴だということを取り組んできました。それが本当に実を結んでいるのかどうなのかというちょっと評価の段階にちょっと入っていたと思います。その中で、子どもたちがどういう身につけているんだというのはもう前々からですね、その業務委託がどうなんだという議論があったかというところの中で、それを客観的に評価する指標として必要なんじゃないかという議論をですね、事務局の内部としては令和元年の頃からちょっと継続してしてきたという一応経緯があります。議会の皆さんにご説明というところまでは至ってないですけれども、事務局の中としてはですね、議論をしてきました。今回全員ということで一応予算をつけて、希望としてはできれば受けていただきたい気持ちもありますけれども、ちょっと学校とかですね、様子も聞く中で、中にはどうしても受けたくないっていう人もどのくらいいるかもちょっと今実情わかりませんので、どのくらいそれを受けたい気持ちを持っている生徒さんがいるかどうかによっては、ちょっとこのやり方的なところはまだこれから若干検討の余地はあるかなと思っていますので、先ほど言ったとおり、評価の指標ってここにこだわるのであれば、理想は全員なんですけれども、一つの学習目標にしようとか、先ほど言いましたけれども、いずれにしても高校受験のときにもう4技能を評価されることはもうほぼ間違いないので、こういうテストが今後されていくんだよっていう前段として、今回の取り組みは進めていきたかったかなという思いで予算化をさせていただいたところでもあります。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 かなりですね、先ほども私も見て結構の予算だなと思いましたけど、外国教育支援業務委託料2,700万ね、3,000万近いこれに対する効果みたいなもの、これを知りたいっていう思いはあると思うんですけど、その辺のところと、そして子どもたちに実際受けさせていくっていうところ、やっぱりそういう子どもたちの、今もありましたけど、抵抗感とかね、かなりそれを1回のところで数値が出て、それでしかも合否ということが出てくるものですからね、検定ですからね、点数で出てくるんじゃないかって。だから、ちょっと以前からもこの標準学力検査については問題だったけど、特にこれは合否が出てくるっていうところが非常に私はあれで、ちょっと教育委員会の議論がどうだったのか、現場の先生たちの声はどうかとかね、あるいはもっと言えば子どもたちの気持ちにこういうものが入ってくるっていうね、この気持ちがどうなのかっていうの非常に思うわけですけど、その辺教育委員会の方の動き、もう少しその辺の中学校サイド、中学校サイドの個別の英語の先生何人おられるかもちょっとお聞きしたいんですけど。何人の先生が担任されておられて、そういう中である意味では教科会っていうのがね、大事な学校の中では（聴取不能）ってな要素を持って、やっぱりその教科についての指導の主体はね、指導要領に沿った形でどうや

っていくかということについては教科会の力が多いと思うんですね、学校全体では見えな
いもんですから。他の教科のとはわからないですから、その教科の主体性でやっていると思
うんですけど。もう少しですね、この辺のところは十分な議論がされてきたのかという
ところ辺りをもうちょっとお聞きしたいんですけど。今の話だと令和元年あたりからね、結
局このどうも見てると3,000万のね、その委託料、効果を図るっていうところでこういうも
のが入ってくるっていうことは非常にちょっと私はね、その辺どうですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 そうですね、正直それ以上の議論は教育委員会の中でも
予算の概要は説明してあるんですが、この英検に限ってね、抜き出してどうだというような
話は正直されてないのが実態であります。こちらも実施に当たっては先ほどね、町議さん
のおっしゃられるような形で英語の先生たちともね、まだ実際予算が通ってからの動きにす
る予定でありましたので、まだ詳細な打ち合わせ等もできておりませんので、実施方法につ
いては中学校ともよく相談した上で進めてまいりたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員

○6番 入杉委員 この議論はそもそも教師の側から出てきた話なのか、教育委員会の委
員側から出た話なのか、ちょっとそこら辺を。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 その発端は教育委員会の事務局からですね、教育委員会の委
員さんではなく、事務局からです。学校からでもないですね。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員

○6番 入杉委員 先ほど唐澤委員もおっしゃいましたけれども、私もそう思いますのは、
やはり今まで箕輪が英語に対してやってきた英語遊びだとか、エー・トゥー・ゼットの授業
だとか、そういうものは決して英検を評価の対象としてやってきたものじゃないって私は
認識してるんですね。なので、なんか突然この英検っていうものが評価の指標の基準のも
のになるっていうのは非常に違和感があって、しかも全員っていうところが非常に時代を
逆行してるように思うんですね。やっぱりさっき井上係長がおっしゃいましたけど、受験
の中の一つの手段といいますか、要件と言われましたけれど、それはもう本当に限られた高
校にそれがあるわけで、そのために全員の生徒が英検を受けなきゃいけないということは
私はないように思うんです。なので、これは本当に予算を全部変えてくれとかそういうこと
は言わないですけども、大変これを実施しちゃったところに行きたくないっていう思
いが今ふつふつと湧いてますけれど、それは子どもたちのためにこれはちょっと慎重にや
っていただきたいという思いです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 少し意見もということなのであれですけど、今慎重にと、私も先ほど申
し上げましたけれども、それでこういう英検を任意で受けて、そしてそれを高校入試の時の
自己推薦入試のときにね、英検これ取ってますみたいな形でつけて、そして高校入試に対

するっていうようなこともあるわけですけども。やはりこれね、全員受けさせる。それで私英語の教科の先生たち、どう思っているかっていうのをお聞きしたのは、やっぱり英語の先生たちは英語の先生たちで定期テストなりでね、絶えず生徒の学力は計っていると思うんですよね。自分たちの指導のあり方も含めて計っているんで、その辺はそういう英語の委託で金額は3,000万っていうことですけど、英語のそういう指導委託をしているということに関してはどういうふうな効果があるってことは、むしろその現場の英語の先生たちの議論の中でむしろ考えることで、外でこういうものを使って、しかも合否という形で出てくるものですからね。非常にこの辺のところは、それでやはり塾へ行ってそういう英検用のやはりトレーニングもあると思うんですよね。英検用のトレーニングを受けた子は出てくるわけで、それが本当に学校教育のところに反映されるかどうかもちよっと疑問のところはありますし。そんなことでね、非常に私も疑問に思って、これ慎重にやるべきだというふうに改めて思うわけですけど、これいつ頃やる予定なんですか。っていうのは自己推薦入試に使うならある程度前にやって結果をそれを使い、推薦のね、書類に使うっていうことになるので少し早めにやらなきゃいけないと思うんですけど、いつ頃これ予定されているんですかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 英検の実施についてはですね、年3回期間が決まっています。その中で確か2月だけに1回あるんですけども、2月はさすがに受験の対応に入っている状況ですので、そこで英検の勉強っていうわけにはもちろんいきませんので、かといって春先にもあるんですけども、春先はまだ3年の授業がこれから始まっていくという段階でありますので、秋のちょっと私のうろ覚えで申し訳ありません。10月だか、11月ですね、にあります。そのタイミングが一番理想かなというふうに現在のところでは考えているところでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 13番 寺平委員

○13番 寺平委員 英検について引き続きお尋ねしたいんですけども、現在の英検の受験状況、要は通常の状態ですね、だいたいどんなような感じなのか、要はお尋ねしたいのは今回英検3級が全員受験ということなので、会場がどこになるのかって、恐らく箕輪中学でやりたいということだと思うんですけど、今あれですかね、井上係長同年なんで覚えているかどうか。英検1級あの時全員受けたような気がするんですけど中1のとき、それはやっていない。やっていない。ちょっとその辺確認で質問します。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 英検については会場、準会場というちょっと指定があります。通常であれば今、会場が確か伊那市ですね、伊那市まで受けに行ってしまう形になりますが、2パターンあって、英検3級については筆記と面接があるんですけども、筆記を学校で受けて、面接をさっき言った伊那市で受けるっていうパターンもあるしってことですが、今回我々の方として考えてるのは人数が、相当な人数を一度に受けるっていうところもありま

すので、これもちよっとまた今後の調整なんですけれども、筆記も面接も箕輪中学校を会場にした形で実施したいというふうに考えていまして、そうすると準会場指定になれば、受験料もちよっと安くなるっていうメリットもありますので、それをちよっと見込んで予算の方は計上させていただいてございます。既に英検の協会の方には現段階で来年度の様子はどうかという話を一応電話では聞きましたが、聞いた中では今ちょうど新型コロナの関係があって、準会場にしてほしいという要望はできるだけ応えているという回答をいただいていたので、この状況がそのまままだしばらく続くのであれば、準会場指定になるんじゃないかというふうにちよっと踏んでいるところです、現段階として。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 13番 寺平委員

○13番 寺平委員 今、箕輪中学で準会場で英検はやっていないということですよ。他の3級だけじゃなくて1級とか、2級とか、違う違う。4級、5級。

○井上教育総務係長 筆記は学校でできていますね。面接やるよっていうときは伊那市に行くんですよ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 13番 寺平委員

○13番 寺平委員 僕が中学1年のときってクラス全員が英検5級受けたんですよ。確か準会場箕輪中学だった記憶があるんですけど、そこで2点なんですけども、準会場で行う場合のこの今回の英検3級については授業時間内でやるのか、それとも休日にやるのか。これによって意味合いが変わってくると思うんですけど、実施日、授業時間内で英検3級をやるのか。学校の休日を使ってやるのか。あと、そのときに僕の記憶、自分自身の30年前の、合否が決まるんですよ。そのときにクラス全員に一人ひとり合格証渡したんですよ。忘れもしない、うちのクラス4人落ちたんですよ。誰が受かったか、誰が落ちたかっていうのがもう一目瞭然。その辺の合否の発表今どういうふうに行うのか。少なくとも昔と今じゃ時代が違うんで、全員の前で受かった、落ちたというのは余り望ましくないという中で、どういったところを先ほど来合否の決まってしまうという中で、どういった対応をする予定なのかというのをお尋ねします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今お尋ねの実施日については、まだ協会側とかと調整がありませんので、平日やってもらえるものなのか、土日なのか、他のもし準会場指定、ちよっと私も詳しくなくていけないですけど、準会場指定になったときに、他の受験生も受け入れするのかしないのか、そういうところもちよっとわかりませんので、そこはまだちよっと今後の調整だと思っています。合否の発表のときにですね、今こんな状況ですので、皆の前で誰々さん受かりました、誰々さん落ちましたなんていう発表は当然しないと思っていますので、そこについてはもしやるという形になったら、当然配慮すべき事項かなと思っています。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 13番 寺平委員

○13番 寺平委員 ということは平日できれば、やれば授業時間内ということで、先ほど来ちょっと議論になっている任意か必修かというところに影響しているところなんですけども、現在はこういった方向で今、例えば仮定の話なんですけど、平日できますよという場合は授業時間の中でやる予定、どちら方向に今気分が向いているというか、まだわからないとは思いますが、方針はどのように。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 まだですね、中学ともその辺の細かい調整はまだできていない状況ですので、ちょっとその辺については今お答えできません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 12番 中村委員

○12番 中村委員 先ほど寺平議員の方からもありましたけども、その合否の発表ってということで、今まですごい頑張ってきて自信もあったのに落ちてしまったというような場合に、受験にも響いてくるっていうようなことも考えられるし、あともう1点、先ほど秋の受検を考えているっていうことでしたけども、それまでに今までの生徒さんの中で3級をとってしまったというようなことはありますか。そういうような場合にはどういうふうに対処するんでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それまでに自分で独学でですね、勉強されて3級をもう既に取得する生徒も当然過去にもいらっしゃいますので、そうした場合にどうするかも含めて、ちょっとその辺は中学との調整ですが、その準2を、合格している3級受けてもしようがないですので、差額分だけ払って受検してもらうとかその辺はちょっとこれからの調整になります。以上です。

○12番 中村委員 精神的なことは。

○三井学校教育課長兼管理係長 マイナス面を考えればそういうことも確かに出てくるとは思いますが、ある意味英検を目標にして勉強するというような子も当然いらっしゃると思いますので、自信になる子もいるかとは思いますが、そのハードルが中学校卒業程度という中ではね、じゃあ半分以上が落ちるかというところというわけではないかと思っております。ある程度目標を持ってやるというのも一つ大切なことかなとは思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 6番 入杉委員

○6番 入杉委員 これを実施するに当たってはたぶん目標値があると思うんですよね。そうすると、クラスの何割が3級を取得できるかという、私は非常に疑問ですね。今までの経験の中で40人生徒がいて、3級を取得できるのは多分2割か3割だと思うんですよね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 学校の中でですね、そういった目標をつくることは今考えてないです。基本的に要はこちらとしても箕輪の今までやってきたエー・トゥー・ゼットなりね、英語の教育をしてきた中で、先ほどの話のように保育園からの英語遊びから始まって、それで実際こちらは何て言うのかな、目に見えた評価というものが正直非常にこちらも

評価しづらい、どうだったかという中では、子どもさんにはそういうことで試験を受けていただくような形にはなるんですが、いずれにしろその中で課題ですとか、今後の方向性ですとか、そういうのもある程度結果によって見出していけるのかなっていうところにも期待するところはあります。場合によったら今のエー・トゥー・ゼットがそれだけお金をかけて実際どうなんだと、見直しが必要なのか。そういうものにつなげていけるのかなというところでもあります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 すみません、ちょっと今の課長にちょっと補足しますけども、今の英検の仕組みがですね、昔紙でやってて結果だけきましたっていうのとちょっと違って、例えばその学年だとか、クラスの中でどの子がどういう成績だったかっていうのが我々の何て言うんでしょう、学校側だったりフィードバックしてもらえる仕組みがあります。そうすると例えば筆記はみんないいのにヒヤリングが駄目だよとか、そういう結果とかも我々の方にフィードバックしていただけるので、単純にその子の合否っていうばかりでなく、我々の授業がどういうところに強みがあって、弱みがあってっていう分析までできるような形での結果が来ますので、そういった活用もやり方としてはあるということでちょっと補足させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 やっぱりね、ただどうしても合否っていう検定なんでね、検定を受けるってことに関してはやはり私は疑問を持つんですけども、ちょっと細かい状況、最近の状況はわからないんだけど、私はTOEICは何回か受けてるんですね、TOEICはスコアで出てくるものですからね。ですから、そういうようなスコアが出てくるようなもので、それも別に本人だけしかTOEICの結果は伝わってこないんですけども、そういうような。それでどこがどういうところが弱いかみたいな分析もどこまで、自分じゃやっていないんだけどあると思うんでね、それを集団の中でやるとか、ちょっとね、やっぱり検定、何て言うのかな。今まで積み上げてきた、そしてそうやって委託で英語の指導をしているような状況の中で、やはり効果を計りたいというところはわかるんですけども、やはりその辺のところはやはり慎重にしてもらって、この英検以外のね、そういうスコアで出てくるものがあれば、そういうようなスコアだけのものとかね。一番はやっぱり私は現場の先生たちの何回も定期テストをやっているわけですから、そういう定期テストとか、(聴取不能)もあるのかな。模擬試験、何て言うのかな、中学校の試験ってわからないけど、そういう試験をね、やりながらやっているんで、そういうところで英語の先生たちと事務局なり、あれとその効果についてどうなのかっていうようなね、議論をするとか、ある程度そういうことをしたりしながら、こういうふうな何て言うのかな、検定をする、しないみたいのところへ相当慎重に持っていく必要があるんじゃないかなというふうに私思いますけどね。意見もついでなのでそういう意見ですけどね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 そうですね、今唐澤議員さんのおっしゃる部分もありますので、あくまでも予算的には全員が受けれる金額を上程させていただいてありますので、実施に当たってはよく中学校、また担当のね、英語の先生方ともよく相談して、そういった心配のね、部分ができるだけ払拭できるような形で実施できればと思いますので、よろしくをお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 そういう別な検定じゃなくてね、別なものをここで変えるっていうかね、そういうようなことも可能ですかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 いずれにしても、英語のね、担当の先生ともちょっと実施方法についてはまだ正直顔合わせて細かい打ち合わせをしたわけではございませんので、その面も含めてですね、担当の教諭からの意見も聞きながら、また教育委員会としての考え方も含めてですね、実施に際しては慎重に進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。ではこの件以外のことで何か質問ありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 今回の一般質問の中でも質問があって、教育長がお答えになっていたデジタル教科書についてですね、140ページかな、計上されている中で、中学校、小学校それぞれ教科の中に教科書を取り入れていくっていう今後のあれがありましたよね。その現在の現在はまだ決まっていらないんですかね、まだですかね。

○三井学校教育課長兼管理係長 まだ手を挙げている段階です。

○4番 釜屋委員 そうですか。わかりました。その中で、これも実証事業でありますので、子どもたちのね、一番いい方法を選んでいくんだと思いますけれども、その様子をまた決まり次第また何かの機会に、まだということならばいいです。予算だけ盛ってあるっていうことでね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。それでは次に討論に入ります。討論ありますか。6番 入杉委員

○6番 入杉委員 反対で。先ほどの英検に関しまして今ひとつこの予算を盛り込むという趣旨の実体がわからない。なので、生徒に対しての実績、成果を求めるものとしては、手段としては、慎重に図るべきだと思いますので、私はここで予算を盛ることについてすべてを反対というわけではないですが、これは非常に慎重に検討をするべきものだと思いますので、この英検に関しての予算には反対です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成の討論の方はいますか。5番 唐澤委員

○5番 唐澤委員 附帯決議みたいな形で附帯、意見としてね、附帯意見でもいいかもしれ

ません。これを実施するに当たってはね、慎重にというようなね、附帯の意見をつけてというそういう方法もありますか。その辺の手順についてはいかがですか。賛成です。非常に先ほどからですね、質問なり意見も述べさせていただき中で、やはり私は相当慎重にやるべきであるというふうに思います。しかしながらですね、英語についての学力についてを図るということについてはですね、それは一定の意味はあると思います。ただ、今まで町がそうやっているような委託とかしながらやってきたものの、そういう財政的な効果を計るということ进行全面に出すことについては非常にそれは疑問があります。あくまでも生徒のために、生徒の学力のためにこういう予算を盛るといことだろうと思いますけど。そういう観点から一応賛成はしますけれども、一応そのあとまた慎重にという、そういう附帯決議みたいなものを、附帯の意見を付けさせてもらうということも考えながらの賛成であるということをお願いしておきたいとそういう意見であります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に討論ありますか。4番 釜屋委員

○4番 釜屋委員 私は賛成の立場で討論させていただきます。ここで英語検定3級秋にするということは入試に向けて少し間もありますので、そのことによってその子どもさんが賛否によってもそうですし、その状況によって目標を一つ絞って準備ができるということもあります。ですので、学校側でのその賛否についての扱いっていうか、失礼ですけど、そのフォローアップしてくださるという元でね、このものをこの一つ頑張って挑戦できる、前向きな雰囲気をつくっていただくということですよ。今後予想される高校入試のその制度について、一つ箕輪町の英語の頑張っている様子もわかりますし、評価も当然私はしていきなさいいけない、再三外部の方からも言われまして、これだけお金を掛けていてどうなんだっていう、これからのことにかかっているとは思いますが。当然それを子どもの圧力にするわけじゃありませんけれども、一つ子どもに喜んで頑張ってもらえるような受検体制にしてもらえれば私はこのステップでやっていただくのはいいのと思いますけれども、以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで討論を打ち切ります。それではこれから採決を行います。この採決は起立による採決を行います。議案第21号 令和3年度箕輪町一般会計予算の学校教育課に係わる部分について賛成の方の起立を求めます。

【賛成者 起立】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成多数で可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告させていただきます。

○5番 唐澤委員 動議。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 今、可決賛成ということですね、学校教育課に係わる部分について一応可決されたわけですけども、やはりですね、この英語検定をめぐることはですね、非常にや

はり慎重にする必要があるということだろうと思います。やはり合否がですね、生徒に出てくるところですね、やはりその辺のところは非常に慎重にやるべきであり、そして他にもですね、こうやって生徒の学力を図るという方法は他にもあると思いますので、その辺も探りながらですね、慎重に特に学校現場の意見を尊重しながら予算の執行に当たっていただきたいと、そういう意見をつけることを提案いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今唐澤委員の提案されました動議について、賛成される方はおいでになりますか。動議について。

【賛成者挙手】

○13番 寺平委員 動議の提出。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 提出することについて。

○4番 釜屋委員 附帯意見の提出。

○13番 寺平委員 これ内容ってどうするんですしたっけ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 すみません。ちょっとここで暫時休憩いたします。再開いたします。先ほど附帯決議を出すという唐澤委員からの動議に対して、賛成者がおりましたので、その動議は受け付けるということにいたします。動議の内容については附帯決議をつけるという動議っていうことですよ。その内容についての審議は今ここですぐにはできませんので、暫時休憩の後に文書でつくっていただいて、出していただいて、審査するということになりますので、お願いいたします。それでは学校教育課に係わる部分については審査は終了しましたので後は協議会に切り替えます。

【学校教育課 終了】

3日目

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今日は昨日に引き続きまして委員会の審査を行います。昨日は学校教育課の審査は終了しましたがけれども、その予算案審議の際につけて令和3年度の一般会計の予算については可決をされたわけですがけれども、その際に附帯決議をという動議を出されましたのでその内容について附帯決議を出すのかどうかということについて、採決を行いますのでそこから始めますのでお願いいたします。今のそこにお配りしてあるのが唐澤委員から提案されました附帯決議をつけるということの提案の内容であります。これは昨日の議事録の中から起こしたものでありますのでよろしくお願いいたします。この内容で附帯決議をまず委員会として附帯決議をつけるのかどうかということについて採決を行いますのでお願いいたします。それでは唐澤委員から動議で提出されました附帯決議の提案についてその今お配りした内容について附帯決議として提出するのかどうかということについて。この内容というかこの趣旨で附帯決議をするかということについて採決を行います。それではこの附帯決議をすることについて賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 全員賛成ということで附帯決議をすることにいた

します。この内容につきましてはこの後協議をしていただいて今日はこのあと現地視察がありますのでそれが終わってきたあとで作成をしたいと思いますのでお願いをいたします。それからこの附帯決議ですけれどもこの今現在はこの委員会でこの委員会では附帯決議をつけるということで賛成をしていただいたわけですけれども、本会議に出して町に附帯決議を提出するのかどうかという、今この委員会の中でこれはなので委員長報告としてこの附帯決議はありましたという報告はさせていただきます。町に対してそれは議会全体で附帯決議を出すかどうかというそれはこの委員会で提案するという部分になりますけど。そのことについてもこの後これは成案をつくったあとでお決めをいただきますのでよろしくお願ひいたします。それからこの附帯決議ですけれども議案の令和3年度の予算案については可決をこの委員会としては賛成多数で可決しておりますので、その内容の執行を提出するとかあの内容を修正するとかいう部分についてはこの附帯決議の中に盛り込むことはできませんのでその執行に対して取りやめろとか、そういう部分は盛ることはできませんので内容について具体的な理由とこの英検をやめろとかということとは附帯決議の中には盛り込めないということを承知をしておいていただきたいと思います。執行する部分についてこういうことを考えてくださいという部分ではできますけれども、執行権を停止するとかいうことについては附帯決議の中ではできませんのでお願ひいたします。以上で終わります。この後、暫時休憩をさせていただいて現地調査を行いますのでよろしくお願ひいたします。1時半頃出ていくということでお願ひいたします。それでは先ほど現地調査を大変ご苦労さまでした。これから最初の方に続きまして審査を再開いたします。附帯決議についてですけれども附帯決議の案文というか、一応事務局の方で作っていただきましたので2ページをご覧くださいと思います。これでご意見をいただきたいと思いますが、先ほど

(聴取不能)

○13番 寺平委員 午前中も申し上げた、ここ期日はどうしたらいいのかというところで業者の英語検定については懸念されるまでの項目を入れるかどうかというところをちょっと検討した方がいいかと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 とるかどうかっていうこと。

○13番 寺平委員 一つとしてはこの部分については委員会の議論の中でもありますし、あと(聴取不能)はちょっととった方がいいのかなと思いますが、ご意見を。理由としては英語嫌いになる生徒間の差別的な感情(聴取不能)というその根拠、心配事ではあるのは間違いないんですけどもそうなるっていうその根拠が何か問われたときに明確にちょっとできないかなっていうところがありますので、ただ、ここは委員会審査の中ではしっかりと担当課の方に伝えてある項目であるので、とっていいんじゃないかなというふうに思いますけど。

○5番 唐澤委員 私もちょうと表現ね、いろいろ考えたんですけども、やはりどういう背景の中でこういう附帯決議を出すかっていう、その辺のところは出してもいいんじゃないかな

いかと。懸念とかおそれとかっていう表現どうなのがいいかっていうのも考えたんですけど、やはり懸念とかおそれの段階でもこういうことは慎重にという表現ですので、いいんじゃないかと思います。これをもう完全にやめるとかね、そういうようなあれになればまたもうちょっと根拠をはっきりさせなきゃいけないと思うんですけど、こういう場合はこの件のやはり背景になるおそれみたいなものは、危惧みたいなものはやっぱり記載しておいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 今、寺平さんのおっしゃったこの2行について全部（聴取不能）ないんですが、この生徒の英語嫌いが（聴取不能）の部分、生徒間の差別的な感情を生むっていうこともちょっと強いなっていうふうに思いますけれども、要するにその結果が何を生むかっていうことをちょっと言葉を変えて懸念材料としてあげておけばいい、ちょっと強いかなというふうに思いますけれども。

○5番 唐澤委員 あんまりね、時間かけてもっていうとあれですけど、寺平委員が言うようにね、それ前のこういうものを出すに至った背景についてはね、口頭で説明してもらって、それに基づいて総務の常任委員会の皆さんで判断してもらえばいいと思うのでただ、私も表現は強いかかっていうふうに思いました。思うので受検結果の合否が明確に示されることから様々なことが懸念されるくらいでも私はもういいかなと思っています。

（聴取不能）

○5番 唐澤委員 だから具体的にもう挙げるっていうね、ちょっと私も具体的なものを上げた方がこういうとき議論になるかなと思ってね、少し強めの表現で手厚くし、具体的な表現をこれ実は先ほど今朝やったとこなんだけど、出してみても、皆さんの議論の中で少し柔らかな表現にするっていうのはそれでいいというふうに私も思いますけどね。

（聴取不能）

○5番 唐澤委員 その辺の表現でいいけど、今朝もうちょっと強く表現してみようかなと思ってちょっとね、したらというふうなことでちょっと原稿つくって見たんですけどね。いいですよ、私。だから一番最初から申し上げてるのは、最初の時の動議を出したときのね、あの発言を中心につくっていただければいいというふうに私思っていましたのでそれはそれでいいです。

（聴取不能）

○5番 唐澤委員 ちょっと私も今見せてもらって本文の5行目ね、本事業の実施に当たっては前にね、そのためとか接続詞付けた方がいいんじゃないかなとちょっと思って。

（聴取不能）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこの附帯決議書この委員会として附帯決議書として決議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこの附帯決議を議案第21号の可決に伴っ

令和3年3月定例会 福祉文教常任委員会審査

てこの附帯決議も一緒に委員長報告をさせていただきます。委員長報告に当たってはこの附帯決議書をつけて、つけてってというか全員に配って配布して報告をさせていただきます。それでこの附帯決議書ですけれどもこの委員会での決議というところに留めておくということによろしいでしょうか。ご異議ある方いますか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれは委員会の附帯決議書ということで委員会として出すことにいたしました。ありがとうございました。以上でこの福祉文教委員会につきましてはこれで終了といたします。ご苦労さまでした。

午後4時55分 閉会